

2009－2013 年 CCSBT パフォーマンス独立レビュー報告書

サージ・M・ガルシア¹、ホリー・R・コーラー²

(事務局による翻訳)

¹ IUCN 生態系管理委員会議長 (IUCN-CEM-FEG)

² 国際水産物持続財団 (ISSF) 政策及びアウトリーチ部門次長

目次

頭字語及び略語	4
概要	6
1. はじめに	19
2. 方法論	21
2.1 情報ソース	21
2.2 手法	22
3. 国際的状況の進展	23
3.1 国際的なプロセス	23
3.2 Kobe プロセス	24
4. パフォーマンスの評価	26
4.1 保存及び管理	26
4.1.1 海洋生物資源の資源状態	27
4.1.2 データ収集及び共有	34
4.1.3 科学的助言の質及び提供	42
4.1.4 保存管理措置の採択	48
4.1.5 漁獲能力管理	58
4.1.6 管理措置の相互性	60
4.1.7 漁獲割当及び機会	61
4.2 遵守及び執行	62
4.2.1 Flag State duties 旗国の義務	62
4.2.2 寄港国措置	64
4.2.3 監視、管理及び取締り (MCS)	65
4.2.4 違反の追跡調査 :	69
4.2.5 非遵守を確認及び阻止するための協力的メカニズム	71
4.2.6 市場関連措置	72
4.3 意志決定、透明性及び紛争解決	74
4.3.1 意志決定及び透明性	74
4.3.2 意志決定及び紛争解決	76
4.4 国際協力	77

4.4.1	協力的非加盟国（CNM）との関係	77
4.4.2	非協力的非加盟国との関係	78
4.4.3	他の RFMO との協力	79
4.4.4	発展途上国に関する特別な要件	81
4.5	財政及び運営に関する事項	82
4.5.1	RFMO の活動に関する利用可能な資源	82
4.5.2	効率及び費用効果	84
4.6	CCSBT パフォーマンス・レビュープロセスの全体像	87
5.	CCSBT が国際基準に合致している程度に関する結論	89
5.1	基準の定義及びソース	89
5.1.1	定義	89
5.1.2	政府間のソース	89
5.1.3	海洋管理協議会（MSC）	90
5.1.4	その他のソース	91
5.2	CCSBT のパフォーマンスの評価	92
5.2.1	国際基準（Kobe クライテリア）に対する評価	92
5.2.2	MSC クライテリアに対する評価	96
5.2.3	チャタムハウス・ベストプラクティスに対する評価	96
5.3	議論	98
5.3.1	パフォーマンスのリファレンスとなる尺度	98
5.3.2	CCSBT の全体的なパフォーマンス	98
	参考文献一覧	101
	別添 1：第二次 CCSBT パフォーマンス・レビュー付託事項	103
	別添 2：Kobe 1、2 及び 3 プロセス及び関連する作業部会から生じたまぐろ類 RFMO のパフォーマンスに関する要件	105
	別添 3：2008 年以降の ESC 勧告に対する EC の対応	115
	別添 4：チャタムハウス基準（Lodge ら、2007 年）に対する CCSBT のパフォーマンスにかかる 準定量的分析	117

頭字語及び略語

ACAP	アホウドリ類及びミズナギドリ類の保護に関する協定
ATV	稼働しているマグロ漁船
BCWG	Kobe II 混獲作業部会
CCAMLR	南極の海洋生物資源の保存に関する委員会
CBD	1992 年生物多様性条約
CC	CCSBT 遵守委員会
CCRF	1995 年責任ある漁業のための行動規範
CCSBT	みなみまぐろ保存委員会
CDS	漁獲証明制度
CITES	絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約
CMS	移動性野生動植物の保全に関する条約
CNM	協力的非加盟国
COFI	FAO 水産委員会
CPUE	単位漁獲努力量当たり漁獲量
EBSA	(生物多様性条約における) 生態学的・生物学的に重要な海域
EC	拡大委員会
EEZ	排他的経済水域
ERA	生態学的リスク評価
ERS	生態学的関連種
ERSWG	CCSBT 生態学的関連種作業部会
ESC	拡大科学委員会
ETPS	絶滅危惧種、絶滅危急種及び保護対象種
FAC	財政運営委員会
FAO	国連食糧農業機関
FIRMS	漁業資源モニタリングシステム
IPOAs	FAO 国際行動計画
ISSF	国際水産物持続財団
IUCN	国際自然保護連合
IUU	違法、無報告、無規制漁業
IATTC	全米熱帯まぐろ類委員会
ICCAT	大西洋まぐろ類保存国際委員会
IGO	政府間組織
IOTC	インド洋まぐろ類委員会
ITLOS	国際海洋法裁判所

JTBWG	合同混獲技術作業部会
K2SM	Kobe II マトリックス
MCS	監視、管理及び取締り
MCSWG	Kobe II 監視、管理及び取締り作業部会
MoU	了解覚書
MP	管理方式
MSE	管理方策評価
NCNM	CCSBT の非協力的非加盟国
NGO	非政府機関
OM	オペレーティング・モデル
OMMP	オペレーティング・モデル及び管理方式に関する技術会合
PRP	パフォーマンス・レビューパネル
PRWG	CCSBT パフォーマンス・レビュー作業部会
QAR	品質保証レビュー
REIO	地域的な経済統合のための機関
RFMO	地域漁業管理機関
RMA	調査死亡枠
SAG	CCSBT の資源評価グループ
SAWG	Kobe II 科学的助言作業部会
SBT	ミナミマグロ
SC	科学委員会
SFMWG	戦略・漁業管理作業部会
SPRFMO	南太平洋地域漁業管理機関
TAC	総漁獲可能量
TIS	貿易情報スキーム
TMWG	Kobe II まぐろ類管理作業部会
UNCED	1992 年環境と開発に関する国際連合会議
UNCLOS	1982 年海洋法に関する国際連合条約
UNFSA	1995 年国連公海漁業協定。分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源（ストラドリング魚類資源）及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する 1982 年 12 月 10 日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定
UNGA	国連総会
VMS	船舶監視システム
WCPFC	中西部太平洋まぐろ類委員会
WSSD	2002 年持続可能な開発に関する世界首脳会議

概要

IUCN 漁業専門家グループ議長であるサージ・M・ガルシア博士及び国際水産物持続財団 (ISSF) 政策及びアウトリーチ部門次長であるホリー・コーラー氏により、みなみまぐろ保存委員会 (CCSBT) に対する第二次パフォーマンス・レビューが実施された。レビューでは、2008 年の第一次評価以降の CCSBT の対応・進捗状況、及び現時点で考え得るベストの国際規範に対する現在のパフォーマンスについて評価を行った。

方法

パフォーマンス・レビューパネル (PRP) が用いた情報ソースは以下のとおりである。(i) 2008 年以降の達成状況及び変化を CCSBT が注釈として反映した前回のパフォーマンス報告書 (SA-2008 and PR-2008)、(ii) リクエストに応じて CCSBT 事務局から提供された補足情報、(iii) CSBT ウェブサイトから入手可能な情報、(iv) 報告書内に列記した専門家からメールを通じて収集された追加情報、専門家の意見及びいくつかの具体的な評価。

評価したパフォーマンスに対する主要な基準は、Kobe I、II 及び III から生じたもの、第一次パフォーマンス・レビュープロセスによってなされた勧告、科学的助言、混獲、まぐろ管理及び MCS に関する Kobe II の作業部会によってなされた勧告である。この評価が本報告書の主要部分である。結論のセクションにおいて、エコラベルの基準に関する MSC の原則及び RFMO のベストプラクティスに関するチャタムハウス報告書を用いて追加的な評価を行った。この過程で、いくつかのクライテリアと以前になされた勧告との間に複数の重複及び交差関係を認めた。いくつかの簡単な例外を除き、これらの関係はストレスを感じるものであったが、CCSBT による現在までの進捗状況を精査を進めるため、大部分においてはオリジナルの勧告のフローを尊重することとした。

国際的状況の進展

1999 年の委員会の危機以降、CCSBT は前進し、一部は 2008 年のパフォーマンス評価でも既に確認されていたように、組織構造及び機能、情報システム及び評価方法、意志決定プロセス及び遵守監視システムが改善されている。この改善は、法的拘束力のある条約 (例えば 1982 年の LOSC、1992 年の CBD、1995 年の国連漁業協定)、法的拘束力のない国際的な手段 (例えば Kobe プロセスの成果、FAO の責任ある漁業に関する行動規範や UNGA 決議)、及び他の RFMO (例えば IATTC や ICCAT) の近代化された又は近代化している義務から新たに派生したベンチマークの変化に対応して自身の制度を適応させるべく継続的に取り組まれてきた結果であり、国際的な状況の発展に合わせて達成されてきた。CCSBT 及びメンバーは、特に Kobe プロセスを通じて、共進化の過程での変化に貢献してきた。

パフォーマンスの評価

本報告書のコアセクションは、全体的として RFMO に対する包括的な基準である Kobe クライテリアに従った構造となっているが、まぐろ類 RFMO (以下、tRFMO という) との協調にかかる努力については特別の説明を入れている。我々のレビューの各クライテリアは、(i) 第一次レビューによる勧告 (SA-2008 及び PR-2008 と表記)、及び(ii) 上述した情報ソースから認識できる実現度合いである。これの後に、特段の課題にかかる現在の状況

について我々の意見を述べるとともに、2008年勧告への対応状況に関する勧告（例えば削除、維持、補完）を行い、また必要に応じて新たな勧告（PR-2014 と表記）を行った。

保存及び管理

生物資源の状態

これが **CCSBT** の主要な懸案事項及び委任事項であり、資源が激減した後の回復には時間を要することが主な問題点である。我々が精査した勧告では、(i) 過去の **SBT** 漁獲量及び **CPUE** データの再構成、資源評価方式の頑健性、対象種の管理に対する予防的アプローチ、**SBT** 資源再建戦略、調査計画、**ERS** のリスク評価及び意志決定プロセスを扱った。

データに関しては、過去の遊漁データには困難性と不確実性があると考えられることから、我々は **CCSBT** の選択の妥当性を認め、現在及び将来のデータの品質に焦点を当て続けること、及び科学データの検証の継続を確保することを提案する。

現在の資源評価手法（及びオペレーティング・モデル）は、漁業に依存するデータ及び依存しないデータの両方を用い、またデータ及びプロセスに関する過去及び現在の不確実性に対して頑健に設計されている点において洗練されている。ただ一点提案したのは、プロセスのパフォーマンスをチェックするための時々のレトロスペクティブ分析を行うことである。

予防的アプローチは、**UNCED** により勧告され、**UNFSA** により制定されたものである。**CCSBT** はその条約をまだ改正していないが、管理方式及びメタルールの策定においてこれを導入している。このため、勧告は達成されていると考えられる。また、気候変動に対する **MP** の頑健性を確認するとともに、可能な限り資源の再建に優先順位を置くことが勧告されている。

資源の再建及びこれを達成するための戦略は、**CCSBT** の根本的な手段である。戦略は既に採択され、管理方式及び暫定／最終の再建目標として発現されている。**LOSC** 及び **UNFSA** に沿った究極的な再建目標は最大持続生産量（**MSY**）に相当する水準であるが、戦略計画において提案されているように、長期的には、これに替わって最大経済生産量（**MEY**）を採択する可能性も検討できよう。勧告は達成されていると考えられるとともに、再建を加速化するための追加的措置を特定するよう勧告した。また、報告書の後段において、中長期的な経済的影響が異なりそうな代替的再建戦略にかかる経済分析を進めることも提案した。

管理戦略及び（例外的状況を検知し対応するための）メタルール・プロセスは、**CCSBT** によって採択された予防的資源再建戦略の中心的な手段である。漁業指標の分析と 3 年ごとの徹底した資源評価の組み合わせにより、意志決定をサポートするための最も先進的な手段を提供している。関連する勧告は、完全に実施され、ベストプラクティスが行われているものと考えられる。

調査計画（現在、メンバーによって大部分が策定済み）に関しては、継続的な努力を勧告するとともに、他のまぐろ類 **RFMO** との協力の下、気候変動によって引き起こされる変化（回復を含む）を見越した論点を策定することを提案する。

ERS は、多くの RFMO において 2000 年台初頭に漁業における生態系アプローチに対する要請が高まってきて以降、CCSBT においても争点となってきた。CCSBT は、（はえ縄漁業における）海鳥やサメ類に関して限定的な進捗を見せてきたが、他の主体によって行われた科学的成果や他の RFMO によってなされた法的拘束力のある決定に大いに依存している。これまで投入された、あるいは認知されている CCSBT の努力に対して、複数の NGO は不満足である旨を表明しているが、近年は状況が好転した。より明確、透明かつ予見的な戦略として、ERS に関するモニタリング、措置、遵守及び履行状況の評価をより改善するためのより具体的な作業及び決定が必要である。

データ収集及び共有戦略

CCSBT の 1999 年の危機が不正確なデータ使用の広範な拡大をもたらしたことを考慮すれば、これは根源的なセクションである。オリジナルの勧告は以下に関するものである。(i) メンバーとまぐろ類 RFMO 間のデータ収集及び共有に関する戦略の策定、(ii) 共通のデータの仕様にかかる合意、(iii) 遵守の確保、(iv) 効果的かつ正確な評価ができることを確保した上での機密性の取扱い。これらの勧告は Kobe II 作業部会でより具体化された。

我々は、SA-2008 勧告に対して精力的な取組が行われ、その大部分は達成されたものと認識している。しかしながら、質問の多元的な側面に対応するため、多くの勧告はより具体的なものに置き換える必要があるものとする。これらの多くは、例えば未成魚 SBT の漁獲、遊漁及び沿岸零細漁業がより注視されなければならないといった形で既に示されている。

データ要件は、例えば科学データ報告、オブザーバーデータ及び ERS データといった具合に既に設定されている。漁獲証明制度 (CDS)、畜養場、許可船舶及び IUU の疑義がある船舶リストが主な前進である。オブザーバーデータはよく具体化されているが、ERS データ要件にはもっと優先度を置く必要がある。その他のデータ問題は、他の分野の記述の中に散りばめられている。

データ検証プロセス、及び最近では品質保証レビュー等、遵守を改善／確保するために相当の努力が払われてきた。遵守計画の採択及び最近のコンプライアンス・マネージャーの採用は、CCSBT の対応力をより改善するだろう。オリジナルの勧告 (SA-2005-5) は達成されたものと考えられるが、関連分野をより改善するためのさらなる具体化が可能であろう。

データの機密性はこれらの分野の一部であり、困難な問題を残している。データの保護、アクセス及び配布に関しては、保護規則及び手続きを通じてよく成文化され、また保護されているが、より良い資源評価のための操業データの開放については、効果的に対応すべき問題が残されている。各データタイプごとに、データが自動的に一般ドメインの一部とされる期限が必要かも知れない。

科学的助言の品質

RFMO における意志決定は、科学的助言（関連性、正確性、頑健性等）の品質に強く左右されるものである（それが全てではないが）。主な論点は以下のとおりである。(i) SBT 及び ERS の評価にそれぞれ投入された努力量のバランス、(ii) 全体的な科学的管理及び ESC の独立性、(iii) メンバー及び CCSBT の科学メカニズムにおいて求められる科学的スキル、

(iv) 管理方式の開発及び管理戦略評価 (MSE) に関する RFMO 協働作業の策定の必要性、
(v) 大規模な標識放流プログラム、(vi) 評価及びモデリングのためのより空間的な手法の開発、及び(vii) 発展途上国のメンバーの調査能力の向上。

上述したように、この分野では相当の進捗が認められる。管理方式は (2011 年から) 既に運用されており、その頑健性評価プロセス (6 年ごと) も実施されている。MSE に関するまぐろ類 RFMO 共同作業の進捗は、本分野での作業が CCSBT では大きく進んでいるにも関わらず、現時点ではやや遅れている。まさにこの分野は、CCSBT がリーダーシップを発揮し得る分野である。Kobe II 科学的助言 WG 勧告の多くは十二分に達成されている。

さらなる進捗が必要な分野は共同開発である。他のまぐろ類 RFMO では、生態系の幅広い枠組み及び高解像度の空間的生態系モデルのためにマグロ漁業が特別にパラメータ化されている。これはより空間的で、より正確な管理措置の利用を可能にするとともに、気候変動に対するまぐろ類 RFMO の展望を改善するだろう。

極めて重大な分野 (及び新たな勧告) は、より包括的、具体的かつ透明な混獲政策及び管理戦略に関するものである。

保存管理措置の採択

「オムニバス」な Kobe クライテリアは、CCSBT の決定を必要とする多数の分野のほとんどに関連している。簡潔に言えば、SBT 及び ERS に関する科学ベースの措置について、ERS (特に海鳥類、サメ類及び海亀類) 及び一般的な生物多様性への有害な影響を最小化するための予防的アプローチ及び生態系アプローチの枠組みとともに、汚染、投棄及びゴーストフィッシングを削減を考慮することを想起している。

勧告では多様な必要性を強く求めている。(i) 管理措置は品質の高い科学に立脚すること、(ii) UNFSA 規範に合致すること、(iii) 条約を近代化すること、(iv) SBT の戦略及び管理計画を策定すること、(v) 国別配分量の決定を合理化すること、(vi) ERS の管理及び保存を改善すること、(vii) 予防的及び生態系アプローチの適用を制度化すること、(viii) 再建計画を採択すること。これらの懸念のうちいくつかは、本報告書の他のセクションでも繰り返し述べている。

CCSBT に対してその科学補助機関からこれまでもたらされた助言は素晴らしい。独立パネル及び独立議長を含む組織機構、体系的な査読プロセス、MP やメタルール、3 年ごとの詳細な資源評価、指標等の手段の採択は、国際基準に照らして最高水準の手段を提供するものである。ESC からの助言は、常にフォローアップがなされているようである。

UNFSA 規範に合致するための要件は重要である。現在、CCSBT は、条約を改正することなく、そのプログラムを通じてこれらの規範に合致させるよう試みている。こうした改正に対する賛否両論について本報告書でも簡潔に触れた。現時点で、大部分が Kobe クライテリア又はチャタムハウス・ベストプラクティスに反映されている当該規範に対し、CCSBT は合致している (又は明確に目的化されている) が、意志決定に関する UNFSA 規範に合致しない非常に難しい決定 (例えば偶然に資源が崩壊してしまった場合) が極めて有害なものになり得る場合があることを懸念している。

戦略計画による責務は満足できるものである。これは 2011 年に CCSBT によって採択され、そのゴール及び戦略は、いくつかの UNFSA 要件に直接関連しているいくつかの事項

を除き、実務的に全ての **Kobe** クライテリアに沿ったものとなっている。このため、勧告は達成されている。将来的にはより具体的なものが必要になるかも知れない。

CCSBT は管理計画を持っていないが、その決定、目標プロトコル、手続き（管理方式を含む）は、誠実な管理計画として公表されるべきものの大部分をカバーしている。欠落しているのは、生態系アプローチの効果的な適用、及び非遵守に対する制裁にかかる透明な制度である。こうした計画は戦略計画に付け加えられ得る。

国別配分量については、一部を締約国の過去の漁獲量をベースとする **TAC** の比例配分とし、及び一部を交渉ベースとする現在の運用は、完全に透明ではなく、こうした方法では新規加盟国への初期配分量に問題がある。

ERS の保存管理にかかる問題は、2008 年にはさほど注目されていなかったが、国際的な場では注目度が高まってきている。**CCSBT** に対しては、データ収集、評価、管理措置の決定、実施、及び履行状況の評価についてより期待されている。ニシネズミザメに関する適切な評価の開始、及びはえ縄漁業における海鳥混獲緩和措置の有効性作業部会の設置にかかる決定は、正しい方向に向かっている。オブザーバー計画における **ERS** データ、海鳥類及びサメ類に関する **FAO IPOAs** の促進にさらに取り組む必要がある。

何度でも提起したい点は、法的拘束力のある **ERS** 関連の措置について、他の **RFMO** で採択されており、理論上は他の **RFMO** 海域において **SBT** 漁船が操業する際に遵守されている措置に加えて、**CCSBT** が独自の措置を採択する必要性である。勧告に関連して、**CCSBT** の現行の **ERS** 戦略の有効性を評価する必要がある（先のパラグラフを参照されたい）。**ERS** 作業部会は、**CCSBT** のプログラムと戦略計画のバランスを取り戻すという点において重要な役割を有している。

また、予防的アプローチの適用はこの分野における **CCSBT** の作業において重要なものであり、管理方式の関連部分で既に議論したとおり、その構造及び利用は（綿密なリスク評価に基づく）予防的なものとなっている。

生態系アプローチ（**EA**）は、現行の **CCSBT** の戦略の多くの要素において、公式には導入されていない。生息地（**SBT** にはあまり関係がない）と **ERS**、及び生態系の構造及び機能の改変を伴わずに利用するという **CBD** における **EA** の要件との間にいくつかのギャップがある可能性がある。

漁獲能力の管理

過剰な漁獲能力は、過剰漁獲及び **IUU** の原因となる主要な要因の一つである。これは特に解決が困難な課題であり、また多くの国に所属し、（対象種及び海域の変更について）機動力が高く、操業方法、漁獲努力量の配分及び技術の変更を通じて漁獲能力を大幅に高め得るといった極めて柔軟な漁獲能力を有するマグロ漁船を評価することもまた困難である。こうした状況から、どのまぐろ類 **RFMO** にとっても、理想的な漁獲能力を決定することは容易ではない。**CCSBT** は、漁獲能力の評価及び最終的な補正は各国レベルに任せる代わりに、**TAC** 及び国別配分量を通じて漁獲量を管理することを選択している。

CCSBT は、資源の再建に伴って（漁船サイズは変わらずとも）漁獲能力が増大する傾向があることに特に留意し、許可される漁獲能力の評価を改善及び公式化すべきである。また、長期的な再建目標（**MSY** 又は **MEY**）を算定する際には、これを漁獲するのに必要な

漁獲能力を推定するべきである。最後に、全体的な漁獲能力を制限するまぐろ類 RFMO 間の協定の策定に向けた議論を行うことは有益であろう。

管理措置の整合性

これは、UNFSA の精神及びオペレーションの中心的課題である。管理措置は、資源が分布する海域全体にわたって相互に整合的であるべきである。CCSBT の全ての措置は、資源が分布する海域全体にわたって等しく適用されている。整合性の問題があるとすれば、例えば国別配分量がオーストラリアでは若齢魚の漁獲量であるのに対してインドネシアでは産卵親魚の漁獲量になるといった、操業パターンの整合性から提起されるであろう。しかし、理論上は、これはオペレーティング・モデル及び資源評価の中で考慮されている。措置の「整合性」は、管理制度がより空間的に差別化された措置として利用される場合により明確になるであろう。当初の位置付けでは整合性の問題は生じない。

漁獲配分量及び機会

この項目では二つの問題が提起された：(i) メンバーの国別配分量を増加させるために TAC を可能な限り高く決定しようとするメンバーからの圧力の影響、(ii) 新規加盟国に与えられる国別配分量が TAC に及ぼす影響。CCSBT は、国別配分量を固定比率で配分する制度を有することにより、TAC 決定から国別配分量を切り離している。このことは、TAC を増大させようとするメンバーの圧力を直接的に制限することにはならないが、管理方式がこうした圧力に対する透明な予防手段となっている。最後に、新規加盟国への国別配分量は、TAC の中から与えられるものであり、TAC に追加されるものではない。当初の勧告は完全に実施されているものと考えられる。

遵守及び取締り

CCSBT は、メンバー及び CNM による CCSBT 決議及び決定について、この実施及び遵守を評価し、及び対処するためのプロセスの近代化及び強化に関して、大幅に前進してきた。特に、CCSBT は、改正した遵守委員会の構造及び機能を採用するとともに、現時点で、他のまぐろ類 RFMO の中でも例のない手段を採用してきた。しかしながら、これらのプロセス、政策、行動計画及び手段はまだかなり新しい（すなわちここ 2-3 年の間に採用された）ものであり、これらの究極的な有効性を評価することは不可能である。委員会が心に留めておくべきは、これらの遵守及び是正措置政策を完全かつ効果的に機能させる上で、コンセンサス方式による意志決定がどれほどの障害になり得るかという問題である。

CCSBT の全体的な遵守及び取締りの枠組みにおいて改善の余地がある三分野は以下のとおりである：(i) オブザーバー計画、(ii) VMS、(iii) 公海立入検査手続き。報告書では、各分野に対する勧告を詳細に示した。オブザーバーに関しては、現行の計画について、定められたカバー率の達成、及びより近代的な地域オブザーバー計画の拡大にかかる改善が必要である。VMS に関しては、関連するまぐろ類 RFMO で採用されている計画への依存が十分ではない。WCPFC、ICCAT 及び IOTC の制度下で収集されている最小限の VMS 報告書は CCSBT 事務局に送付されるべきであり、また科学委員会及び遵守委員会において利用されるべきである。さらに、CCSBT は、VMS に関するベストプラクティスに基づき、操業海域に関わらずに SBT 漁船に適用される最低基準を策定するべきである。最後に、洋上

における遵守及び取締りを促進するため、既存のモデル及び UNFSA の第 21 条及び 22 条の規定を用いて、公海立入検査手続きが策定されるべきである。

意志決定、透明性及び紛争解決

透明性に関する分野－CCSBT の会合にオブザーバーとして市民社会グループ及び政府間組織が参加できる能力及び公的な情報の利用可能性及び入手可能性の両方において、CCSBT は、前回のパフォーマンス・レビュー以降、大幅に前進してきた。意志決定及び紛争解決に関しては、こうした手続きが、SBT 資源に予期しない大きな変化があった場合の保存管理措置を危険にさらすような行き詰まり又は膠着状態の再現を引き起こす可能性があり、将来的な組織の有効性に関するリスクが残されている。両方のケースにおいて考え得るリスクに対応するために、CCSBT の条約改正が必要かも知れない。本報告書では、CCSBT に対し、意志決定及び紛争解決の両方について、条約改正が必要になるであろう代替的なモデル及び手法を真剣に検討することを奨励している。

国際協力

非加盟国との協力にかかる分野では、CCSBT はよく対応しており、協力的非加盟国（CNM）及び非協力的非加盟国（NCNM）の参加及び効果的な協力のために多数のステップを踏んできている。CCSBT 措置の効果的な実施のために SBT 漁業及び供給／市場チェーンの全ての関係者が関与することの重要性に鑑み、CCSBT は、本分野に関する現在の努力を継続及び強化することが奨励される。

他の RFMO との協力及び発展途上国支援に関して、本報告書ではより一層の努力を求めている。特に、IUU への対抗努力、科学データの共有、混獲への対応の調和に関する Kobe プロセス及びまぐろ類 RFMO 間の合同作業部会の勧告の多くは、未だ進捗していない。CCSBT は、こうした多くの必要なイニシアティブを再活性化するために姉妹機関と連携することが奨励される。最後に、発展途上国支援について、CCSBT はこの分野においていくらかの進捗を見せてはいるものの、CCSBT は、同委員会の措置及び技術的プログラムの完全かつ効果的な実施を確保するため、発展途上のメンバー国及び CNM が必要とするキャパシティ・ビルディングに対応するためのより具体的な戦略を策定及び実施する必要があるというのが本報告書の観点である。

財政及び運営問題

当初の SA-2008 及びその他の勧告により提起された問題は以下のとおりである：(i) CCSBT の政策及び管理助言の提供能力、(ii) CCSBT の作業をサポートする利用可能な財源、(iii) 事務局の効率性及び有効性。これに対して、CCSBT は(i) 2012 年にコンプライアンス・マネージャーを採用するとともに、(ii) 作業計画を遂行するため、十分なリソースを受領することを示しながらも年末の予算余剰金を繰越して管理してきた。

事務局の有効性の客観的な測定は複雑な課題である。事務局は、条約により与えられた純粋な運営上の付託事項に止まらず、実体的な政策及び管理助言の提供、プログラムの調整及び管理といった業務を遂行している。事務局作業の詳細な目標及び期待されている基準といったものはどこにも見あたらないようである。2008 年から 2014 年までの CCSBT の達成度（下記参照）は、事務局は ToR 以上に実に「有効」であったと考えられるものの、

客観的に検証された評価は、より明確な目標及び合意された指標（勧告の導入数等）に対してのみ可能であろう。戦略の計画プロセスは、事務局の評価グリッドを作成する最高の機会であろう。

また、経済効率も国際基準がない中での評価は困難であるとともに、他のまぐろ類 RFMO との比較もあまり意味がない。予算の執行状況が指針になるとすれば、プログラムを遂行しながら節約もしている点で事務局は効率的であった。繰越プロセスを効率的と考えるか否かは CCSBT の問題であり、外部監査プロセスが決めることである。

CCSBT パフォーマンス・レビュープロセスの総括

本報告書では、パフォーマンス・レビューに関する FAO のガイドライン（レビュー・パネルの選定、予算措置、事務局の役割、メンバー及びその他利害関係者の役割、方法論、スケジュール、透明性及び対応）におけるクライテリアに対する精査を行った直近（及び第一回目の）2 回のレビューの経験に基づき、パフォーマンス・レビュープロセスの反映状況を提起している。利用可能な証拠は、CCSBT のプロセスがこれらのガイドラインのクライテリアを満足できるレベルで満たしていることを示唆している（その他の利害関係者の関与は除くべきかも知れない）。CCSBT は、将来的な意志決定及びパフォーマンスの評価を支援するため、戦略的導入のダッシュボード及び組織としての記録として、（パフォーマンス・レビュープロセス及び CCSBT の手続きからの）勧告、対応及び場合によっては結果のレポジトリを設立することを提案する。

結論：CCSBT のパフォーマンスと国際基準

評価に用いたパフォーマンスの基準は、Kobe クライテリア、MSC 基準及び英国王立国際問題研究所（チャタムハウス）による RFMO ベストプラクティスである。

Kobe クライテリアに対する評価では、ベンチマークとして最も近代的な規範を用いた修正によりその規範を着実に合致させるための、CCSBT によって達成された進捗の動的考察（1994－2014）を提示している。各クライテリア（図 1）及び全体（図 2）に関して、1994 年以降の時系列的な進捗を、各クライテリアごとに半定量的表現及び「信号機」符号を組み合わせて示した。図 1 は、さらなる努力が必要ではあるが、近代的な RFMO としての CCSBT の着実な改善を示している。図 2 は平均的な軌道を示している。時に応じて変化が加速しており（この 2－3 年は除く）、SBT 資源状態についての論争があった 1999 年と、2008 年パフォーマンス・レビュー及び Kobe I、II、III 会合による勧告の実施プロセスがあった 2009 年の二つの加速を反映しているものと考えられる。最後のポイントは、導入された改革が今や完全に実施されたことによる「制度疲労」を反映している可能性がある。また、最高水準に近づいたことで、進展の中間コストが相当に高くなっている事実も反映している可能性がある。

重要な点として、このパフォーマンス・レビューは変化する規範に対する CCSBT の適応状況の評価したものであり、資源（もしあるとしてもその進捗は弱い）及び生態系への影響（過去のデータ及び最近の評価ともに欠落している）に関する進捗状況にかかる成果を評価したものではないことを強調しておく。

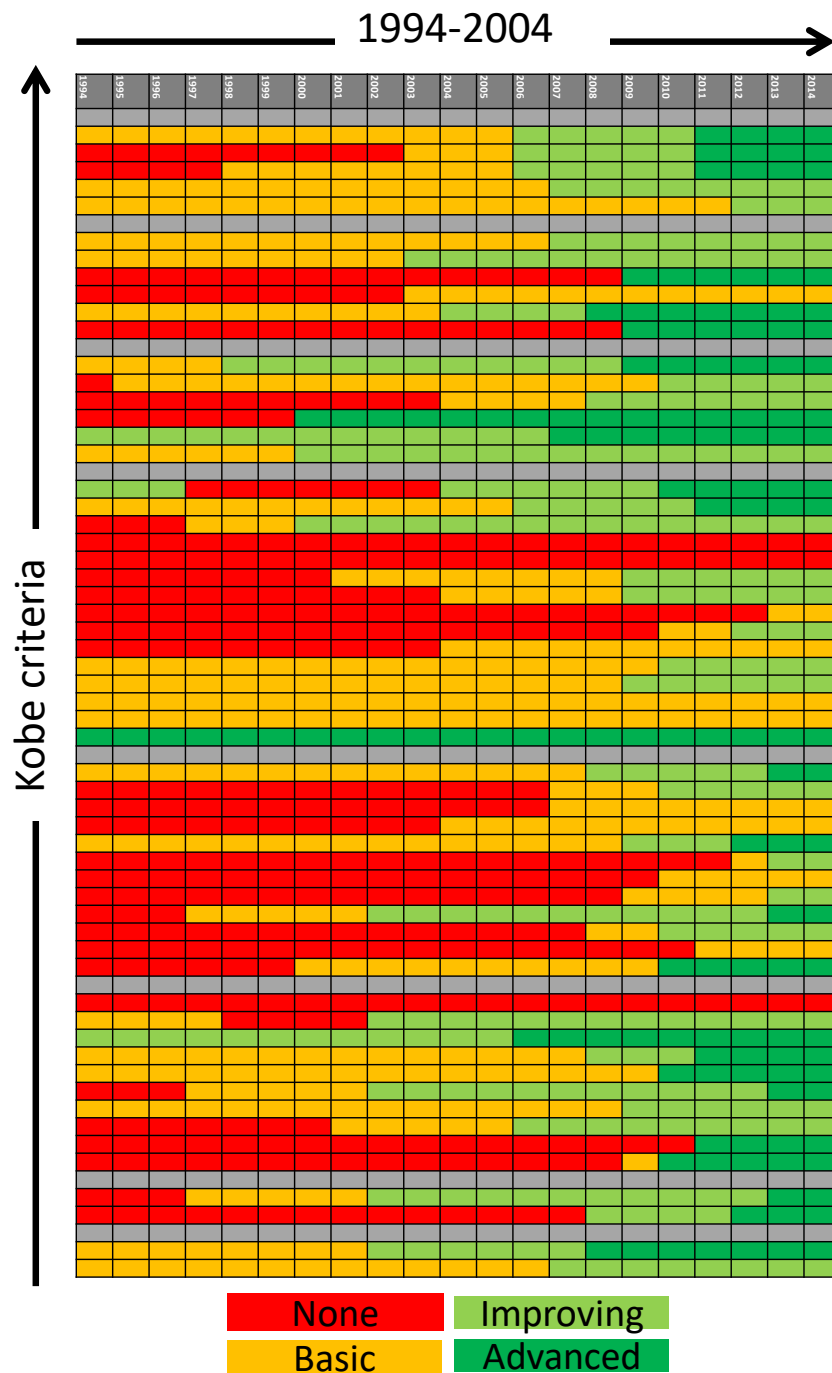


図 1: 近代的 Kobe クライテリアに対する CCSBT 管理制度の変化の時系列的表示（未実施から高度実施まで、詳細は報告書の詳細図を参照）

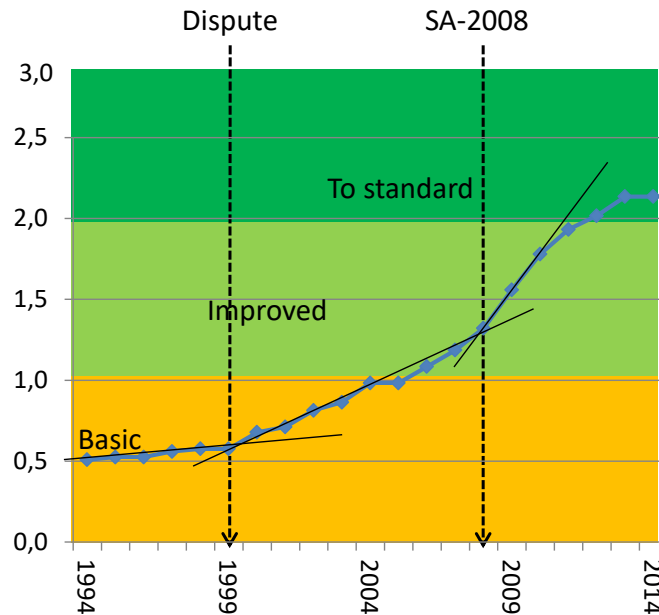


図 2: 近代的まぐろ類 RFMO 管理規範に関する CCSBT の平均パフォーマンスの変化（1994－2014 年）。すう勢線は目測。

Kobe 基準に対する CCSBT のパフォーマンスと、三つの MSC 原則の要件に対する CCSBT のパフォーマンスの単純評価を比較すると、驚くには値しないが、示唆されたパフォーマンスは以下のとおりである。

- 原則 1 に対しては「悪い」－対象資源は 1994 年時点で既に激減しており、現在も激減状態で、再建戦略もまだ状況を変化させるに至っていない。
- 原則 2 に対しては「不十分」－その他の関連する国際機関との継続的な協力にも関わらず、ERS の管理に対する努力は未だ非常に限定的である。
- 原則 3 に対しては「良い」－特にここ 5－6 年においてその管理制度（データ収集及び交換、科学、綿密な助言、意志決定、遵守及びパフォーマンスの評価）が相当に改善された。

チャタムハウス・ベストプラクティスに対する CCSBT のパフォーマンスの定量的評価は表 1 にとりまとめられている。

総スコアは約 76% であり、同様の分析結果が存在するかどうかは定かではないが、まぐろ類 RFMO の機関としてのパフォーマンスとしては最高の部類であろう。しかしながら、結果（条約、手続き規則及びメカニズムに関する性質の有無を反映）は割り引いて見るべきであり、本報告書ではこの表における複数の「不調和」について議論している。

表 1: チャタムハウスによる RFMO ベストプラクティスに関する CCSBT のパフォーマンスの半定量的評価（ロジラ、2007 におけるカテゴリー及びクライテリアを使用）

CRITERIA	Number	Score	%
General practice	10	8.5	85.0
Conservation/management	33	23.5	71.2
Allocation	8	6.5	71.2
Compliance / Enforcement	12	8.5	70.8
Decision-making/General	7	7.0	100.0
Decision-making/budget& Admin.	3	0.5	16.7
Decision-making /Substantial issues	7	3.0	42.9
Decision-Making/Total	18	10.5	58.3
Dispute settlement	12	11.0	91.7
Transparency	8	7.0	87.5
Dev. Countries requirements	7	2.5	35.7
Institutional practice	13	13.0	100.0
TOTAL	120	91.0	75.8

議論

1999年以前にCCSBTの機能が多方面にわたって拡散していた状況は是正され、必要な規範が採択されてくるに連れてCCSBTのスコアが上がってきたことは明白である。しかしながら、CCSBTのパフォーマンスは、以下の二つの見方において評価された：(1) 管理制度、及び(2) 資源及び生態系の状態。

ほとんどの RFMO がそうであるように、（チャタムハウス・クライテリアには経済的な検討が含まれているにしても、）オープンな議論、及びあらゆる RFMO のパフォーマンスの評価においては、業界や地域の状況、船舶の生存能力及び人々の生活にウェイトが置かれがちである。CCSBT 戦略計画（セクション 6.3）は、最大経済生産量（MEY）、利益の最大化、ゴール達成のためのメンバーの戦略の差別化、及び資源再建の利益の配分に言及しているが、これは、CCSBT が導入及び実現する必要がある将来の発展に関する当初の枠組みを提示している。また、本報告書は、厳密な分析が示している別の再建軌道の異なる経済的影響に関するいくつかの議論を提示している。

特に2010年以降は大幅な進捗がなされ、管理制度は明らかに前進した。気候変動に関する（資源及び業界への）リスクに対するベターな見通しの策定、及び再建軌道の経済的な最適化のため、さらにいくつかのプロセス及び手段が必要であろう。

資源状態は極めて低く、気候条件が非常に悪い場合が懸念の種である。この状況は、CCSBT 創設以前及び設立後数年間の管理の失敗による負の遺産である。しかしながら、時が過ぎるに連れて、CCSBT の責任の範囲は拡大している。資源の再建は、管理方式の品質及びその実施、及び将来の環境条件に恵まれるという望みにかかっている。CCSBT は、資源再建を加速化するあらゆる機会を活用するとともに、これをコストではなく投資と見なしていくべきことが強く期待される。

過剰漁獲能力の問題は、資源の再建に伴い、また場合によっては強力かつ予期できない望ましくない気候的事象によって、新たな問題を生み出し続けるだろう。この問題は複雑だが、これに対する自己満足は将来的に大きなコストとなるだろう。

1992 年の CBD 及び 1995 年の UNFSA、及び Kobe クライテリアは、生態学的関連種（ERS）、絶滅危惧種、絶滅危急種及び保護対象種（ETPs）、重要な生息地及び生態系についてより深く検討する方向に RFMO のアジェンダを拡大する意味を含んでいる。これは、漁業管理と保存に関して、これらと、公式の対象種にフォーカスした合意の中での「氷結した」RFMO のマンドレートとの間に開いたギャップに対する新たな社会的期待を反映している。求められている姿勢及び行動の変化は以下のとおりである：(i) 対象種及び生態学的関連種の枯渇の許容範囲の縮小、(ii) ERS に関する UNCLOS の規定の遵守の強化及び IUCN、CITES、CBD 及び ENGO との相互関係の改善、(iii) 生態系の構造及び機能を維持するための生態系アプローチの採択及び実施。

別々に考え得る再建戦略の費用対効果レシオは懸案事項であろう。戦略計画が SBT の再建目標としての MEY の利用の可能性に言及していることを踏まえれば、現在のもっぱら生物学的生態学的基盤に立脚した CCSBT の意志決定に何らかの経済的要素の追加を始めることは有益であるかも知れない。CCSBT は、暫定的な再建目標を採択しており、また将来は、MSY から MEY という究極的な目標にシフトすることになるだろう。しかしながら、(MP に絶対的なものがあると思われるにも関わらず) リファレンス再建曲線はまだ採択されていない。（同じ制限及びリファレンス目標だが）異なる軌道は、費用対効果レシオも異なり、また CCSBT はこの分野を革新するのに適したポジションにある。経済学にまったく立脚していない現在の決定は、政策決定者及び業界にとっては透明でない経済的影響を含んでいる。

2008年以降、CCSBTは、そのパフォーマンスの改善において非常に前進してきたが、改善が必要な分野は多数残されており、またSBTの資源状態は引き続き悪いという事実もある。国際社会、市場及び消費者は、より幅広く海洋生態系に配慮し、合法的に操業され、漁業セクターの作業においてこれらが良く守られているような持続可能な漁業であることの証明の提示を強く求めており、またこれに対する旗国への要請は増大している。

CCSBTの締約国は少数である（6カ国、ほとんどは世界の先進国又は経済主体）。価値が高い単一種の管理を信託されており、他のまぐろ類RFMOに比べて、監視対象の船舶数も比較的少数である³。こうした状況はまぐろ類RFMOの中でもユニークなものであるが、SBT資源を一世代に満たない時間枠で回復させるような近代化された措置（取り組まれているもの）の採択及び効果的な実施の両方を成功させる上ではいくらかの障害となるだろう。CCSBT戦略計画は、パフォーマンスの評価の明確な枠組みを提供すると同時に、将来的にCCSBTの作業を整理する際に重要な役割を果たすはずである。

筆者は、本報告書が、CCSBTがKobeプロセスの中で多くの勧告を検討し導入してきた努力を正当に評価し、かつその努力の一助になるとともに、締約国及びCNMが、SBTの持続的利用及び保存、生態系及び漁業について戦略計画が示している善意を実行することを切に願うものである。

³ WCPFC の許可船舶記録が 6000 隻以上であるのに対して、CCSBT は、漁船及び運搬船を合わせておよそ 2000 隻を管理している。

最後に大切なことを述べるが、CCSBT戦略計画（2011年に採択）の構成、ゴール、戦略及び予定されている活動は、CCSBTの将来と、CCSBTの中長期的なチャレンジを達成するために必要な行動を計画するための最も包括的な手段である。戦略計画は、第一次パフォーマンス・レビュー及びKobeクライテリアの勧告を極めて正確に反映している。戦略計画は、我々の今回の勧告の全てではないが多くが期待されるとともに、パフォーマンス・レビューの結果にも機能的につながっているものと思われ、ベストな国際規範及びプラクティスに見合うように「組み込まれている」と思われる。

筆者は、本報告書がCCSBTの努力の一助になるとともに、締約国及びCNMが、SBTの持続的利用及び保存、生態系及び漁業に関して戦略計画が示している善意を実行することができるよう、切に願うものである。

1. はじめに

2006年10月、みなみまぐろ保存委員会（CCSBT）は、世界のマグロ類及びその他の高度回遊性魚種の管理に責任を有する五つの地域漁業管理機関（以下「まぐろ類 RFMO」という）による Kobe I 会合（2007年、神戸（日本））において合意された共通のクライテリア及び方法論を用いて、そのパフォーマンスのレビューに取り組むことを決定した。方法論とは、まぐろ類 RFMO による自己評価と、これに対する独立専門家によるレビューである⁴。CCSBT の最初のパフォーマンス自己評価は、2008年のパフォーマンス・レビュー作業部会（PRWG）によって実施され、この自己評価報告書に対するデビッド・ボルトン大使のレビューにより CCSBT のパフォーマンスを改善するための提案及び勧告がなされた。2008年以降、CCSBT は、ミナミマグロ（SBT）漁業を取り巻く環境への影響に対応するための視野を着実に広げ、また第一次パフォーマンス・レビューの勧告を可能な限り完全に実施するべく、1994年条約によって与えられた委任事項を満たすために活発に活動してきている。

CCSBT は、2014年に第二次パフォーマンス・レビューを実施した。CCSBT は、第一次自己評価報告書における背景及び状況を更新し、以下の独立パフォーマンス・レビューパネル（PRP）に情報提供を行った。

- サージ・M・ガルシア博士：前フランス開発研究所（IRD、フランス）リサーチディレクター、前 FAO 水産資源局チーフ（1984–90年）及び水産養殖局ディレクター（1990–2007年）、現 IUCN 生態系管理委員会漁業専門家グループ議長（IUCN-CEM-FEG）。PRP 議長。
- ホリー・R・コーラー氏：前米国国務省海洋環境科学局海洋保護事務所太平洋漁業政策及び国連漁業問題担当外務事務官（米国、1999-2012）。国務省在籍時、UNGA 持続的漁業正常化交渉の議長を10年間務め、WEPFEC 委員会及び米国まぐろ条约会合に積極的に参加するとともに、SPRFMO 条約設立交渉において米国代表団を率いた。現在は、国際水産物持続財団（ISSF）政策及びアウトリーチ部門次長を務める。

PRP は、以下について評価することを依頼された（別添 1 を参照）。

- 第一次レビューにおいて既に使用された、Kobe I 会合を踏まえて策定された合意済みのクライテリアに基づく CCSBT のパフォーマンス
- パフォーマンス・レビュー作業部会報告書及びパフォーマンス・レビューに関する独立専門家報告書において文書化されたパフォーマンス・レビュー勧告の実施にかかる CCSBT の進捗状況
- 近代的な漁業管理規範の CCSBT の決定への取り込みの程度

CCSBT 事務局から PRP に提供されたリソースは以下のとおり。

⁴ すなわち、いずれのまぐろ類 RFMO の締約国にも関わっておらず、まぐろ類 RFMO 事務局における業務に携わってもいない専門家である。

- パフォーマンス・レビュー作業部会報告書（2008 年）及びパフォーマンス・レビューに関する独立専門家（デビッド・ボルトン氏）報告書（2008 年）のオリジナル
- これらの報告書における勧告に対してなされた決定、変更及び進捗状況を示した上記報告書の「見え消し修正」バージョン
- PRP が要請した、公開済み及び CCSBT ウェブサイトから入手可能な全ての CCSBT 会合報告書、文書及びデータ
- 事務局職員、独立議長（遵守委員会、拡大科学委員会及び生態学的関連種作業部会）及びパネルからの質問に回答するメンバー国へのアクセス

本報告書では、第一にレビューの方法論（接触した者及び情報ソースを含む）について記載している（セクション 2）。続いて、わかりやすさ及び相互参照を容易にするため、自己評価報告書（SA-2008）の構成に従って簡潔なレビュー結果を提示した（セクション 3）。CCSBT メンバーにとって読みやすいものとなるよう、SA-2008 報告書及びパフォーマンス・レビューに関する独立専門家報告書（PR 報告書）の勧告セクションを再作成した。報告書の結論として、近代的な国際漁業管理クライテリア、規範又はグッドプラクティスに関する CCSBT のパフォーマンスを全体的に分析している（セクション 4）。

本報告書を記述するにあたり、SA-2008 及び PR 報告書の見え消しバージョンに含まれる情報についての冗長な記述を避けるべく努力しつつも、以下を確保するよう努めた：(i) 独立的であること、(ii) 分析の客観性を判断するために必要な要素を含むこと、(iii) CCSBT ウェブサイトに掲載された際に広く一般にその文脈が理解できること。

本報告書が、Kobe I（神戸、2007 年）、Kobe II（サンセバスチャン、2009 年）及び Kobe III（ラホヤ、2011）での Kobe プロセスと、2010 年にバルセロナ及びブリスベンで開催された作業部会において作成された多数の勧告について、CCSBT がその検討及び実施のために投入してきた努力を公正に評価していることを願うものである。また本報告書では、その性質及び統治機構を変えていくための CCSBT の活動にかかる継続的かつダイナミックな調整プロセスに関してさらなる努力が必要な分野をハイライトした。

謝辞

独立 PRP は、明確化や確認にかかる我々からの膨大な要請、又は追加的な情報提供要請に対する CCSBT 事務局、特にロバート・ケネディ氏の計り知れない忍耐及び対応に対して最大級の謝意を表す。我々は、我々が必要とする透明性及び客観性を確認するとともに、CCSBT ウェブサイトは我々にとって非常に有益であり、よく整理され内容が豊富であることも認識した。また我々は、我々の同僚である Alejandro Anganuzzi 氏（FAO）、Jean-François Pulvenis de Seligny 氏、John Annala 氏、Steve Cunningham 氏、及び Joseph Catanzano 氏の提案及び明確化に対しても謝意を表す。

2. 方法論

2.1 情報ソース

CCSBT 事務局から与えられた、我々が自由に使うことができた情報ソースは以下のよう
なものである。

- パフォーマンス・レビュー作業部会報告書（自己評価報告書、2008 年）及びパフォーマンス・レビューに関する独立専門家報告書（PR 報告書、2008 年）のオリジナル及び見え消し修正バージョン
- これらの報告書に関連して、我々の要請に応じて CCSBT 事務局から提供された、拡大科学委員会からの勧告を受けて拡大委員会により決定された一連の行動を示した補完情報
- CCSBT ウェブサイト、特に条約、保存管理、許可船舶及び畜養場、資源評価及び科学、管理・監視及び取締り及び会合（年次報告書、特に統治機構、遵守、運営及び予算に関する成果）セクション
- 直接（2014 年 3 月及び 6 月の会合中）及び E メールを通じた CCSBT 事務局とのコンタクト

さらに、まぐろ類 RFMO に対して適当と考えられる以下のような勧告、指針、「規範」及びベストプラクティスをソースとして用いた。

- Kobe I（神戸、2007 年）、Kobe II（サンセバスチャン、2009 年）及び Kobe III（ラホヤ、2011 年）報告書及び以下の Kobe II 作業部会報告書：(i) 科学的助言（SAWG）及び監視・管理・取締り（MCSWG）作業部会（2010 年、バルセロナ）、(ii) 混獲（BCWG）及びまぐろ漁業管理（TMWG）作業部会（2010 年、ブリスベン）。これらの作業部会の勧告は、CCSBT において公式に合意されていることから（CCSBT 報告書、議題項目 7）、このパフォーマンス・レビューに対しても適切なものである。
- その他の国際的に認知されている以下のような RFMO 規範及びベストプラクティスに関するソース：UNCLOS（1982 年）、UNCED（1992 年）、CBD（1992 年）、UNFSA（1995 年）、責任ある漁業のための行動規範（CCRF、1995 年）及び 4 つの FAO 国際行動計画（IPOA）、持続可能な開発に関する世界首脳会議（WSSD、2002 年）、及び海洋及び漁業に関する UNGA 決議。
- 外部的な査読情報及び助言のソースとしての RFMO の規範及びパフォーマンスに関する雑誌の記事（Cf. Bibliography）。
- 以下の者との直接的な接触：
 - a. ロバート・ケネディ氏、CCSBT 事務局長。ローマにて会合（2014 年 3 月 11 日）し、パート 1 についての最初の分析。質問及び明確化。
 - b. Alejandro Anganuzzi 氏（FAO）、前 IOTC 事務局長、Kobe プロセス及びまぐろ類 RFMO 間の関係全般。

- c. Jean-François Pulvenis de Seligny 氏、地域漁獲能力管理及び RFMO 間協力に関する法的事項。
- d. ジョン・アナラ氏。CCSBT 拡大科学委員会独立議長。
- e. Steve Cunningham 氏及び Joseph Catanzano 氏。IDDRA 漁業エコノミスト、調査及び管理経済学関連事項。(<http://www.iddra.org/index.htm>)

我々は、CCSBT のソース文書において特に言及されていない限り、メンバー及び非メンバーにより SBT に関して実施された作業記録で参照された文献にかかる網羅的な分析は実施しなかった。

2.2 手法

パフォーマンスの評価作業は、2014 年 3 月に開始され、報告書が完成した 2014 年 6 月末までに利用可能であった文書のみをもって評価した。評価作業は、主に入手可能な文書の机上分析を通じて実施され、事務局長であるロバート・ケネディ氏との議論（E メール、及び 3 月と 6 月の二度面会）により補強された。

2008 年パフォーマンス・レビュー以降の CCSBT によってなされた進捗にかかる我々の分析において、我々は、2008 年自己評価（SA-2008）及び独立パフォーマンス・レビュー（PR-2008）を、評価を開始する上でのベースラインと考えた。我々は、SA-2008 と PR-2008 の見え消しバージョンで報告された進捗状況を分析するとともに、Kobe I クライテリアとの対応を確認した。また、Kobe II（2009 年）、バルセロナ及びブリスベンでの作業部会（2010 年）、Kobe III で提案された追加的な指針に対応した委員会の努力の程度についても確認した。この分析を進めるため、我々の評価グリッドとして用いた統合 Kobe クライテリアを示す一つの文書（別添 2）として、5 つの会合から示された要件をとりまとめた。この過程で、CCSBT の 2008 年パフォーマンス・レビューに対する CCSBT 自身の対応の程度と、Kobe プロセス全体及び 2008 年以降の関連する行動アジェンダから浮かび上がった新しい、又はより詳細な要件に対してどのように対応したかについて評価した。しかしながら、我々はこの過程において、Kobe I – III の勧告は、作業部会によるそれよりもよりフォーマルなものであることを認識した。

最終的に、我々は、セクション 2.1 において要約したように、関連する国際機関、Kobe プロセス（まだ検討されていない部分）、UNGA 決議、FAO の IPOA 及びガイドライン、及びその他の国際的に認知されたソースから引用した近代的な国際漁業管理クライテリア、規範又はベストプラクティスに関する CCSBT のパフォーマンスの分析を行った。

我々の報告書案については、いくつかの質問の明確化及び報告書案の我々のパートに何らかの誤解が含まれていないかどうかについて確認するため、6 月初旬に CCSBT 事務局長と非公式に議論した。我々のパフォーマンス評価の最終版は、7 月末に事務局に送付された。

3. 国際的状況の進展

2006 年、CCSBT13 は、CCSBT の根源的なゴールを実現するための能力（有効性）と、このために利用する手段（効率性）を改善するために委員会を即時的に近代化する必要性があることに合意した。その後、CCSBT は前進しており、その一部は 2008 年に実施された第一次評価において既に確認されている。それ以降にさらなる作業がなされ、CCSBT の機能及び制度構造が修正されてきた。しかしながら、2008 年評価に対応したパフォーマンス改善に取り組んできた中で、委員会が対応している国際情勢を一変させるような、また判断されたパフォーマンスに反するような新たな要件に直面することにもなった。UNGA、FAO、CBD、様々な国際条約（CMS、CITES）だけでなく、漁業業界及び環境 NGO が、それぞれの権能の下にこうした変化の重要な当事者となった。CCSBT は、上述のメカニズムにおけるメンバーの行動を通じてこうした変化の形成に直接的に関与した。また CCSBT は、他のすべてのまぐろ類 RFMO とともに Kobe プロセスに積極的に参加するとともに、こうした行動が、共通の近代化された規範又はまぐろ類 RFMO に期待されるベストプラクティスを新たに決定するための助けとなった。以下のセクションでは、まず最初に一般的な用語について、続いてまぐろ類 RFMO についてより具体的にハイライトした。

3.1 国際的なプロセス

UNGA

国連総会（UNGA）は、持続可能な漁業及び海洋に関する決議及び海洋法を通じて RFMO 間の調整を確保するためのハイレベルな全世界的政策指針及び協調的枠組みを提供する極めて重要な役割を果たしている。とりわけ以下のような課題に関するものである：(i) 海洋生物資源の評価にかかる通常プロセス（2014 年に完了）、(ii) 情報共有（例えば漁業、混獲、投棄、IUU、遵守）、(iii) 国家の管轄権を超えた海洋生態系の保全及び持続的利用（BBNJ WG）、(iv) 予防的アプローチ及び基準点（リファレンスポイント）の導入、(v) 漁業への生態系アプローチの適用、(vi) 地域的及び準地域的協力、(vii) キャパシティ・ビルディング（特に発展途上の沿岸国及び SIDS）、(viii) 特に危急種（例えばサメ類、ほ乳類）、生息地及び生態系の管理、(ix) 漁業及び RFMO のパフォーマンス・機能の保全、(x) 旗国の任務及び義務及びパフォーマンス、(xi) IUU 漁業に対する取組、(xii) UNFSA の実施に関するより包括的な進捗。

UNFSA（国連公海漁業協定）レビュー会議

UNFSA レビュー会議は 2006 年（最初のパフォーマンス・レビュー以前）に開催され、2010 年に再開された。いずれの会議でも、UNFSA の実施に関する勧告が精査されるとともに、その実施をさらに強化する手段が検討された。UNGA によって検討された課題と大幅な重複があり、レビュー会議の成果の中に反映された。2006 年会議は、RFMO のパフォーマンス、とりわけ遵守、透明性、説明責任及び適時性、整合性の原則の適用、監視・管理及び取締り（MCS）、及びキャパシティ・ビルディングに焦点が当てられた。2010 年会合は、2008 年パフォーマンス・レビュー以降の CCSBT の継続的な変化に対して公式な法的背景を与えたものとして、本報告書に特に関連している。これらの検討は以

下に関連するものである：(i) SSF に関するものを含むデータの収集及び共有、(ii) 予防的及び生態系アプローチ、(iii) (FAO の IPOA に準拠した) 漁獲能力の管理、(iv) 危急種（例えばサメ類）の管理、(v) 整合性の原則、(vi) 地域別管理ツールの利用可能性（MPAS）、(vii) 流失又は投棄漁具の影響、(viii) 意志決定ルール及びプロセス、(ix) RFMO への加盟の奨励、(x) 非メンバーとの協力、(xi) 旗国の義務及び遵守（パフォーマンス）、(xii) 寄港国措置、(xiii) 乗船オブザーバーの活用、(xiv) 立入検査、(xv) 転載に関する規則及び管理、(xvi) 市場関連措置（漁獲証明）、(xvii) MCS に関する国際協力、(xviii) 全世界の漁船記録、(xix) キャパシティ・ビルディング、(xx) 気候変動の影響、(xxi) RFMO の協調、及び(xxii) RFMO ごとの又は RFMO 横断的な旗国のパフォーマンス。

その他の国際的なプロセス

FAO は、LOSC 及び UNFSA を補完し、又はその実施を促進するため、以下のような国際漁業管理に関連する自発的な手段、ガイドライン及び行動計画を積極的に作成してきた：(i) 違法・無報告・無規制漁業を防止、抑制、廃絶するための寄港国措置協定（以下「寄港国措置協定（2009）」という）、(ii) 様々な技術的及び国際的ガイドライン（例えば予防的及び生態系アプローチ、及び深海漁業に関するもの）及び国際行動計画（IPOA）（例えば漁獲能力の管理、サメ類の管理、IUU 漁業への対応等）。例えば、旗国のパフォーマンスに関する FAO の任意ガイドラインは、2014 年 6 月の COFI において検討され、承認された。

CBD 及び IUCN は、通常、マグロ漁業に関連する追加的な政策規範及び指針の作成を通じて、EEZ 及び国の管轄区域外における生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する問題に対応している。例えば CBD は、生態系の価値及び生態系サービスは生態系の構造及び機能を維持しながら利用されるべきである（マラウイ原則 N°5）という生物多様性を持続的に使用するための生態系アプローチを求めている。また、「生態学的、生物学的に重要な海域」（EBSA）の特定に関する CBD のプロセスは、一義的には深海ベントス生態系に焦点を当てたものであったが、マグロ類漁業に直接関連している中層 EBSA の重要性についても注意を喚起している。また、絶滅危惧種に関する IUCN レッドリストは、ERS に関する CCSBT の作業に関連している。

移動性野生動植物の保全に関する条約（CMS） は、高度回遊性種全般を管轄しており、2012 年にサメ類及びネズミイルカ類の保存に関する計画を採択している。

インターポール国際漁業取締会議（2013年に初会合） は、漁業犯罪を探知し、対抗し、抑制するとともに、漁業取締情報及び国間のインテリジェンスの交換を改善するためのイニシアティブである。この会議により、常設のインターポール漁業犯罪作業部会⁵が設置された。

3.2 Kobe プロセス

2007 年 Kobe I の行動計画は、特に以下の事項に関して、まぐろ類 RFMO のパフォーマンスを改善するために必要な行動を強調した：(i) 管理の効率性、(ii) 資源の再建、(iii) 最良の

⁵ <http://www.interpol.int/Crime-areas/Environmental-crime/Events/Meetings/1st-INTERPOL-International-Fisheries-Enforcement-Conference>

科学的根拠及び利用可能な助言の利用、(iv) 生物学的生産性に対する漁獲能力の調整、(v) MCS 措置の強化、(vi) 遵守の改善、(vii) 上記に関連する RFMO のパフォーマンスのクライテリアの策定。

2009 年のサンセバスチャン会合 (Kobe II) は、Kobe I の行動計画の実施に焦点を当てるとともに、以下のような多数の行動に関する勧告を行った：(i) 全世界の稼働まぐろ漁船登録の設立、(ii) 頑健な遵守レビューメカニズム、(iii) 科学的助言に関するリスク及び不確実性の明確化、(iv) サメ類の管理の改善、(v) 固有の船舶識別番号 (UVI) の採択、(vi) IUU 船舶リストの協調。

2011 年のラホヤ会合 (Kobe III) は、以下に関する実際の行動の必要性を再度強調した：(i) RFMO 横断的な情報共有、(ii) 意志決定のガイドライン、(iii) IUU 船舶リストの協調、(iv) 締約国の遵守を評価するための標準的な報告カード、(v) FAO 寄港国措置協定、(vi) 漁獲証明制度、(vii) ダブルカウントを排除するための全世界の許可稼働まぐろ船舶 (ATV) リスト。

また、過去 2 回の会合はともに、意志決定、決定にかかるメンバーの遵守、及び MCS 措置の導入に関する不確実性及びリスクの重要性を強調した。

二つの Kobe 作業部会 (2010 年にバルセロナ及びブリスベンで開催) は、Kobe I の行動指針及び Kobe II の結果において総括された主要なトピックに関する多数の追加的勧告又は指針を作成した。

4. パフォーマンスの評価

まぐろ類 RFMO のパフォーマンスの評価は、UNFSA の要件、例えば協定第 14 条及び付属書 1 のデータ収集及び共有に関する要件等に対して行われる必要がある。しかしながら、全世界を対象としている協定の性格上、これらの要件は包括的なものになっており、十分有意義にパフォーマンスを測定するには不十分である傾向がある。UNFSA は、より詳細な要件の定義については、国、個人又は機関及び協定にその責任を委任している。

UNFSA 要件（「最低要件」として見なされるべきもの）は、Kobe クライテリアによく反映されている。全般的に CCSBT は、例えばスケジュール、規範等に関するより詳細な義務的要件に公式に合意することにより、全ての UNFSA 要件に対して相当の行動を実施してきた。

このため、このセクションでは、これらの勧告及びクライテリア及び我々の勧告に対する進捗状況にかかる我々の理解及び評価を提示する前に、まず最初にベンチマークとして用いている Kobe クライテリア、及び第一次自己評価（SA-2008）及び第一次パフォーマンス・レビュー（PR-2008）の勧告について想起したい。

方法論のセクション（セクション 2 を参照されたい）で記述したとおり、以下の分析では、主なベンチマークとして Kobe I クライテリアを用いている。しかしながら、Kobe II 及び Kobe III 会合の勧告についても、Kobe I ベンチマーククライテリアへの参照も含め、必要に応じてこれらをレビューした。Kobe I、II 及び III 会合の勧告を整理したものを、Kobe II から勧告された、四つの 2010 年作業部会を通じて提供された追加的指針とともに別添 3 に示した。この手法により、Kobe 行動アジェンダ及びクライテリアの発展の文脈の中で、2008 年以降の CCSBT のパフォーマンスをより包括的にレビューすることが可能となる。しかしながら、2010 年 Kobe 作業部会の勧告又は指針は非公式かつ助言的性質のものであるため、本報告書では 2008 年以降の CCSBT のパフォーマンスの分析にこれを用いていない。そうではあるものの、CCSBT がこれら二つの Kobe 作業部会の結果に沿ったステップを踏んでいる場合には、これに留意した。

4.1 保存及び管理

セクション及び勧告の構成は、SA-2008 及び PR-2008 勧告の両方を参照しつつ、可能な限り SA-2008 報告書の構成に従った。しかしながら、これらの間にはいくらかの重複（例えばデータ、意志決定、又は資源評価に関するセクションにおける最良の科学的助言に関する勧告）があったことに留意する必要がある。これらのケースでは、より関連が強い勧告にかかるセクションの下に置くか、又は相互参照する形となるように勧告を再配置した。

利用可能な文書には、戦略計画、管理戦略、管理計画、管理方式といった名称が付けられている。これらの名称の使用は必ずしも一貫していない。本文書では、これらの名称は以下のとおり解釈されている。

- 戦略計画：2011 年に CCSBT が採択した包括的な文書である。第一次パフォーマンス・レビュー報告書に基づいたもの（内容及び構成）であり、CCSBT の保存及び管

理のゴール全体について効果的かつ効率的に達成していくための共通認識、目的及び戦略の全てを反映した優れたツールである。

- 管理戦略：これは**CCSBT**で一般的に使用されているものではなく、**TAC**及びクオータの設定全般（**SBT**若齢魚の漁獲に関する懸念を含む）にかかるものである。管理戦略は、管理の枠組み全体にかかる定義を示すものである必要があり、管理計画（下記参照）を通じて実施される必要がある。**CCSBT**は、1994年にこのような戦略に関する提案について検討したが、これが採択されたことはない。現在もこうした戦略は採択されていない。サンセバスチャンにおける**Kobe II**会合は、全てのまぐろ類**RFMO**の管理者に対する科学的助言の表示を調和させるための標準的な**戦略マトリックス（K2SM）**（合意された管理目標及び所定の時期までに管理目標を達成できる確率に関するオプションを説明するもの）の使用を勧告した。しかしながら、ただ一つの資源（**SBT**）のみを取り扱っているため、**CCSBT**においては**K2CM**の有効性は明らかではない。さらに、**CCSBT**は、管理戦略評価（MSE）によりテストされ、多数の考え得る不確実性要因を考慮しており、**K2CM**の機能を満たしている**管理方式**（下記参照）を採択している。**CCSBT**は、**MSE**を用いている**RFMO**の先頭グループである。
- 管理計画：**CCSBT**の文脈では、通常は**SBT**漁業の管理にかかるものであり、運用上の目標（暫定目標を含む）、指標、措置、実施方法及び責任、報告、モニタリング及びパフォーマンスの評価を表すものである。理想的には、これには漁業によって影響を受ける**ERS**にかかる目標もカバーされるべきである。こうした計画の詳細については、2008年に設立された戦略・漁業管理作業部会（**SFMWG**）の議題項目となっている。**CCSBT**は、こうした計画に関連する多数の要素を有しているが、例えば戦略計画に入れ込むといった形で公式に一つにまとめることはなされていない。
- 管理方式（MP）：不確実性を考慮に入れた管理目標及び制限、想定される資源の軌道及びあらかじめ決定された行動を公式に決定するための一助となる、概ね「数式化」されたアルゴリズムである。**CCSBT**は、目標及び制限、及びシミュレーション（例えば**MSE**）によりテストされた不確実性に対する頑健性に照らして直ちに行動することが必要な閾値の水準の選択に関する予防的アプローチをもたらす方式（2011年に採択）の開発に数年を要した。

4.1.1 海洋生物資源の資源状態

このセクションでは、元となった具体的な**Kobe**会合及び報告書のセクション（例えば**KI**；**KII**, 1；又は**KIII**,2a）、及び2008年自己評価報告書（**SA-2008-n**という）及び第一次独立パフォーマンス・レビュー（**PR-2008-n**という）でなされた勧告を示しながら、**Kobe**クライテリアについて述べる。他のソース（例えば**Kobe III-1**）からの勧告に関しても同様のナンバリングを行っている。一部の勧告については、進捗があった又はペンディングとなっている課題に関するコメントを行う前に、利用可能な他のソースにより情報（事実）をレビューした。また、問題となっている勧告については、以下のいずれと見なすべきかについて我々の見解を示した：(i) これから実施される見込み、(ii) 実施されたが今後も継続される性質のもの、又は(iii) 完全に実施され、関連する勧告の「ダッシュボード」から落としてアーカイブされるもの。最後に、関連する場合には新たな勧告（**PR-2014-n**とし

て識別)を行った(これが受け入れられるものであるかどうかについては、おそらくCCSBTにより公式に検討される必要がある)。

Kobeクライテリア

- a) 最大持続生産量又はその他関連する生物学的基準に関してRFMOが所管する主要漁業資源の資源状態及びトレンド (Kobe I) ;
- b) 主要対象資源と同一の生態系に属する種、又は関連する又は依存している種(すなわち非対象種又はERS)の資源状態及びトレンド (KI) ; サメ類の資源状態及びトレンドを評価すること (KI.I.11 ; KII.1f ; KIII.5.b.d))

SBT(対象種)及び生態学的関連種(ERS)の資源状態について、二つの関連するクライテリアがそれぞれ述べている。

SA-2008-1: SBT 漁獲量及び CPUE データ

ESC の最善の努力を支持し、過去の漁獲量と単位努力当たり漁獲量シリーズを作成し直すべきたが、今後の漁獲量及び努力量の報告と確認の精度を高めることを最優先とする。

漁獲量及び漁獲努力量は、いずれの RFMO 及び国又は国際漁業管理機関においても最も根本的なデータである。過去の漁獲量にかかる最良の推定値は ESC によって作成されてきたが、まだ大きな不確実性が残されている。これまで収集されたデータの正確性及び検証を改善するために多大な努力がなされ、科学データの検証のための高い水準の実施行動規範⁶が策定された。モニタリングについては科学オブザーバー計画規範⁷(船舶の 10%をカバー)により改善されている。CDSが実施されている⁸。2011 年の管理方式の採択に伴い、漁業データの収集及び処理はこれまでになく根本的に重要なものとなっている。

大なり小なり問題を引き起こす可能性がある不確実性の例としては以下のようなものがある：(i) オーストラリアの遊漁者によって保持される SBT の推定重量(まだオーストラリアから報告がなされていないもの。ニュージーランドからは少量が報告されている)が国別配分量に対して計上されなければならない、(ii) はえ縄漁船からの投棄量、沿岸零細漁業による漁獲量、SBT の混獲量、及び違法漁業といった現在は適切に推定されていない幅広い死亡要因 (CCSBT19, 2010t) 。

過去のデータの再作成にかかる困難性及び不確実性に鑑みれば、本 PR は、評価及び意志決定に関して、過去の漁獲量の一部が不明なことによって生み出される不確実性については問題を持ち越し、現在及び将来のデータの正確性に焦点を当てる必要性に合意する。

⁶ http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_english/operational_resolutions/HighLevel_CodeofPractice_DataVerification.pdf

⁷ http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_english/operational_resolutions/observer_program_standards.pdf

⁸ http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_english/operational_resolutions/Resolution_CDS.pdf

PR-2014-1 : オリジナルの勧告は現在も有効であり、同じ方向性でその努力が継続されるべきである。

PR-2014-2 : データ検証プロセスの遵守及び有効性は常に確認されるべきである。

PR-2008-1 : 頑健な SBT 資源評価手法

過去の過小報告に対しても頑健な資源評価手法を開発する。

資源評価グループ (SAG) は2008年に解散し、運用上の実現性及び不確実性 (予防措置の必要性) をよく考慮した管理助言を行う能力を強化すべく、その役割の一部はオペレーティング・モデル及び管理方式に関する技術会合 (OMMP、2009年) に引き継がれた。

幅広いシナリオによる資源評価の開発、漁業から独立的なデータソース (航空調査及び近縁遺伝子資源量推定) 及び特定の漁業指標 (1 歳魚曳縄調査) の精査は、評価の予防的特性及び見通し能力を強化させた。

この勧告は、過去の漁獲量データが十分に利用可能になるまで、長期にわたって有効である。ただし、公海漁業における誤報告のリスクを鑑みれば、この種の用心はグッドプラクティスの位置であり続けるべきであろう。

PR-2014-3 : CCSBT の ESC は、時々 (例えば5–6 年ごと)、例えば過去の見通しとその後の現実を比較するレトロスペクティブ分析を通じて、評価の頑健性について評価を実施すべきである。

PR-2008-2 : SBT 管理における予防的アプローチ

予防的アプローチを採用し、不確実性が高まった場合には TAC を低減させる (PR)。

産卵親魚資源量はまだMSYにおける資源量のたった23%であり、推定初期資源量のおよそ5%である。これは、驚くべきことではないが、資源が今も大きく過剰漁獲されていることを裏付けている。この状況は、過去に報告された漁獲量及びそれに基づくトレンドの理解に関する重度の不確実性によってより致命的なものとなる。これは、2005年から2011年までの資源評価を危険にさらすとともに、TACの決定の指針としての管理方式の利用を遅延させた。

2010 年、CCSBT は、以下を具体化すべくその手続き規則を改正した : (i) 「科学委員会は、予防的アプローチに適合する助言を委員会への助言に含めるものとする」、及び(ii) 「委員会は、決定の論理的根拠について、委員会に提供された科学的助言と異なる点とともに明確にし、…年次会合及び特別会合の報告書に含めるものとする」。

2011 年以降、TAC は、不確実性を考慮し、新たなデータを取り込み、管理方式 (MP) によって算出された総漁獲可能量 (TAC) に高いリスクがあると考えられる (ESC によりそのように考えられ、CCSBT によって合意される) 想定外の状況が明らかになった場合の特別な措置である包括的なメタルールを適用することとしている適応的 MP を用いて決定されている。メタルールは、例外的状況を定義していないが、その変わりにそうした状況にかかる緊急事態において従うべきプロセスをあらかじめ定めている。

資源評価において予防的アプローチを組み合わせる手法は、国際的な基準を反映したものである。最終的に採択された MP（バリ方式）を用いて決定される TAC は、2035 年までに、初期資源量の 20% の水準まで 70% の確率で資源を再建させることを目標としている。20% 水準は、通常、安定した長期的な平衡状態における生物学的に安全な下限と考えられている。気候変動及び資源の生産性、分布及び空間利用パターンにおける長期的に変化の見通しでは、MP の頑健性が深刻に脅かされるリスクがある。しかしながらこのリスクは、必要な場合により強力な措置を発動させるメタルール・プロセスの採択により緩和されている。しかしながら、資源の持続に関して加入が悪く、またひどく気候が変動した場合に、管理システム及び資源が、資源の崩壊を避けるために十分速やかに反応するかどうかを判断するために、メタルールの有効性及び頑健性がテストされたかどうかは明確ではない。

また、考慮されていない漁獲死亡に関する不確実性を認識し、EC は、全てのメンバー及び CNM に適用される、全ての死亡要因を含み調査死亡枠（RMA）⁹についても TAC の中に含める「国別配分量に帰属する SBT 漁獲量」のコンセプトに合意したことに留意する必要がある。定義及び 2015 年から国別配分量に帰属する SBT 漁獲量を導入を開始するスケジュールは、2014 年の CCSBT 会合で合意される見込みである。

PR-2014-4：現在の形態の勧告は、MP / メタルールの適切な「連携」機能でもって満たされるものと考えられる（SBT の資源再建戦略に関する PR-2008-3 を参照されたい）。

PR-2014-5：将来的に、CCSBT は気候変動に対する MP の頑健性試験を実施してはどうか。また、MP が試験したバリエーション以上に例外的に加入が良かった場合は、すべての機会において漁獲量の増加よりも資源再建に優先順位を置くべきである。

PR-2008-3：SBT 資源再建戦略

将来の科学評価の指針となる UNFSA の要件¹⁰に合致した管理目標と再建戦略を決定する。資源の再建を促すレベルに TAC を設定する。

条約第 3 条に述べられているとおり、CCSBT の包括的かつ長期的な管理目標は、例えば 2011 年の戦略計画のように「シンプル」なものである：適当な管理を通じてミナミマグロの保存及び最適利用を確保する。対象種に関する中間目標の設定は、ERS に関するそれよりも容易であろう。

CCSBT の再建戦略は以下のようなものである：(i) 2035 年までに（暫定目標として）初期産卵親魚資源量の 20% の水準まで回復する確率が 70% となるよう調整された MP に従った TAC 設定、(ii) MP 及び資源評価の両方への漁業からは独立したデータの取り入れ、(iii) 3 年ごとの詳細な資源評価¹¹、(iv) 毎年の漁業指標の精査及び例外的状況の評価（メタルール）、(v) データの信頼性の改善及び IUU 漁業の機会を低減するための一連の MCS 措置。

⁹ RMA 自体はかなり以前に特定されていたが、TAC からこれを差し引く必要性については 2013 年に合意された（CCSBT20 報告書セクション 9.2）。

¹⁰ すなわち、資源再建目標にかかる最低基準として Bmsy を用いることである。

¹¹ 詳細な資源評価では、SSB 資源量を算定し予測を行うため、新たな成長量及び死亡量の推定値、近縁遺伝子 SSB 推定値、R 指数、SRR、全ての指標といったあらゆる利用可能な指標を用いる。また、多くの部署の異なる人々によって開発された OM にかかる全体的な信頼性及び一貫性についても考慮する。（2010 年 SC、パラ 128）

長期的には、CCSBT は、（その戦略計画において）究極的なリファレンスポイントとしての MEY の利用の可能性を含む SBT 資源からの利益を最適化する代替的な収穫戦略の評価を計画している。

漁獲死亡は、（SA-2008 において示唆されたとおり） F_{msy} の水準未満まで減少しており、資源量の低下にも歯止めがかかったようである。過去数年の管理措置の影響が再建に向かった正しい方向に進み、（他の要素は何ら作用しない前提で）資源サイズの増加見通しが示唆されている。（管理又は気候条件による）加入量増加の兆候及び低減率の低下（資源評価への近縁遺伝子の導入により観察されたもの）はポジティブな要素である。

MP は、漸進的な資源再建に導く水準の TAC 決定の指針となっている。しかしながら、様々な漁業指標の毎年の変動が、この見通しに不確実性をもたらしており、再建の兆候は非常に弱い。この戦略は、資源を最低限 MSY レベルまで再建させることを目的とする UNFSA と調和したものであるが、その過渡期の目標には大きなリスク、特に気候変動の文脈にかかるものが残されている。資源の生産性において気候が大きく改善しなければ、資源の再建には長期間（10 年単位）を要するだろう。

PR-2014-6：漁業に対する予防的アプローチに従って、資源の再建軌道を増進（加速化）するためのあらゆる努力を行うべきである（PR-2008-2 参照）。産卵親魚及び加入をサポートするとともに、漁業及び気候変動に対する回復力を改善するための追加措置（例えば保護区）を特定するため、特別な努力を行うべきである。

SA-2008-2：調査計画の継続

拡大科学委員会が確認し、優先順位をつけた CCSBT 科学調査計画（SC12 報告書別紙 9）を実行するため最大限の努力を投じる。

ESC12 により優先順位付けされたプログラムは以下のようなものである：漁獲の特徴の分析、CPUE の解釈、産卵資源量指数の管理、科学オブザーバー計画の策定／強化、SBT タギングの継続、加入量モニタリングの開始、直接年齢査定の実用方法の開発／追求、及び管理方式の開発（SA）。SA-2008 の見え消し版は、これらのプログラムについて、（まき網による漁獲量推定向けの）ステレオビデオ実験、実行可能性に関する実務上の理由から中断したもの、及び一部の優先順位が低いものを除いて実施されていることを示唆している。

将来的に分野及び優先順位が変わる可能性はあるものの、科学計画の実施に関する勧告は、最良の科学的知見の利用可能性を改善するための要件を遵守するために極めて重要なものである。これは今も有効である。気候変動に関するより協調的な努力がなされることを期待する。

PR-2014-7：CCSBT は、マグロ生態系、SBT、ERS、その生産性、分布及び回復力に関する気候変動の影響を事前に評価するための（生態系保全を所管する RFMO 及び研究機関間における）協調的プログラムの実現可能性について検討できよう。この作業の成果は、MP プロセスのメタルールについてより良く情報提供するためにモニタリングすることが有益と考えられる海洋パラメータを示唆する可能性がある。

SA-2008-3 : ERS リスク評価

直接又は他の RFMO とともに ERS 種に対するリスクと影響に関する評価及びモニタリングを行うとともに、回避措置を採択する。

独立及び関連する種に関する二次的な影響に関する重要性について CCSBT が明確にし始めたことを受け、生態学的関連種作業部会 (ERSWG) が設立された。ERSWG は、概ね 2 年に一回会合し、ESC を通じて報告を行っている。ESC 会合の期間延長及び ESC の 2 ヶ月前の OMMP の開催は、第一にオペレーションのための時間をより長く与え、第二に、管理に関するより良い助言を得るとともに、勧告をより良く精査することを可能にしている。CCSBT は、2012 年にメンバーと事務局間での毎年の ERS データ交換について合意した。最初のデータ交換は 2013 年に行われた。他の RFMO とのデータ交換は、報告及び結果のみ（データは含まれない）である。海鳥影響緩和措置は、トリポールを使用するだけのシンプルなものから、より総合的な戦略へとアップグレードされた。ERS に関する最初の包括的な生態学的リスク評価 (ERA) はオーストラリアにおいて実施され¹²、オーストラリア巻き網漁業における影響は最小限であると結論付けた。ERSWG は、(1) (ニュージーランドにより) 2012 年及び 2014 年に海鳥に関する生態学的リスク評価 (ERA) を実施し、これの継続及び改善を計画しており、(2) 海鳥混獲緩和措置の有効性を測定するための作業を開始し、また(3) 南半球のニシネズミザメ個体群の資源評価の準備を進めている。

ニシネズミザメを除き、CCSBT は評価作業の実施をメンバーに依存している。ERS に関する情報は 2008 年の PR 以降増加してきた。SA-2008 見え消し版は以下を示唆している：(1) IUCN のレッドリストに掲載されているアホウドリ及びミズナギドリの多くの種が SBT 漁業海域に生息している。生態学的リスク評価 (ERA) を通じて、SBT はえ縄漁業に対して最も脆弱な種及び高リスク海域が特定されている、(2) 高緯度海域における SBT 漁業から他のはえ縄漁業への漁獲努力の移行は、おそらく SBT 海域における混獲の減少につながっている、(3) CITES 付属書に掲載され、その脆弱性及び脅威にさらされている状況が強調されているニシネズミザメについて、SBTWG はこの種について公式に評価を行う方向で作業する予定となっている、(4) SBT 漁業と関連してリスクがあるサメ類が他の RFMO により特定されている。

着実に進展はしているがその速度は遅い。ERS に関する評価を行うための CCSBT 自体の能力が限定的であることは明らかである。また、SBT 漁業によって影響を受ける主要な魚種（これは明らかに海鳥類及びサメ類である）に関して、2008 年以降にさらなる努力が行われてきたこともまた明らかである。

PR-2014-8 : CCSBT は、ERS 種、海域及び漁業ごとに、(短期的及び長期的な) 目標、管理及び取締り措置、及びパフォーマンスの評価を備えた混獲緩和戦略を規定すべきである。また、これに関する作業量を踏まえ、各戦略はまた、異なる ERS 種、海域及び漁業に対する CCSBT としての優先順位を明確にするとともに、これらの決定に関する根拠についても記録すべきである。

¹² <http://www.environment.gov.au/system/files/pages/0c373548-1124-4e99-bda8-5f2bb7e99362/files/sbt-attachmente-term.pdf>

SA-2008-4 : 意志決定プロセス

意志決定のベースを **SBT** 資源の完全かつ定期的な資源評価及び再建戦略の確立とする。

9 年の開発及び交渉期間を経た 2011 年に、CCSBT は 2012 年以降に適用される管理方式 (MP) を採択した。MP は、2035 年までに、70%の確率で初期資源量 (SSB₀) の 20%の水準まで資源を再建するための漁獲量管理ルールとして調整されたものである。毎年の TAC における最大限及び最小限の変更は、それぞれ 3,000 トン及び 100 トンである。3 年毎に採択される TAC は、(メタルールが適用される) 例外的状況が発生しない限り、毎年デフォルトとして実行される (**PR-2008-3 資源再建戦略を参照されたい**)。最初のプロセスとして、最初の 3 年 (2012-2014 年) の TAC の算定に 2011 年の MP が用いられた。二番目 (2015-2017 年) 及びそれ以降の 3 年間の TAC 期間では、TAC の算定と実施の間に 1 年間のタイムラグが設けられている (すなわち、2015-2017 年の TAC は 2013 年に算定されており、2018-2020 年の TAC は 2017 年に算定される予定である)。2014 年の TAC は確認がなされるか、あるいは算定された 2015 年 TAC の数字次第である。将来的には、MP の実施は以下のように見通されている。

1. MP を年(t)トンとして採択する (これを MP_t と呼びたい)。これは原則的に、年 (t+6) となるまでの 6 年間有効である。ESC がこの期間の (目標に向けた資源及び漁業の指針としての) パフォーマンス全体を改善し得ると考える場合には、次の 2-3 年間にこれを改良する。また、MP_t は、詳細な資源評価 (下のポイント 4 を参照) の結果が MP の予測 (期待) 幅から大幅に外れている、又は修正が必要であることを他の情報が示している場合には、中間年である年 (t+3) に見直すことができる。
2. MP_t は、漁獲量管理ルールを満足するような 3 年間の TAC (年 (t+2) から年 (t+4) までの期間) を算定するための年 (t) に関して使用される。ESC は、CCSBT がこれを採択するか、又は修正すべきかについて勧告する (例えば 2012 年及び 2013 年に行ったように)。
3. CCSBT により採択された (t+2) 及び (t+4) の年間 TAC は、当該年に MP を無効にするような例外的状況が発生していない限り、そのまま実施される。このような状況は、漁業指標、及び資源及び漁業に関するその他あらゆる関連情報又はデータに基づいて判断される。これらの状況が発生している場合、過去に採択された TAC は、発生している懸念の深刻度及び ESC による勧告に応じて多かれ少なかれ変更される。このことは、予防的アプローチ及びグッドガバナンスの原則に照らして、MP が順応的であるという事実を示している。
4. 詳細な資源評価は、3 年ごとに、新たな TAC の算定が行われない年 (例えば 2014 年、2017 年) に実施される。その結果が MP の範囲の外にある、又はその他の情報が MP の修正の必要性を示している場合には、その後 2-3 年のレビューが行われることとなる。

Action	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
MP adopted /revised	●		●			●		●		
TAC calculated & adopted	●		●			●		●		
TAC implemented		●	●	●	●	●	●	●	●	●
Exceptional circumstances?		↑	↑	↑↑	↑	↑	↑↑	↑	↑	↑↑
In-depth Assessment				▲			▲			▲
Indicators		■	■	■	■	■	■	■	■	■

No lag for the first application of the MP for the 2012 TAC

TAC₂₀₁₄ will be the 2011 or the 2015 value if smaller

.....➤ Mid-term revision of the MP, every 3 years based on in-depth stock assessment

.....➤ End-of-term overall performance assessment of the MP

図 1 : 管理方式、TAC 算定及び例外的状況の検知（メタルール）の精緻化及び実施に関する CCSBT の意志決定支援プロセス

PR-2014-9 : 勧告は実施されており、**CCSBT** のベストプラクティスに統合されているものと見なすことができる。追加的な勧告は不要である。

4.1.2 データ収集及び共有

Kobe クライテリア

CCSBT における以下の達成の程度 :

- UNFSA 付属書 I (KI.I.1) を踏まえた科学及び遵守目的のデータ提出に関する フォーマット、仕様及びスケジュールに関する合意。メンバーの義務にかかる 遵守状況を追跡するためのデータ提出に関する標準的な報告カードに関する合意 (KIII, Annex 3, 1.1)
- メンバー及び協力的非加盟国、個人又は RFMO を通じた、対象資源及び非対象資源に関する完全かつ正確な漁業データ及びその他関連するデータの適時的な収集及び共有 (KI)
- 漁業及び漁船に関するデータの蓄積及びメンバー及び RFMO 間での共有 (KI)
- 必要なデータの収集及び共有における ギャップへの対応 (KI)

SA-2008-5 : SBT データ収集及び共有戦略

CCSBT メンバー及び RFMO 間でのデータ収集及び共有のための戦略を策定する。

この勧告は、以下のマグロ漁業管理作業部会（TMWG、ブリスベン、2010 年）の勧告によりさらに補強されている。

マグロ資源の状態が正確に評価されるよう、事務局に対する正確なデータ及び情報の提出に関する強力な要件を設立する。（TMWG-2010）

メンバー及び協力的非加盟国は、適切なタイミングでの、市場、水揚げ及び加工施設からのデータと照合したこれらのデータの提供について確固たるコミットメントを行うものとする。（TMWG-2010）

データ及び情報の収集及び共有は、RFMO の機能として極めて根本的なものであり、データの提供、質、適時性、調和及び交換に関する勧告を管理することは、例えば評価の取り扱いにかかる先のセクション、データ共有に関するこのセクション、及び RFMO の協調に関する下のセクション等、CCSBT のパフォーマンスにかかる多くのセクションに散りばめられている。

SA-2008 報告書及びその見え消し版で記述されているように、過去のデータ収集システムの問題点の洗い出しを踏まえ、CCSBT は、データ収集及び共有をその作業の中心に据えている。多くのイニシアティブが実行に移されたにも関わらず、具体的なデータ戦略は公式には策定されておらず、そのことは以下に述べる。しかしながら、Kobe II 及び III の勧告を見るに、例えばオブザーバーデータ、VMS データ及び取締りデータといった非公表データ（メンバー及び CNM の間では、とりまとめデータの共有が整えられているもの）の共有といったさらなる進展が期待されている。

遊漁による〔SBT〕混獲を検討する。（KIII.b.e）

一部の CCSBT メンバー（例えばオーストラリア）の遊漁の一部において、主対象又は混獲種としていくらかの SBT が漁獲されている。近年、関連情報の収集が取り組まれている。オーストラリアは、各国ベースでのデータ収集の責任においてあらゆる漁獲を報告しなければならないが、定期的な報告手続きはない。社会全体としてのプロセスが研究されている。ニュージーランドは、少量かつ減少傾向にある数量の報告を始めている。推定値が資源評価に含まれているのかどうかは我々にとって明らかではないが、不確実性を加える一方でこの数量も含まれているのであれば、これらが大きなバイアスとなることはないと思われる。国別配分量に遊漁漁獲量を含めるかどうかにかかる議論が開始されている。

インドネシアの商業的及び沿岸零細漁業は、SBT の混獲に関して重要なものであり、沿岸零細漁業による漁獲量はほとんど知られていない。

ESC により 2014 年に実施予定の全面的な資源評価は、遊漁漁獲量を含む未考慮漁獲死亡量の影響を精査することになっている（CCSBT20 報告書、2013 年）。

マグロ若齢魚の混獲を低減するための研究開発作業に取り組む。（KI.I.12）

おそらく、この勧告は集魚装置（FAD）を用いたマグロ漁業操業を狙ったものであり、CCSBTにはあまり関係がない。

PR-2014-10 : 上記を踏まえれば、オリジナルの **SA** 勧告は完了したものと考えられる。しかしながら、**PR** は、例えば遊漁及び沿岸零細漁業における **SBT** 漁獲量への対応等、提起される必要があると思われるより具体的な勧告の下で、これを主要なタイトルとして維持していくことを提案する。

SA-2008-6 : データの仕様

科学的过程において必要な情報を確保できるよう、メンバー（及び協力的非加盟国）が提供するデータの詳細や種類について明確な基準を設定すること。

関連する Kobe クライテリアを支持するデータ収集及び共有に関する RFMO にかかる UNFSA 要件は、協定第 14 条及び付属書 1 に定められている。これは以下に言及している：(i) (SS 及び HMS 資源；対象種及び非対象種の) カバー率、(ii) (資源評価及び MCS に対して適正な) 質、(iii) (合意された適切な) 適時性、(iv) 漁獲量、漁獲努力量、重量、性別、投棄量、年齢、成長度合い、加入量、資源構造、資源及び環境に関する科学的調査データといった必要な 基本的漁業データ。船舶データ及び情報には以下が含まれる：(i) 船舶識別番号、登録されている 旗国及び船籍港、(ii) 船舶の 型式及び諸元、(iii) 漁具の種類、(iv) 船舶の航法及び通信にかかる 装置。必要な詳細情報及びデータ確認（例えば位置、漁獲量、漁獲努力量、転載、オブザーバー計画）は、旗国及び RFMO に委任されている。国際的な協調、とりわけ 調査及び意志決定能力 の改善が必要である。

CCSBT においては、これら全ての要件に対する行動が起こされ、例えばデータの解像度、報告のタイミング、評価手法、標準的な助言及び管理の枠組み（管理方式やメタルールといったもの）、機密性に関する規則、予防的アプローチ等にかかるさらに詳細な仕様に関する公式の合意がなされている。過去 5 年間ににおけるこれらの分野の作業での進捗には以下のようなものがある：

- データの詳細及びスケジュールを含む CCSBT の 科学データ報告及び交換要件 が ESC 報告書の中で毎年決定されている^{13,14}。また、これらの要件及びその遵守の進捗状況は、CCSBT ウェブサイトプライベートエリアのデータ交換セクションでも提供されているようである。
- オブザーバーデータ は、CCSBT 科学オブザーバー計画規範を遵守する中で収集されているが、高度に集計された ERS 関連データを除き、これらのデータは機密データと見なされており、科学文書に含まれる、又は関連する締約国間で機密保持契約にサインした場合以外は、これらのデータは現在共有されていない。こうした状況の下では、合意されているオブザーバー規範の遵守は、当該メンバー自身によって、又はこの分野に関するメンバーの管理システムを対象とした品質保証レビュー (QAR) を通じてしか評価がなされない。
- ERS データ交換に関する要件 は 2012 年に合意された。データ交換は 2013 年に開始され、その後毎年ベースで継続されることになっている¹⁵。集計された 科学オブ

¹³ 様式及びスケジュールを含むさらなる詳細は以下から入手可能：http://www.ccsbt.org/site/data_submission_requirements.php；及び http://www.ccsbt.org/site/annual_reporting_documentation_requirements.php。

¹⁴ 2014 年の科学データ交換要件は以下から入手可能：http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_english/general/data_exchange_requirements.pdf。

¹⁵ 関連情報は以下から入手可能：http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_english/general/ERSWG%20Data%20Exchange.pdf。

ザーバーデータは、機密データと見なされており、これにアクセスするためには、機密保持契約及びデータを提出したメンバーによる承認が必要である。詳細なオブザーバーデータの分析を行ったメンバーは、その結果を ERSWG に対して積極的に提出してきた。前回の ERSWG 会合は 2013 年に開催され、次回会合は 2015 年 3 月を予定している。遵守委員会／拡大委員会及び ERSWG に対する報告書テンプレートは、フォーマットの調和を図るために 2013 年にいずれも修正された。

- 貿易情報スキーム (TIS) と置き換えられた漁獲証明制度 (CDS) の採択は、膨大な報告要件が大きく刷新されたことを意味している¹⁶。CDS は、全ての SBT の畜養活け込み及び移送、水揚げ、転載、輸出、輸入及び再輸出に関する文書の提出を求めている。さらに、丸の SBT ごとに標識を装着するとともに、SBT の死亡時点で測定を行い、事務局による確認及び処理のため、これらの詳細を電子フォーマットにより事務局に提出しなければならない¹⁷。ある四半期に発行又は受領された全ての CDS 様式は、次の四半期末までに事務局に送付されなければならない。CNM 一カ国を除き、内容及びタイミングにかかる遵守は良好なものと考えられる。遵守報告書は毎年公表されている¹⁸。
- CCSBT は、メンバー及び協力的非加盟国の許可畜養場及び船舶 (漁船及び運搬船) の記録について、許可期間、船主、操業者等に関する詳細情報とともにこれを維持している¹⁹。SBT を保持したがリストに掲載されていない畜養場又は船舶は、IUU 漁業を行ったものと見なされる。
- SBT の洋上転載の監視は、IOTC 及び ICCAT との MoU の下に調整されている。三つの RFMO の計画間での相互運用は、IOTC/ICCAT の SBT 関連データを CCSBT にかかるものとして扱うことにより実施されている。IOTC 及び ICCAT 事務局は、転載情報 (数量を含む) の 24 時間以内の報告を求めている一方、オブザーバー報告書は、各航海の終了時に事務局に対して送付されるものとされている。その後、この情報は、関連する事務局から CCSBT 事務局に対して転送される。

これらの成果は素晴らしい。オブザーバーデータ及び漁業操業データを除き、データ収集及び提出は非常によく整備されており、また実施されている。オリジナルの勧告はおそらくその役割を完了しており、そのフォーマットの下では、求められている作業が通常の業務になりつつある。成功裏に完了され、将来的にはより詳細なものに置き換えられていくものと考えられよう。

¹⁶ http://www.ccsbt.org/userfiles/file/templates/CCSBT_CDS_CatchTagging_Template.xls

¹⁷ 様式電子版: http://www.ccsbt.org/userfiles/file/templates/CCSBT_CDS_CatchTagging_Template.xls

¹⁸ 最新の遵守委員会報告書によれば、比較的重要な変数にかかる多数の問題が議論の俎上に上がっており、これらがデータの質にも影響を与える可能性があることが示唆されている。特に以下に関連するものである: (i) オーストラリア国内漁業におけるステレオビデオプログラムの未実施、(ii) 全ての SBT 死亡要因にかかるより良い推定値の必要性、(iii) インドネシアの沿岸零細漁業による水揚げに関する不確実性、(iv) 報告書の提出の遅れ、(v) 一部メンバーによる過剰漁獲、(vi) 低いオブザーバーカバー率、(vii) 一部の国内遵守システムの頑健性、(viii) 遵守状況を評価するためのパフォーマンス基準の欠如。

¹⁹ 許可船舶、畜養場及び運搬船に関する決議は以下からそれぞれ確認できる:

http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_english/operational_resolutions/Ammended_resolution_on_authorised_24m_vessel_list.pdf;

http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_english/operational_resolutions/Resolution_AuthorisedFarms.pdf;

http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_english/operational_resolutions/Resolution_Transhipment.pdf.

PR-2014-11：科学的助言における評価及び予測の解像度及び正確性を改善するため、（オブザーバー及び漁業操業データに関する）データの機密性要件を解決するさらなる努力が必要である。

SA-2008-7：締約国の遵守状況

すべてのメンバー及び協力的非加盟国が、データ（例えば科学的データ、オブザーバーデータ、ERS データ、漁獲証明、船舶及び畜養場のリスト化、転載、データのギャップの補完、及びデータの機密性（SA-2008））の収集及び共有に関する UNFSA/Kobe 要件を満たすこと。SA-2008-10 も参照されたい。

2008 年以降、CCSBT は遵守を改善するために相当のイニシアティブを強化してきた：(i) VMS の採択（2008 年）、(ii) 洋上転載（2008 年）及び港内転載（2009 年）の管理、(iii) 許可畜養場のリストと船舶リスト化の改善（2008 年）、(iv) 国別遵守行動計画に関する要請（2009 年）、(v) 勧告されている目標カバー率 10% に合致する実際のオブザーバーカバー率の上昇、(vi) CDS の採択（2010 年）、(vii) 遵守委員会の強化（2010 年）、(viii) 遵守計画の採択及びコンプライアンス・マネージャーの採用（2011 年）、(ix) 遵守に関する最低要件の強化及び品質保証レビューに関する合意（2012 年）、(x) 転載及び CDS に関する最低履行要件の採択（2013 年）、(xi) 最低要件のさらなる強化のための遵守委員会作業部会の設立（2013 年、2014 年）。

SBT に関する科学的データは、スケジュールどおりに事務局に提出され、リアルタイムで事務局のウェブサイトに掲載される。資源評価に用いられる主なデータセット（総漁獲量、漁獲量及び漁獲努力量及び体長別漁獲量）は、公開され、科学会合を通じて FAO-FIRMS に送付されている。ERS データ交換は 2013 年に開始された。国別報告書は会合前に送付されるか、会合において配布される。別の決定がなされた場合を除き、これらは CCSBT 会合後に要請に応じて公表される。プライベートエリアから入手可能な月別漁獲報告は、2006 年以降、良好な遵守状況で継続されている。データのギャップを補完するため、CCSBT は、2013 年及び 2014 年の航空調査（漁業からは独立的にデータを補完するもの）及び近縁遺伝子研究に資金を提供している。

事務局の報告によれば、解決に取り組んでいるほんのわずかの例外（例えば EU によるデータ提出の一部のケース）を除き、データ要件に関するメンバー及び協力的非加盟国（CNM）の遵守状況は非常に良好である。企図しないミス及び欠落は締約国により速やかに修正される。現在の主な問題は以下のようなものである：(i) 発展途上のメンバー一カ国が、まだオブザーバーカバー率目標を大きく下回っている、(ii) ごく少量の国別配分量を有する発展途上の CNM 一カ国が、CDS の実施をまだ開始していない。

最後に、CCSBT は、遵守計画、及び CCSBT の義務に対する最低履行要件及び是正措置政策といった関連政策を採択した。

PR-2014-12：当初の勧告はその役割が達成されているようであり、完了したものと見なすことができる。また、将来的にはより詳細なものに置き換えられるものと考えられる。

SA-2008-8 : データの機密性

今後、CCSBT 内では、商業機密性という理由でデータへのアクセスが制限されるべきではない。データ提供に関する国内の規制が CCSBT の保存管理努力を損なわないよう、メンバーは最善を尽くすこと。メンバー及び協力的非加盟国が、CCSBT 内の機密性保持協定及び規定を完全に遵守すること。

機密性に関する問題は、資源評価にも影響する厄介な問題（より詳細な資源評価、及び特に空間的な漁業の特徴の理解と管理に遅れをもたらすもの）であり、透明性を低減させるものであり、市民社会及び公衆との関係を毒するものである。この問題は、センシティブなデータについて、是非ともその安全性を確保するとともにその漏洩を防止するため、CCSBT によって完全に対応されている。

2010年、CCSBT17により採択されたCCSBTによって収集されたデータの保護、アクセス及び伝達に関する手続規則について検討するための作業部会が設立された。センシティブであると考えられるデータは、CCSBT ウェブサイトのプライベートエリアを通じて交換される。交換は、データを保有するメンバーの監督の下、事務局によって管理される。またCCSBTは、データの安全性に関する規範（SC2010、別紙13）及びデータの機密性の安全性に関する方針²⁰を策定した。方針では、人的資源、物理的及び環境的な安全性、通信及び運用上の管理、アクセス及び暗号管理を扱っている。方針は、ノーリスクのデータを一般エリアに日常的にリリースする手続きを含んでいる。また、データ機密保持契約書も含まれている。ERSに関するデータの機密性は、ERSWG データ交換プロトコル²¹により対処されており、高解像度のデータの交換は、相互に合意した共同研究の一環としてのメンバーの科学者間の小グループである場合にのみ実施することができる（ERSWG10、2013年、議題項目5）。また、CCSBTは、ERSオブザーバーデータの最低要件を含む科学オブザーバー計画規範（SOPS）を採択している。データのアクセスは、以下のとおりデータのタイプによっている。

- ノーリスクデータは公表されている。例としては年間推定漁獲量または許可漁船リストがある。
- 低リスクデータは、CCSBT ウェブサイトのプライベートエリア及びCCSBTのデータCDにより、CCSBTメンバー及び協力的非加盟国のみ入手可能である。例としては、旗国別の月別漁獲報告がある。
- M中程度のリスクのデータは、そのリリースのために具体的な要請が必要となる。こうしたデータは、承認された少数の者のみがアクセス可能となる。例としては、船舶別又は会社別の漁獲枠がある。
- 高リスクデータは、CCSBT ウェブサイトには掲載されず、またデータCDにおいても利用可能でない。

CCSBT会合において使用された全ての文書の機密性のステータスは、関連する年次会合報告書において明確に述べられている。ファインスケールの操業データのリリースについては、2010年手続規則に照らして非遵守の証拠はないという事実にも関わらず、まだ大き

²⁰ 最初のドラフトは 2010 年 ESC 報告書から入手可能である（手続き規則にかかる別紙 1）。

²¹ CCSBT19（2012 年）報告書別紙 11 から入手可能である。

な障害が残されている（SC2010の別紙5のとおり）。現時点での解決策は、必要な詳細データを保有しているメンバーが、こうしたデータが必要となる具体的な分析を実施しこれをESCに報告するために他のメンバーからの要請を受けることである。こうしたケースとしては、日本のCPUE指数及びモデリングの例がある。

ERSデータ交換プロセス²²は、ERSWGによるより定常的な評価の支援を目的としている。これは以下を規定している：(i) 提供されるデータ、(ii) データ提出の頻度及びスケジュール、(iii) 機密性。後者は「データの保護、アクセス及び伝達に関する手続き規則」に準じている。このことは、データは公開されず、データのリリースのためには特別の許可が必要となり、及びCCSBTデータCD又はCCSBTウェブサイトのプライベートエリアにも掲載されない（ただし、さらなる制限が課された特に許可された者のみアクセスできるプライベートエリアの特別なエリアは除く）ことを意味する。

データ共有に関するベストプラクティスは、関心を有する全ての関係者による評価に向けて、過去の資源評価に関連する文書及び仮定を（しばらくした後に）利用可能とすることである。しかしながらESCは、資源評価に用いる完全な漁獲量情報（未報告漁獲量の推定値を含む）は、その機密性のためメンバー及びCNM以外の関係者には利用可能とされないことを認めている。一方でESCは、資源評価に用いられるデータの透明性をより高めるため、この問題に対処する方法を探求することは有益であるとも合意しており（SC2010、別紙5、脚注7）、上述の勧告が今日でも妥当であることを示している。

PR-2014-13：機密性の問題が科学的な評価努力の質を阻害している限り、CCSBTは、適切な予防手段とともに、この目的のための「機密」データへのアクセス性を改善するための努力を継続すべきである。データの機密性に関するルールにはタイムリミットが設けられるべきであり、データの広範な利用に伴うリスクを十分に低減する、又は排除するのに十分な期間を経た後、すべてではないにせよ、データの大部分は一般エリアに掲載されるべきである。

SAWG-2010 勧告

科学的助言 WG（SAWG、バルセロナ、2010 年）は、まぐろ類 RFMO 横断的なデータ収集及び共有を改善するための一連の勧告を行った。これらの勧告にかかる現在の実施水準に関する我々の意見／理解を各勧告の最後に示した。

- 漁獲量、漁獲努力量及びサイズに関するデータを毎年定期的に収集する。勧告は実施されており、通常業務の一部となっている。
- 義務的なデータ要件に従った高品質のデータの適時的な提出を最優先事項とする。勧告は実施されており、通常業務の一部となっている。
- 通信技術のフル活用（例えばウェブベース）により、漁業データ提出のラグを低減する。一部のデータ（通常は大きなデータセット）はウェブを通じて提出されている。
- 基本的なデータフォーマットを調和させる。データのタイプ、集計のレベル、全地球的位置情報等に関する調和は既にかなりの水準にある。

²² CCSBT19（2012年）別紙 11 及び ERSWG10（2013 年）議題項目 5 を参照

- ウェブサイト又はその他の手段を通じて、資源評価に使用される基本的なデータ（旗国及び時期／海域の階層別の漁獲量、漁獲努力量、サイズ）を入手可能にする。こうした詳細な資源評価データの公開は、CCSBTのデータ機密性方針により禁じられている。
- 資源評価作業を支援するため、時機を逸せずにファインスケールの操業データを利用可能にする。これは、SA-2008-8でも対応されたセンシティブな問題である。
- アクセス保護及びデータの安全性に関する手続規則を通じて、機密性に関する懸念に対処する。この勧告は、2010年のデータの保護、アクセス及び通信に関する手続規則を通じて実施されている。
- 全漁船、特に情報が制限されやすい遠洋はえ縄漁船横断的な漁獲量、漁獲努力量及びサイズ組成に関する適正なサンプリングを確保する。
- 特に以下を推定するための手法に関するデータの品質を改善するため、他のRFMOと協力する：(1) 巻き網漁船及び沿岸零細漁業によって漁獲されたマグロ類の種及び体長組成、及び(2) 畜養マグロの漁獲量及びサイズ。
- 締約国から報告される情報を定期的に確認するとともに、代替的な（漁業から独立的な）データソース、特にオブザーバー及び缶詰工場のデータを用いて無報告漁船による漁獲量を推定する。

締約国から報告された情報に関して、CCSBTは、こうした情報の確認（例えば日本による市場調査、オーストラリアによる畜養マグロ調査）についてそのメンバー国及びCCSBTの科学データの検証のための高い水準の実施行動規範²³に基づくデータ検証を信頼している。事務局は、漁獲量及び漁獲努力量又は科学オブザーバーデータについて、これらのデータセット間での検証作業を行うために十分詳細なデータは受領していない。しかしながら、事務局は、全体の報告漁獲量、月別漁獲報告及びCDSの漁獲量推定値との間での不調和を分析し、これを報告している²⁴。また事務局は、関連する締約国に対し、メンバーから提出されたデータに関するあらゆる矛盾点について報告している。CCSBTは、遵守委員会による各国レベルでのデータ収集に関して用いられているシステムの品質の検証及び遵守状況の評価を可能とする品質保証レビュー（QAR）を導入している。

無報告漁獲量に関して、特に無報告漁船による水揚げにかかる評価については、PRによって何ら情報がもたらされていなかった。CCSBTは、関連する国及び主体を拡大委員会に参加させるためのあらゆる必要な努力を行ってきており、大部分のSBT漁獲量はCCSBTに報告されている。重大な未知の国は中国である。また、（オーストラリアの）遊漁船による漁獲や（インドネシアの）沿岸零細漁業による漁獲といったいくつかの問題が残されている。

²³ CCSBT17において合意され、CCSBT19において採択。以下からアクセス可能：

http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_english/operational_resolutions/HighLevel_CodeofPractice_DataVerification.pdf

²⁴ 例えばCCSBT管理措置の遵守に関する文書CCSBT-CC/1310/04 (Rev2)を参照。

SA-2008 以降に実施された作業は素晴らしいが、過去のデータシリーズが十分信頼できる水準まで再構成されなかったことは残念である。過去の誤報告の発見から生まれたデータの危機は、データ収集規範及びその実施にかかる健全な発展を刺激している。この責任から逃れることはできない。

PR-2014-14 : SAWG 勧告を慎重に精査し、データ収集及び共有戦略の中に統合するよう勧告する。

4.1.3 科学的助言の質及び提供

Kobeクライテリア

CCSBTの以下に関する程度：

- a) 所管する魚類資源及びその他海洋生物資源、並びに海洋環境に関する漁業の影響に関連する最良の科学的助言を受領及び／又は作成する。 (KI)
- b) 不確実性を定量化する手法を開発し、これをリスク評価に反映させる (KIII.p4; KIII Annex 3,1.2) とともに、意志決定者により使用される科学的助言においてリスク及び不確実性を明確に述べる。 (KII.1.e)
- c) 管理戦略評価に関する合同技術 WG の創設及び機能に貢献した。 (KIII, Annex 3, 1.3)

SA-2008-9 : SBT 及び ERS に関する科学的作業のバランス

SBT に投入される科学的な努力と ERS に関する科学的な努力の間でより良いバランスを実現する。

1994 年に CCSBT が公式化されて以降、CCSBT が用いる科学的プロセスは、経験が積み、より多くのメンバーが参加し、危機が起こり、そしてそれが解決され（例えば誤報告、試験操業等）、科学的なインフラが整備されるなどして、継続的に改善されてきた。標準化された資源評価プロセス（代替手法も維持）と SBT の文脈における特定の不確実性を考慮した管理方式の組み合わせは、非常に適切である（また、この組み合わせの有効性は、例えばレトロスペクティブ分析により定期的に評価される必要がある）。独立パネル及び独立議長の介在は、漁業団体が滅多に経験することのないようなピアレビュー及び外部的な監視を確保する。独立パネルメンバーが SC 及び OMMP に定常的に参加することは、SAG/SC 報告書が示した見解にかかるコンセンサス及び検討を促進するものである。

UNCLOSやUNFSAを含む多くの重要な国際的枠組みは、RFMOの付託事項が、例えば生態系アプローチのような関連種及び従属種の持続可能性についてもカバーするよう強化されることを求めている。CCSBTは、1994年の開始時点から生態学的関連種作業部会（ERSWG）を設立した。それ以降、（特に混獲を削減する観点からの）ERSの影響及び保存に対する注意を改善するため、CCSBT及び他のRFMOとの協調によっていくらかの進

捗がなされた。2011年、CCSBTは、サメ及び海鳥の種同定ガイドの更新作業を進めた。現在、ほとんどの評価作業は国レベルで実施され、結果は共有されている。合同評価は今後の話である。進捗はゆっくりとしたものであり、関連する種の資源状態には、そのうちそれぞれの努力量の間の受け入れ可能な、又は良い「バランス」の定義がないため、この勧告の評価は難しい。公平に言えば、「バランス」の心象は非常にセンシティブであり、見方次第である。しかしながら、「より良い」バランスは、まず最初に評価があり、これに続く管理を通して示されたさらなる注目によって達成され得るものであろう。海鳥に関して実施された作業とそこから得られた結果は、他の主要種について再現する例となり得る。サメ類に対してなされた努力は正しい方向を向いている。

2012年、CCSBT19は、海鳥類及びニシネズミザメに関するマグロ漁業の影響の評価に関する全世界的な作業を促進するため、ERSWGが他のまぐろ類RFMOにコンタクトをとることに合意した。これに対する反応は様々であった。代わりに強く提案されたのは、まぐろ類RFMOの新たな海鳥保存措置の有効性の評価を優先するというものであった。

振り返ってみると、ERSに関する評価及び助言の努力は、SBTに対するそれに比べて十分ではなかった。SBTに関する義務を中心的に考えることはある程度論理的ではあるが、CCSBTに対する評判へのダメージ、もっと悪ければ貿易関連の制裁を避けるため、どこかの時点でいくらかのバランス調整が必要になるだろう。現時点では、ERS政策のほとんどは、最低限の協調しかなされていない各メンバーの一方的な措置に依存しており、パフォーマンスの評価にかかる全体的な協力はなされてこなかった。さらに、SBT漁船は、他のまぐろ類RFMOの管轄水域で操業する際には、当該RFMOのERSに関する措置を遵守することが求められている。一部のCCSBTメンバーは、CCSBTも独自の措置を採択すべきであるとして異議を唱えている（CCSBT19、2012年）。これは合意に至っておらず、「ERSに関する影響を緩和するための」決議案は現状維持を迫認している。

IOTC、ICCAT及びWCPFCの法的拘束力のある保存管理措置は、CCSBTメンバーが各条約海域においてSBTを漁獲している場合、それらの条約の締約国／協力国となっているCCSBTメンバーを法的に拘束する。実際には、インド洋における台湾を除き、全てのCCSBTメンバー／CNMがこれらの措置により法的に拘束されている。CCSBTがIOTCのERS及びMSC措置にかなり依存していることを踏まえれば、CCSBTが独自の措置を採択する、又は台湾もCCSBTのECのメンバーであることを通じて事実上法的に拘束されることを含め、全てのメンバーが、その法的拘束力のある決議によりIOTCを含む他のRFMOの措置に従うことを確保することに関して、現在の状況には別の理由がありそうである。

事務局は、CCSBTがこれらの種に関して分析を実施する上で、ERS混獲データ及び中枢となるデータベースの不足が制約となってきたことを認識している（例えば第一回JTBWG、2011年）。ERSに関する評価（例えば海亀類、鳥類、サメ類）は、CCSBTメンバーによって直接実施されている（合同評価はない）。また、CCSBTは、ACAP（アホウドリ及びミズナギドリに関して）又はバードライフ・インターナショナル（その他の海鳥類）及びトラフィック（サメ類）といった特別に委任された機関によるERSの評価に依存している。ERSWGは、FADを使用した巻き網漁業はないため、はえ縄漁業に焦点を絞っている。はえ縄は、海棲ほ乳類及び海亀類との相互作用は小さいものと考えられている。

（ただしインドネシア漁業に関するデータは欠如している）。混獲緩和の焦点は、一義的に海鳥類及びサメ類に当てられてきた。

ERS に関して公式により良くフォーカスできるよう、CCSBT 条約をアップデートするための勧告は以前からあった（SA-2008-15 及び SA-2008-17 参照）。

PR-2014-15：上記の勧告は重要なものであり、調査だけでなく管理上も長期にわたって大きく影響するものである。しかしながら、バランスにかかるコンセプトの主観性及び予算に影響を与える可能性から、これを「頭飾り」として用いることとし、より注意を払うべき特定の種／海域に関するより具体的な勧告によって補完されるべきである。

SA-2008-10：科学的監督：ESC 及び独立パネル

拡大科学委員会の現在の構造、特に独立議長と諮問パネルを維持すること。

現在の状況は勧告に対応している。問題は ESC 及び EC によりレビューされている。2012 年及び 2013 年の ESC 会合（全面的な資源評価は求められていなかった会合）は、パネルの数を減らして（4 人ではなく 3 人）開催された。2014 年の ESC 会合では全面的な資源評価を行う予定であり、4 人のパネル全員が参加することとなっている。

PR-2014-16：ESC 独立議長及びパネルの役割の継続に関して、追加的な勧告は不要である。

SA-2008-11：必要な科学的スキル

SBT の資源状況を評価するために将来の情報に焦点を当てる必要があることを踏まえ、科学プロセスをサポートするための独立専門家の人数及び技能を見直すべきである。

我々は、この勧告は複雑な生態系モデリング、不確実性、予測手法、及びベイズ的アプローチといった分野の科学的専門家を関与させる必要性について述べたものであると考えている。科学グループの内部構造にかかる我々の知識は単純なものであるが、過去数年間の管理方式の開発プロセスは、このような科学的スキルを既に必要としていたし、またこれに関する経験が積まれた、または成長したように見える。コンセンサスの促進に向けて見逃しているかも知れない点は、恩恵があまり与えられていない国におけるこれらのスキルの発展である。

PR-2014-17：科学的スキルに関する実際上のギャップを評価するとともに、採用（独立パネルに関する新たな／補完的なプロファイルを含む）及びパートナー国のキャパシティ・ビルディングを通じたギャップ解消を促進する。

SA-2008-12：管理方式

短期的に同漁業に管理方式が必要であるという考え方についても、合意されたオペレーティング・モデルを使った定期的な資源評価など、代替のアプローチも含めて再考すべきである。

TAC の設定を支援するための「管理方式」の使用にかかる原則は 2000 年に合意された。その開発作業は 2002 年に開始された。最初の方式候補は、2005 年の EC に提案された。2006-2010 年のさらなる作業の後、MP は、2011 年 TAC に対して始めて実施された。

新たな知見を取り込んだオペレーティング・モデルは、3 年ごとの全面的な資源評価の実施の際に使用されている。特定の年又は複数年に関してその適用を無効化する特別な状況（メタルールを発動）が発生していない限り、MP が使用される。また、MP とメタルール・プロセスが正しい方向性をもって決定の指針となり、正しい結果が得られているかどうかを確認するためのパフォーマンスの評価は、6 年ごとに行われることとなっている。

PR-2014-18 : オリジナルの勧告は置き換えられたものと考えるべきである。現在、MP は資源評価及び委員会の助言ツールボックスの中に統合されており、そのパフォーマンスは定常的に評価されているため、新たな勧告は不要である。

KOBE III-1 : 管理戦略評価 (MSE)

PA の実施を促進するため、管理戦略評価 (MSE) に関する合同技術 WG に貢献する。 (Kobe III p.4 及び Annex 3 § 1.3)

これは、意志決定における予防的アプローチの適用を改善するための特別な貢献として、管理戦略評価プロセスに関する他のまぐろ類RFMOとの協力について言及したKobe IIIからの直近の勧告である。MSEは、管理されているシステムに特有の不確実性の主要な要因の影響の評価に使用されることが増えているものである。CCSBTが取り組んだ管理方式の開発作業は、様々なMPの候補を生みだし、またその中からMPを選択する過程において、事実上、管理戦略評価を含んでいた。ICCATの主導によりJTWGMSEが設置され、CCSBTはそのメンバーとなった。継続中の合同作業には以下が含まれている：(i) Kobe助言の枠組みのレビュー、(ii) MSEのツール、(iii) パラレル及びクラウドコンピューティングの利用。

この極めて戦略的なイニシアチブは現在も継続中で、また当面の間は継続される予定であり、予防的なマグロ漁業管理のベストプラクティスの中に着実に取り込まれていくであろう。

PR-2014-19 : CCSBT は、MSE 能力の開発と実施のためのまぐろ類 RFMO の努力への貢献を継続すべきである。現在合同 WG が存在しているが、将来的にはさらに具体的な勧告がより有益であろう。

SAWG-2010 勧告

科学的助言に関するKobe II作業グループ (SAWG-2010) は、まぐろ類RFMOに提供される科学的助言のさらなる改善を目的として、このセクションに関連する多数の勧告を行った。

自然死亡及び成長及び回遊パターン並びにマグロの行動及び脆弱性を推定するための定常的な大規模標識計画 (アーカイバルタグを含む)

2002 年から 2006 年の間、CCSBT の科学調査計画の一環としての SBT 条約標識計画に予算を措置するため、毎年およそ 60 万ドルの特別予算が運用された。現在の CCSBT の予算

に類似の財源はなく、標識回収者向け及び標識実験の調整のための小額の予算があるだけである。後者は、現在は CCSBT メンバーが直接実施しており、ESC を通じてその結果が共有されている。ESC 報告書における定常的な標識のリファレンスは、この活動が発展途上国による平時の注目の対象となっていることを示唆している。計画の一部は CCSBT 予算によって予算措置されている（例えば標識回収計画及び標識計画の調整）。しかしながら、PR は、必要性に対する実際に装着された標識の量、又は条約標識に対するアーカイバルタグ又は遺伝子標識の相対的な優先順位にかかる的確な評価を行っていない。

PR-2014-20：現在、大規模標識計画は実施されていないようであり、このことは、上述の勧告は満たされていないことを意味している。ESC により、明確な根拠をもってこれが維持されるか、又は公式に否定すべきである。

空間的管理措置を実証するための資源評価の空間的側面に関する研究

現在、CCSBTは、SBT漁業及び年齢構成別の時間的トレンドの分析を優先しながら、時間構造的（時系列的）評価モデルを採用している。このアプローチでは、空間情報（例えば漁獲海域）はデータ収集において明確である（CPUE、航空調査、標識）。また、これは生態学的にも関連している（例えば主要な産卵又は加入海域との対応）。しかしながら、条約の対象漁業資源及び漁業の評価に沿って、生物量、加入及び年齢構成の関する全体的な資源のトレンドの構造に重きが置かれている。実施中の管理措置は、空間的な差別化はなされていない。空間における漁獲努力量及び漁獲量の空間的分布は資源及び収入への影響に直接関連する（故にインセンティブとなる）という点で、この勧告は意味をなす。また、現在の管理措置は漁業活動の分布の変化を誘発するという点にも関連がある²⁵。科学者は、MPにおいて使用される指数への影響を是正するため、漁業活動及び資源の分布に関連する変化の検知を継続的に試みる必要がある。空間的構造評価及び管理の枠組みは、おそらくより現実的なものであると思われるが、良い点及び悪い点、並びにCCSBT海域において戦略をシフトすることのコスト及びメリットに関する分析は全くない。全地球的空間動態計画（及びアーカイバルタグ計画）は、この文脈に大いに関連している。

PR-2014-21：管理及び保存における最重要課題として、SBT資源及びこれを漁獲する船団の空間構造及び移動に関する情報を得るための努力が継続されるべきである。

PR-2014-22：より現実的な予測を得るために、現在の戦術的な枠組み（利用可能な知見並びに差別化されていないTACの推定値を導く必要性から課されているもの）に加えて、5-10年ごと、場合によってはMPの6年ごとのパフォーマンス評価と合わせて使用し得る評価の戦略的レイヤーとしての空間的、生態系ベースの枠組みが開発できよう。

マグロ資源の生物学的特徴及び環境をより良く統合するための高解像度の空間的生態系モデルの利用（SAWG-2010）

この問題は、これまでESCで議論されていない。これの展開は、現在の資源評価及び資源予測では考慮されていない中長期的なSBTの自然変動をより良く理解するために実に有益と考えられる。また、こうしたアプローチ（これで難しいのは過小評

²⁵ 例えば 2010 年科学委員会報告書のパラ 85 による。

価をしないことである）は、将来の気候変動の影響に関する見通しを改善することを可能にする。問題の大きさ及び一般的な関連性を踏まえれば、まぐろ類RFMO後段的な計画が正当かも知れない。

資源評価に関する最低基準のリストに合意する

異なるRFMOは異なる評価手法を用いており、複雑さの度合いも違えば、使用しているデータのタイプの違っている。一部では空間構造化されているが、他では時系列的分析に基づいている。SAWGWは、それぞれ状況が異なるため、各RFMOが同じ手法を用いることに成功する、又はその必要があるとは考えられないと述べている。しかしながら、各RFMOは、信頼性の高い資源評価に関する最低基準、例えば明白な不確実性（例えばデータ及びモデルに関するもの）に対する明白な対処、外部ピアレビューの制度化、（いくつかの形態による）管理戦略評価の使用の一般化等に合意することはできよう。

PRは、この勧告の実施においてまぐろ類RFMO間でなされた進捗状況に関する情報を有していない。しかしながら、CCSBTの資源評価手法は、最も完全かつ進んだものであり、MSE及びERS（混獲）に関する合同WG及びKobeプロセスにおいて他のまぐろ類RFMOとの協力がなされているものである。このことは、こうした基準をより公式なものとして策定する機会を提供するはずである。

PR-2014-23：この勧告は、様々な活動にわたって実施されているようである。資源評価の最低基準に関する公式文書が合意され公表されるまでの間は、これは維持されるべきであろう。

発展途上のメンバー国における調査能力の開発

この勧告は、UNFSA（第14条の3）の規定を繰り返したものであり、発展途上国を含む全ての国際協定に関する規範である。この勧告に対する対応は、CCSBTはこうした目的に対する基金が少ない、あるいは全くないため、二国間で対応される傾向がある。しかしながら、CCSBTは、インドネシアにおいて管理方式に関するトレーニングに取り組んでいる。

PR-2014-24：このテーマは、将来のCCSBTの意志決定にかかる進捗及び正当性において重要なものであり、継続的勧告とされるべきである。CCSBTの直接的な役割（予算措置及び訓練を行う能力）は限定的であるが、必要性の特定、支援の促進及び義務の達成に直接関連するキャパシティ・ビルディングの監視を補助することはできよう。

混獲政策及び管理戦略

SA-2008報告書によって非常に重要な問題が提起されたが、CCSBTにおいて、ERSに関する適切な政策及び管理戦略に対して考え得る（そして必要な）展開に関する勧告はまだ策定されていない。

将来的に、混獲政策及び管理に関するさらなる作業が必要である。Gilman ら（2012 年）による包括的な分析では、この点に関する CCSBT の全体的なパフォーマンスは、当該ク

ライテリアに関してベストのパフォーマンスを示した RFMO (CCAMLR) の 24%と評価され、これに改善の余地があることを示唆している。中層 SBT はえ縄漁業の主な問題は、偶発的な海鳥（一義的にアホウドリ類及び大型ミズナギドリ類）、サメ類及び海亀類、及び少量のメカジキの偶発的捕獲のようである。鯨類の混獲は問題になったことはなく、オーストラリアの巻き網漁業における混獲は少ないか、あるいは皆無のようである。Gilman ら（2012 年）によれば、SBT 漁業に関する SBT 以外の漁獲量は CCSBT ウェブサイトからアクセスできるデータには出ていないが、パートナー RFMO（主に IOTC 及び ICCAT）ではこうした問題は提起されていないようである。また種レベルの混獲に関する情報（国レベルでは存在するものと思われる）は、CCSBT ウェブサイトではアクセスできない。義務的なトリライン措置（及びその他の補完規則）の遵守状況もまた知られていない。CCSBT は、はえ縄漁業における混獲緩和措置に関する独自の履行規範²⁶を策定しているが、文書の中で用いられている文言は、メンバーに対して「促進」すること、「あらゆる努力を行う」こと、及び「採択を奨励する」こと等と呼びかけるといった、まだ非常に緩い表現となっている。これは最初のステップに過ぎず、そう遠くない将来、おそらくより断固たる決定が必要となるだろう。

現在、CCSBT は、国別のデータ収集、評価及び実施状況の報告に依存しており、そしてそれらの報告は公表されていない。これらは CCSBT ウェブサイトで見ることとはできず、公式に要請された場合にこれらが共有されるのかも定かではない。CCSBT 科学オブザーバー計画は初期段階である。求められているカバー率はわずか 10%であり、その低い目標も全てのメンバーが達成しているわけではない。

さらに、例えば種レベルの記録の最低パーセンテージ、体長データ測定が必要なパーセンテージ、投棄時の動物の生死のパーセンテージ等に関する国別のオブザーバーデータ収集プロトコルに関するデータも入手できない。CCSBT はそのオブザーバー計画を強化する方向で作業を進めているが、計画の改正案²⁷が最終化され実施されるまで、オブザーバーが ERS 混獲緩和メカニズムの使用状況に関して報告することが承認されるのかも明らかにならない。

PR-2014-25 : ERS に関する現在のすべての要素について、評価されるパフォーマンスに対する明確な目標、並びにリファレンスの数値又はトレンド、限界及び目標値を採択し、ERS に関する適切な政策及び管理戦略を精緻化することを勧告する。

4.1.4 保存管理措置の採択

²⁶ http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_english/operational_resolutions/CPG1_Minimum_Standards.pdf on page 41 を参照されたい。

²⁷ 改正案は本年の ESC において検討されることとなっている（改正案を支持した ERSWG10 報告書別紙 6、及び CC8 報告書パラ 84-85 参照）。

Kobeクライテリア

CCSBTの以下に関する程度：

- a) 資源及び種の長期的な持続可能性を確保するため、また入手可能な最良の科学的証拠に基づいて、対象種及び非対象種の両方に関する保存管理措置を採択している (KI.I.4)。
- b) UNFSA 第6条及び責任ある漁業のための行動規範第7条の5に定められた予防的アプローチ (予防的リファレンスポイントを含む) を適用している。 (KI.I.4、KI.I.10)
- c) 対象種及び非対象種の混獲を管理するため、漁業に生態系アプローチを適用している。 (KI.I.4、KI.I.10)
- d) HMS 及び ERS (特に海亀類、海鳥類及びサメ類) に関する漁業の影響を最小化している。 (KI.I.10、KI.I.11)。サメ類が評価及び管理されている。 (KI.I.11、KII.1f、KIII.5.b.d)
- e) 枯渇した、又は過剰漁獲状態にある資源に関する有効な再建計画を採択し、実施している。 (KI.I.4)
- f) 新たな、及び試験的操業を含むこれまで無規制だった漁業に関する保存管理措置の採択に向けて行動している。 (KI) 該当しない。
- g) 海洋生物多様性を保全する必要性を考慮しており、海洋生物資源及び海洋生態系に関する漁業の有害な影響の最小化に取り組んでいる。
- h) 可能な限りの選択的、かつ環境的に安全かつ費用効果の高い漁具及び技術の開発及び使用を通じて、汚染、浪費、投棄、流失又は投棄漁具による漁獲、魚及び魚以外の種両方の非対象種の漁獲、及び関連種又は従属種 (特に絶滅危惧種) への影響を最小化するための措置を採択している。 (KI)
- i) 投棄データを収集するために乗船オブザーバーの活用を求めている。 (KIII.5.b.a)
- j) 海鳥類、海亀類及び海棲ほ乳類に関する注目を増している。 (KIII.5.b.f)
- k) マグロ若齢魚の混獲を削減するための研究開発作業に取り組んでいる (FAD)。 (KI.I.12)
- l) 遊漁による混獲を考慮している。 (KIII.b.e)

CCSBT の責任にかかるこの分野に関する一連の Kobe クライテリアは、特に長く要求も高いものであるが、保存管理が委員会のコアな任務であること、及び漁業に付随して起こる影響に対する注目を高めているプレッシャーを鑑みれば驚くには値しない。SA-2008 報告書で用いられたクライテリアのリストは、Kobe I 報告書で入手できるいくつかの要素で完了されていたが、これら (ポイント d、e 及び i) については言及されておらず、また Kobe II 及び Kobe III で発生した要素 (ポイント c、j、k 及び m) についても言及されていない。

SA-2008-13 : 管理措置にかかる科学的基礎

CCSBT は、拡大科学委員会の科学的助言と一致した保存管理措置を継続すべきである。

重要な助言は、現在、ESC 及び特定の作業部会、及び管理方式及びメタルールの公式な利用を通じて、CCSBT の意志決定にかかる通常の運用の中に組み込まれている。戦略計画、遵守計画及びパフォーマンス・レビューは、現在、必要な行動の計画及びパフォーマンスの確認において使用されている。

CCSBT による決定にかかる科学的基礎は、以下の二つの検討により補完されている：(1) 意志決定時に用いられてきた科学の品質を改善するために委員会によって取り組まれている作業（科学的助言の質及び提供に関するセクションを参照）、及び (2) 受領した助言について委員会が従う／調整する程度。

この点について、SA-2008 報告書は、ESC 議長によれば 2006 年及び 2007 年の CCSBT の意志決定の大部分は当該 2 年の ESC の勧告に従っていることを示唆しているとのことである。2008-2013 年に関してこれを確認するため、PR パネルは、特に CCSBT 事務局に対して、SA-2008 報告書見え消し版で列記された ESC 勧告に対する EC の反応を尋ねた。2008 年以降の ESC 勧告に対する EC の反応に関する情報（別添 3 にとりまとめた）は、全ての ESC 勧告が、長期的あるいは継続的な努力が求められる場合には、その後数年間の間（一回限りの決定に関して）、及び次年のいずれかにある程度フォローされていることを示唆している。

PR-2014-26：上記の勧告は、結果的に現状の形で正しく実施されているものと考えられよう。EC の通常業務の中に含まれるようになったものと考えられることから、将来的には、この勧告をリストから削除し、より具体的な勧告により置き替えることが適切であろう。

SA-2008-14 : UNFSA 規範の準拠

CCSBT は、UNFSA の規範を満たすべきである。

この勧告は、CCSBT が UNFSA の少し前に設立されたものであることから、正当化できる。実際は二つの補完的な解決策が SA-2008 により提案されている（セクション 4.5.3）：(1) UNFSA の規定に合わせるよう CCSBT 条約を改正する、(2) UNFSA の要件を遵守するための戦略計画及び管理計画を策定する。

また、この二つの解決策は、代替的な、あるいは次のステップとして考えることができよう。二番目の解決策は、CCSBT の権能の改正にかかる困難なプロセスに踏み込むことなく、CCSBT が UNFSA の要件を遵守することができるようにするものである。さらに、条約改正に関する問題を取り除く暫定的な解決策として考えることもできる。

CCSBT は二番目のオプションを選択した。2008 年以降、UNFSA 管理クライテリアにしっかりとマッチした Kobe クライテリアを用いてその作業を調整してきた。このため、Kobe クライテリアの組み合わせに対して CCSBT のパフォーマンスを評価することは、事実上、UNFSA クライテリアに対して評価を行うことにもなる。

PR-2014-27 : この勧告は、国際法上の義務に関して述べたものである。この勧告は維持され得るものであるが、より具体化されなければ有効に評価することはできない（次の勧告を参照されたい）。例えば、漁業管理能力、IUU の管理、サメ類の管理等に関する国際的ガイドラインや行動計画といった UNCLOS や UNFSA、又は海洋保護区（例えば SBT 親魚や若齢魚又は ERS の保護）に関する CBD 及び WSSD の要件及びその他の国際的な協定のさらなる実施といった手段の明確な実施を呼びかけることを新たに勧告できよう。また、CCSBT の ERS 保存管理に関する法的拘束力のある措置を呼びかけることもできよう。

SA-2008-15 : UNFSA 規範に照らした条約の近代化

条約締約国は、条約を見直し、UNFSA 基準に見合うように更新すべきである。

この勧告は、UNFSA 規範に合致させるための先の勧告に含まれている二つの命題のうち重い方について述べたものである。上に述べたとおり、CCSBT の作業は Kobe クライテリアへの合致を通じて、既に UNFSA 規定に非常によく沿ったものとなっているが、批判を避けるために、いずれのギャップもすべて満たされているかどうかに関して公式に条約を精査することが引き続き賢明であろう。

PR-2014-28 : CCSBT は、同条約を UNFSA の原則及び基準に合わせるよう改正することの必要性について公式に検討すべきである。公式に条約改正を進めるのか、あるいは戦略及び管理計画の明確な策定を通じて進めていくのかを決定するにあたり、ギャップ分析が取り組みやすい最初のステップであると考えられる。

SA-2008-16 : 戦略及び SBT 管理計画の策定

CCSBT は、同漁業のための最低基準を実施するための戦略計画及び管理計画を策定すべきである (SA-2008)。

この勧告は、UNFSA の規範に合致させるための先の勧告に含まれている二つの命題のうち「軽い方」について述べたものである。先の勧告を補完するものとして、又は UNFSA の規範の遵守に関して、条約の本格的な改正に比べてより簡単な方法として考えることができる。我々の見解では、その勧告は、これらのプランのとおり条約を改正することが法的な文脈において实际的及び明解な効果を与えるかどうかにかかっている。CCSBT は、戦略計画（2010 年に立案、2011 年に最終化）を公式に採択しており、事務局によれば、特定されたスケジュールに従って 2010 年から戦略が発効している。管理計画はまだ公式には採択されていない。

適切な管理計画は、意志決定、実施及び評価サイクル全体をカバーする必要がある、また以下を含まなければならない：(i) 目標、(ii) 手法（参加型、予防的、生態系）、(iii) データ要件、(iv) 評価手法、(v) 管理方式、(vi) 採択された措置、(vii) 実施の手続き、手段及び責任、(viii) 管理及び取締り、(ix) 罰則、司法プロセス及びアピールのメカニズム、(x) モニタリングシステム、(xi) 管理パフォーマンスの評価。管理計画は、メンバーが条約下の義務を実施する意志があることを透明な形で示すことになる。管理計画は、委員会、事務局、

メンバーの役割、並びに国レベル及び事務局レベルでの必要な手段について明確化すべきである。

CCSBT の作業では、これらのポイントの大部分をカバーする決定を反映する。管理のゴール及びゴールに達するための戦略（例えば TAC を通じて）は、戦略計画の範疇である。管理方式は目標決定機能を包含する。TAC と国別配分量は固定される。遵守計画があり、品質保証レビュー（QAR）²⁸が必要である。パフォーマンス・レビュープロセスは、内部的及び外部的な監視を提供する。全てを合わせて見れば、CCSBT は管理計画を作成するために必要な要素を全て有していることを示唆している。上述の管理計画の要件と比較すると生態系アプローチ、手段及び責任の配分、罰則及びアピールプロセス等といったいくらかのギャップがあり、これらは条約内で対処されるべきものであるが、管理計画としてより透明に統合させることができよう。

PR-2014-29 : CCSBT は、明解な計画にかかる努力を追求すべきである。保存管理が CCSBT の権能のコアであり、戦略計画がその権能を満たすための補完的な枠組みであることから、直近に採択された戦略計画に、（別紙として）より詳細な実施に踏み込んだ管理計画を添付することを提案する。これにより、政策、戦略及び管理計画の重複を避けるとともに、より良い統合を図ることもできよう。管理方式及びメタルール・プロセスは、管理計画の一部である。

SA-2008-17 : 国別配分量の決定

Consider moving to alternative allocation principles of the TAC rather than set tonnages.

トン数設定以外の他の原則に基づく国別割当量の決定方法を検討する。

国別配分量の決定は、2010 年漁期から、2011 年の全世界の総漁獲量の配分に関する決議により、あらかじめ決定された「ノミナル漁獲量」（交渉による既得権的なもの）の割合に応じて TAC を配分することにより行われた。新規参入国への配分量は、（南アフリカが加盟した場合のケースのように）メンバーの過去の配分量に基づいて全てのメンバーから分配される。

関連する問題は、メンバー及び CNM 間でのクォータトレーディングである。そうした配分後の枠の取引に関する枠組みを策定する必要性は、戦略計画において見通されているものの、CCSBT20 において、EC による検討はなされなかった。

新規参入国に関する配分量の決定のための手続きは明確ではなく、「標準化」はなされていないようである。非公式な議論及び交渉（公式記録はない）により修正されていることから、1994 年より前の過去の漁獲量よりも協定加盟直前の漁獲量がより関係しているように見える。拡大協定の下で全ての漁業国による可能な限りの調整を行うために CCSBT が投入してきた努力量に鑑みれば、透明性をもってこうした配分量を算定するために公式に

²⁸ 品質保証レビュー（QAR）の目的は、自国の管理システムが CCSBT の義務に対してどの程度よく機能しているかをメンバー自身が特定することを支援するとともに、改善が必要な分野に関する勧告を提供するための独立レビューを提供することである。（CCSBT20 別紙 10）

採択した数式がないのは驚くべきことであるが、過去の漁獲量の不確実性の水準を踏まえれば理解することができる。

PR-2014-30：現在の運用は勧告を満たしている。メンバー及びメンバー候補が現行の手法を便利なものとして考えている限りは、これを変更する理由はない。

KOBE-1：生態学的関連種

全般的な事項から具体的な事項に移っていくにあたり、このセクションの冒頭で触れたKobeクライテリア、及びUNCLOSとUNFSA（第5条b）において従属種及び関連種の保存に関する義務が直接的に提起されているにも関わらず、SA-2008またはPR-2008報告書ではまだ明確にされていなかった以下の多数のERS関連勧告について検討する。勧告は以下のように説明され得るものである。

SBT漁業における非対象種及び生態系への有害な影響を最小化するための保存管理措置を強化するとともに、入手可能な最良の科学的根拠に基づき長期的な持続可能性を確保する。特に、

特に、サメ類、海鳥類、海亀類及び海棲ほ乳類（KIII.5.b.f）にかかる漁業の影響の最小化に関する注目を高める（KI.I.10、KI.I.11）。サメ類を評価し、管理する（KI.I.11、KII.1f、KIII.5.b.d）。

投棄データを収集するために乗船オブザーバーの活用を求める（KIII.5.b.a）。

CCSBT科学オブザーバー計画規範（SOPS）の実施のための最低履行要件では、基本的にSBTデータの収集について述べている。これはERSに対してほとんど注目しておらず、パフォーマンスのクライテリアはERSデータ収集又は混獲²⁹もしくは投棄データ³⁰収集の必要性に関して言及していない。規範の中で唯一言及されているのは、漁獲されたSBT及びその他全ての種（可能な限り）と述べた項目10.D及び別紙1であり、別紙1では全ての魚類、海鳥類、海亀類等としている。また、オブザーバー計画とは直接はリンクしていない具体的な要件として、はえ縄漁業における海鳥混獲緩和（トリラインの使用を含む）に関する以下が規定されている：メンバーは以下を行わなければならない：(i) みなみまぐろ漁業操業におけるERS捕獲の性質及び程度に関する既存の情報収集を継続する、及び(ii) 適切な国際機関との協力による海鳥の偶発的捕獲に関するデータ及び偶発的捕獲の対象となる海鳥個体群の状態及びトレンドに関する情報を収集する。SOPS別紙1の付録1は、「その他全ての種」にかかる作業はオブザーバーの作業の中で最も優先順位が低いものであることを明確に示している。

類似の（ゆるい）仕様が、真に遵守されているかに焦点を絞っているCCSBTの義務を遂行するための最低履行要件を規定した遵守政策ガイドラインの1（2013年のCC8で改正）にも示されている。はえ縄漁業における海鳥混獲緩和措置に関する最低履行要件としては、ERSに関するより一般的な記述として、その付属書1セクション5において、メンバーは、偶発的捕獲を緩和するための措置の採用の奨励を遵守することが期待されている。これは、メンバー国に対し、可能な限り、FAO IPOA及びガイドラインを実施するとともに、IOTC、

²⁹ここで述べられている混獲とは、SBTの混獲のみである。

³⁰ http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_english/operational_resolutions/CPG1_Minimum_Standards.pdf

WCPFC及びICCATの条約水域で操業を行う場合にはこれらの水域に適用される適当な海鳥類、海亀類及びサメ類に関する措置を遵守し、EC及びERSWGに対してデータを報告するよう呼びかけている。遵守報告書（例えばCCSBT-CC/1310/04）によれば、實際上、全てのCCSBTメンバー国がこれらのゆるい要件を遵守していると申告している。しかしながら、2013年に要請された全ての情報を十分に提出したメンバーはわずか1カ国であった。

最低履行要件はそれほど厳しいものではなく、メンバーの実施状況の有効性を評価するプロセスは我々にとって明らかなものではない。とはいえ、SBTはえ縄漁業における海鳥混獲緩和措置の有効性を測定及びモニタリングするための海鳥混獲緩和措置の有効性技術部会にかかるCCSBT20の採択（2013年）は、必要性のより良い定義につながるはずであり、また海鳥類に関する状況の改善につながっていくことを期待したい。

PR-2014-31 : SBT及びERSそれぞれのデータ（及びこれに続く評価）の正確性に影響するオブザーバーの作業時間の利用には明らかなトレードオフの関係がある。オブザーバーによって最終的に収集される詳細なデータは不明であるが、ERSの状態にかかる最小限の評価（又は協調的枠組みにおけるこうした評価への貢献）には、おそらくERSデータがもっと収集される必要がある。ビデオカメラの利用は、オブザーバーの支援に有益と考えられる。

FAOの行動規範、海鳥類及びサメ類に関するIPOA及び海亀類に関するFAOガイドラインに関連する規定を含む混獲削減のための国際協定、ツール及びガイドラインを反映する「管理」措置を確保する。（BCWG2010）

2010年のBCWGによるこの勧告は、ERSに関する先の勧告を補完している。CCSBTは、例えばはえ縄漁業における海鳥の偶発的死亡の削減のための国際行動計画（IPOA-Seabirds）、サメ類の保存管理のための国際行動計画（IPOA-Sharks）、及び漁業操業における海亀死亡の削減のためのFAOガイドライン（FAO-Sea turtles）の内容に含まれているような、FAOガイドラインの実施の必要性及び実用性をよく理解している。これらの実施のためには、地域実施計画（RPOI）及び国別計画（NPOI）の策定が求められている。

上述したとおり、CCSBTの義務を遂行するための最低履行要件（付属1.5、2013年のCC8で改正）は、メンバー国に対し、とりわけFAO IPOAの実施を呼びかけているが、全メンバー国の遵守報告書（例えばCCSBT-CC/1310/04）によれば、この要件を遵守した旨を申告したメンバーは1カ国のみである。

PR-2014-32 : CCSBTは、CCSBT以外の機関の要件の遵守についてはメンバーに委任しており、管理の度合い又はCCSBTによる有効性の確認は、明確ではなく、またおそらく十分ではない。関連するFAO IPOAに関する公式な採択、地域行動計画（RPOA）へのこれらの採用、及び実施枠組みの策定は、完全にボランティアなFAOの手段とともに強化されていく国際的な規範にCCSBTの管理手段を合致させるための効果的な方法と考えられる。

マグロ若齢魚の混獲を削減するための調査研究作業に取り組む（KI.I.12）

この勧告は、おそらく集魚装置（FAD）を用いたマグロ漁業操業を見据えたものであり、CCSBTに畜養目的の若齢魚を狙った漁業があるものの、CCSBTにはそれほど関連しない

ものと考えられる。

遊漁による混獲を検討する (KIII.b.e)

一部の CCSBT メンバー国（例えばオーストラリア）の遊漁はいくらかの SBT を漁獲しているが、これが主対象としてなのか、混獲の両方なのかどうか我々にとって必ずしも明らかではない。近年、関連情報の収集が取り組まれている。オーストラリアは、各国ベースでのデータ収集の責任においてあらゆる漁獲を報告しなければならないが、定期的な報告手続きはない。社会全体としてのプロセスが研究されている。ニュージーランドは、少量かつ減少傾向にある数量の報告を始めている。推定値が資源評価に含まれているのかどうかは我々にとって明らかではないが、不確実性を加える一方でこの数量も含まれているのであれば、これらが大きなバイアスとなることはないと思われる。国別配分量に遊漁漁獲量を含めるかどうかにかかる議論が開始されている。

ESCにより2014年に実施予定の全面的な資源評価は、遊漁漁獲量を含む未考慮漁獲死亡量の影響を精査することになっている（CCSBT20報告書、2013年）。

可能な限りの選択的、かつ環境的に安全かつ費用効果の高い漁具及び技術の開発及び使用を含め、ERS（特に絶滅危惧種）の無駄な死亡、望まれない混獲、投棄、流失又は投棄漁具による捕獲を最小化する。 (KI)

過去の行動は、CCSBTはERSに対する責任を實際上認識しており、以下を通じた対応を開始したことを示している：(i) トリライン海鳥の混獲削減のための補完的な措置の早期採用、(ii) メンバー及びCNMIはIOTC、WCPFC及び直近ではICCATにおいて採択されたERS（海鳥類、海亀類及びサメ類を含む）の保護のための法的拘束力のある及び推奨されている措置について各々の条約水域で操業する際にこれを遵守するとした勧告（例えば2008年のCCSBT15）、(iii) 一部のSBT漁業における特に重要な漁獲対象種となっているニシネズミザメ資源の評価開始の決定。

混獲に関する2010年のブリスベンWGは、ERSに関するSBT漁業の影響の低減に強く関係する多数の勧告を行った。それらのうちの一部の内容は、この報告書のいずれかの部分で特定されている勧告、例えば予防的及び生態系アプローチに関する部分（PR-2008-2、PR-2008-4及びKobe2の勧告を参照されたい）において既に検討した。まだ検討していない内容は以下のようなものである：

ベストプラクティスを反映した以下の原則を採択する：混獲回避及び緩和措置は以下を満たさなければならない：(1) 法的拘束力があること、(2) 明確かつ直接的であること、(3) 定量化可能であること、(4) 科学に基づくこと、(5) 生態系をベースに置くこと、(6) 生態学的に効果的であること（混獲死亡を削減すること）、(7) 実践的かつ安全であること、(8) 経済的に効率的であること、(9) 全体的であること、(10) 業界及び関係者によって協調的に策定されたものであること、(11) 完全に実施されること（BCWG、2010年）

以下を含む法的拘束力のある措置を探求すること、又は既存の混獲緩和措置を強化すること：

- 混獲の可能性のある全ての漁具タイプ及び漁法横断的な五つの分類群全てにかかる混獲に関する義務的な報告要件の策定（BCWG、2010年）

- 絶滅危惧種及び絶滅危急種の混獲削減に関する行動の促進。枯渇あるいは絶滅危惧種の捕獲禁止又は効果のある持続可能な代替措置が実施されていない場合の船上保持の要請 (BCWG、2010年)

現行の混獲緩和措置の有効性、及び対象種の漁獲及び管理に関する措置の影響の度合いの評価：

- 実施上の行動及びギャップに関する優先順位（取締り及びキャパシティ・ビルディングを含む）を特定する (BCWG、2010年)
- 漁業者、漁業業界、IGO及びNGO及びその他適当な者との共同作業により、調査の優先順位及びさらなる展開のためのパイロットプロジェクトを特定するとともに、現行の措置又は措置案の有効性を評価する (BCWG、2010年)
- 現在使用されている緩和技術又はツールに関する情報の総覧（例えばWCPFC混獲緩和情報システム）の作成を促進する (BCWG、2010年)

努力は重ねられているが、ERSに関して委員会がその責任を全うするために実施が必要な作業はまだ残されている。質問がある：CCSBTが、条約を改正することなくERSに関する法的拘束力のある措置を導入しこれを施行させるまでにどれくらいかかるのか？

一言で言えば、上記の長い勧告リストは、対象種に関してこれらの合意に近いところまで来ている混獲措置（科学的な予算措置、規則の義務的性質（法的拘束力）及び国際基準への合致等）に関する質の原則について呼びかけているのである。

PR-2014-33： 亀類及び海棲ほ乳類に関する問題の実際の程度（もしあれば）は、ERSにより透明な形で評価されなければならない。戦略計画で要約されているとおり、ERSに関する全体的な政策は、将来の管理計画のERS関連部分についてより高いレベルでの枠組みを提供している。

PR-2014-34： PR-2008で述べられているように、ERSへの二次的影響を低減するために最も有効な方法は、メンバー及び協力的非加盟国による法的拘束力のある措置として導入することであり、CCSBT及び他のRFMOをこうした目的のために用いるべく他のフォーラムにおける政府の約束を通じてそのようにする義務を確立することである。また、この約束はKobeクライテリアのa, h, iでも言及されている。

PR-2008-4：予防的アプローチの適用

予防的なリファレンス・ポイントの適用を含め、UNFSA第6条及び責任ある漁業の行動規範第7.5条の予防的アプローチを適用する。(PR-2008; Kobe I, § 1.1.4 及び1.10)

この勧告は、上記のKobeクライテリア(b)を直接引用したものである。SA-2008では具体的には述べられていないが、RE-2008では言及されている。1992年のUNCED宣言、1995年のUNFSA（第5条のc及び第6条）及びCCRF（第7条の5）にいうPAの適用については既に検討した（SA-2008-2参照）。これは、不確実性要因にかかる多数のデータ及びプロセスについて最適化された管理方式の活用を通じて、CCSBTにより既に導入されている。

PR-2014-35 : この包括的な勧告は非常に長期的な実施にかかるものであり、予防的MPがメタルールとともに用いられている限りは、継続的に実施されているものとして考えることができよう。公式に原則としてこれが採択される場合（おそらく条約改正時に挿入）には、これを勧告として持ち越していく必要はない。

KOBE-2 : 生態系アプローチ

対象種及び非対象種の混獲を管理するため、漁業に対する生態系アプローチを適用する (Kobe I, §I.4, §I.10)

この勧告はまだ公式化されたものではないが、上述の Kobe クライテリア(b)においてその履行を求められているものである。これを明確にすると、混獲に関して、アプローチとしての最初のビジョンよりも狭く定義される。FAO 技術ガイドライン（2003 年）で定義された漁業に対する生態系アプローチ（EAF）は、グッド・ガバナンスの原則及び生態学的リスク評価（ERA）及び強力な社会経済的支持を受けた管理の利用をベースとした、より広義の開発及び管理アプローチである。これは、UNCLOS、UNFSA 及び UNCED の要件及び指針を組み合わせたものである。対象資源及び ERS に関する CCSBT の行動により支えられている要素（生態系アプローチを含む）の多くは、公式化されていない EAF の要素である。CCSBT における EAF の適用状況及び実際上のギャップを公式に確認するため、EAF の枠組みにおいて実施中の措置をレビューすることは有益であろう。CCSBT の管理の枠組みの中に EAF を明確に取り入れることは、（戦略計画の中の）委員会の SWOT 分析でも述べられている。

PR-2014-36 : CCSBT の漁業政策及び管理の枠組みの現行の要素の中で EAF に属するものについて検討する。考え得るギャップを特定し、これについて議論し、これを解決するために行動する。合意された EAF の枠組みの遵守状況を明確に評価する。

KOBE-3 : 再建計画

枯渇あるいは過剰漁獲状態にある資源の効果的な再建計画を採択及び実施する (Kobe I § 1.4)

管理措置の採択に関するこのセクションに非常に関連があるものの、この勧告は、CCSBT 資源再建戦略に関する勧告 **PR-2008-3** の勧告と大きく重複している。先に述べたように、実質上、管理方式は予防的再建戦略である。こうした戦略におけるゴール及び実施が求められている行動は、戦略計画に詳述されている。

この重要なテーマは、資源状況に関する不確実性及びリスクの水準及び管理戦略に必要な予防措置に関する緊張した議論により、委員会設立の初期段階から議論されてきた（CCSBT 1994、1995b を参照されたい）。長期的な資源再建目標は MSY であるが、戦略計画の中では、MEY も再建リファレンス・ポイントとして考えられている。1993 年初頭に、資源再建を明確な目的として中期的（暫定的）管理戦略が提案されたが（CCSBT 1994a）、公式に採択はされていない。提案された暫定目標は、2020 年までに SBT 資源を 1980 年の水準まで回復させるというものであった。現在はこの目標は達成不可能と考えられており、2035 年までに初期産卵親魚資源量の 20%と再定義されている。オリジナ

ルの戦略は以下の四つが主なポイントである：(1) ベースとして決定される三年間のクォータ又は再建リファレンス・ポイントの設定、(2) 若齢魚の捕獲を低減するための措置、(3) 予期せぬ（望ましいにせよ望ましくないにせよ）状況に対して TAC を調整するための意志決定枠組みの設立。現在の戦略は、状況の変化に合わせて TAC の調整が可能な管理方式に反映されている。

PR-2014-35：現状、オリジナルの勧告は管理方式及び戦略計画の採択によりほぼ完了している。しかしながら、再建戦略及び計画の有効性は、そのパフォーマンスに関して定期的に確認される必要がある。

4.1.5 漁獲能力管理

Kobe クライテリア

CCSBTの以下の関する程度：

- a) 合理的な開発を斟酌した上での、長期的な持続可能性に見合った確認済みの漁獲能力の水準、及び関連漁業の最適利用（Kobe I.1.3、Kobe II.1a）
- b) 毎年評価された漁獲能力及びその配分量（Kobe III, p.5-6）
- c) 過剰漁獲能力を防止又は排除するためにとられた行動及び及び努力（Kobe I）
- d) 先進国のメンバーが保有する大型巻き網漁船の冷凍能力、及びその削減又は移転の検討（Kobe III, p.6）、RFMO 間及び RFMO 内での移転問題に対する注意（Kobe II.1b、Kobe III, p.6）

PR-2008-5：漁獲能力の管理

CCSBT は少なくとも、FAO の漁業能力の管理に関する国際行動計画に掲げられている勧告を実施すべきである。

PR-2008 勧告は、委員会が SBT 産卵海域の一時的及び空間的な閉鎖のためにインドネシアの漁獲能力を取り上げること以外には、漁獲能力管理に関して CCSBT に対して特段の行動を勧告しなかった SA-2008 勧告と類似した見方であった。PR-2008 勧告は、以下のとおり Kobe II WG によって強化されている：

持続可能な漁獲水準に関する最良の利用可能な科学的助言に対する既存の漁獲能力をレビューするとともに、確認された全ての過剰漁獲能力に対応するための措置を実施する（TMWG-2010）

漁獲能力措置を策定する。合意された漁獲能力の定義がない場合は、FAO の定義「完全に利用され、及び資源状況を踏まえたものであって、船舶又は船団により一定期間（例えば年又は漁期）にわたって生み出される魚の量（又は漁獲努力量）」を採択する（TMWG-2010）

漁業ごとの漁獲冷凍能力の導入を検討する。こうした漁獲能力は、発展途上の沿岸国による持続可能なマグロ漁業へのアクセス、開発及び利益を制約するものであってはならない (TMWG-2010)

条約海域内での船団の操業にかかる漁獲能力及び漁獲能力を管理するメカニズムに関する情報の持続的な交換を確保する (TMWG-2010)

CCSBTは、直接的な漁獲能力の削減よりも漁獲可能量の上限 (TAC) に関する管理政策をベースとすることを明らかに選択しており、後者を「不必要」と見なしている。北半球及び第二次大戦以降の各地での経験によれば、過剰漁獲はTAC増加に対する強力なインセンティブとなり、また資源状況がTACの減少を必要としている状況であってもこれを制約したことから、TACに対する漁獲能力の明確かつ同時並行的な調整機能がない漁獲量制限では過剰漁獲を避けることができなかった。また、IUU漁業の主な原因でもある。この問題は、PR-2008でも既に提起されている。

当初の勧告には二つのことが混在している：(1) SA-2008では勧告がなされなかった漁獲能力の削減、及び(2) 資源保護には有効だが漁獲能力削減にはつながらない空間的一時的な閉鎖。第二の点については、保存管理措置に関する下のセクション4.1.4の下で議論すべきである。

PR-2008によって勧告され2010年のマグロ管理WG (TMWG) で確認された二番目の勧告は、具体的な行動を示したFAOのIPOA-漁獲能力の実施を呼びかけている。FAOのIPOA-Capacityは、「各国は、過剰漁獲及び過剰漁獲能力を防止すべきであり、漁獲努力量を漁業資源の再生産能力及びその持続的利用に整合させることを確保するための管理措置を導入すべきである…各国及び地域漁業機関は、長期的に持続可能な結果の達成を減殺する過剰漁獲能力問題に直面した場合、影響を受ける漁業の漁獲能力について、まず既存レベルにこれを制限し、段階的にこれを削減していく努力をすべきである。」IPOAは以下の3つのステップを求めている：(1) 過剰漁獲能力問題の評価及び診断、(2) 予備的措置の採択、及び(3) 明らかな過剰漁獲につながる過剰漁獲能力の事例に優先順位を置いた定期的なレビュー及び調整。漁獲能力管理は、船団の機動性及び技術の進歩を含む国際水域での漁獲能力に関連する全てのファクターを考慮しなければならない。IPOAは、国別計画を策定するため、及び国際的な協力が必要な行動について概説している。また、過剰漁獲能力の再配分に関する警告も含んでいる。

SA-2008報告書は、各国は国レベルでの漁獲能力関連措置をとってきたことを示唆している。この問題を扱うための作業は、戦略計画の中で予見されている。各国は自己評価を実施することが求められている。これへの反応として、ニュージーランドは2013年にこの評価を実施した。その他のメンバーは2014年にこれを提出する予定である。また、戦略計画は、メンバー国がその漁獲能力を管理し、調整するよう呼びかけている。他のマグロ漁業の「過剰漁獲能力」によるSBT漁業への脅威の評価は、許可船舶記録の一元管理を予見し、また漁獲能力管理への支援を促進するものである。「漁獲競争」を阻止し、また国別配分量の遵守を確保するための最も効果的な方法の一つは、行政又は市場メカニズムを通じて各船ごとにTACの一部を公式に配分することである。後者はオーストラリア、日本、韓国、ニュージーランド及び台湾の例である。これはインドネシア及びEUには当てはまらない。フィリピン及び南アフリカの状況は我々には明らかではなかった。

この問題は、地域的な複数の漁業、複数の種レベルで漁獲能力を管理するためにまぐろ類RFMO横断的な協定が求められるようなマグロ漁業間の船団の移動のために複雑になっている。

CCSBT19（2012年）は、SBT漁獲能力の漁業機会との整合を確保するためのフレキシブルな管理協定（国別TAC配分量）に合意した。合意では、各メンバーは以下を行わなければならない：(i) 各国別配分量に関して、SBTを主対象としていない船団も含め、自国の漁獲能力の自己評価を実施すること、(ii) 合意された年次報告書テンプレートにより、この評価結果をCCSBT20に報告すること、(iii)（全ての不調和を修正するために）とられた行動を報告すること。しかしながら、CCSBT20において、ニュージーランドだけが自己評価を提出した。オーストラリア（休会期間中）、日本、韓国及び台湾（CCSBT21において）によるさらなる評価が想定されている。

審判はまだこのアプローチにかかる成功を収めておらず、漁獲能力の削減にかかるCCSBTのアプローチについてのパフォーマンスに対する見解を示すには時期尚早である。しかしながら、管理戦略が実を結んで資源が再度増大した場合、漁船及び船団の漁獲能力を増大させるための力が働き、資源の再建を遅らせる、あるいは危険にさらすことが予想される。

PR-2014-37：最低限、CCSBTは船舶リスト（許可船舶及びIUU）のモニタリングを継続するとともに、資源の生物学的生産性（及びこれに基づくTAC）に対して漁獲能力が調整されていることを確実にするための漁獲能力指数（例えばサイズ、トン数及び技術により補正された隻数）を開発すべきである。

PR-2014-38：資源が回復した場合、TACは増加し、これを漁獲するためにより高い漁獲能力が必要になる。CCSBTはMSY（又はMEY）代替生産量の評価を計画しているが、現在の漁獲能力及び行動をそれぞれ比較することにより、必要となる漁獲能力についても同時に推定すべきである。

この観点では、CCSBTが真の困難に直面するような議論になる可能性がある。何となれば、漁獲能力を規制する独自の条約水域を持っていないからである。さらに、SBT漁船は他の条約水域（IOTC、WCPFC及びIATTC）では他の魚種を主対象としており、マグロ漁船は「SBT漁船」になったりそうでなくなったりすることができる。また、さらに議論になる可能性があるが、許可稼働マグロ漁船（ATV）リスト及びそれら船舶の特徴及び各国別クォータ分を漁獲するために必要な船舶にかかる信頼性の高い推定値の保有を通じて、いつでもSBTの漁獲を許可され得る船舶の総数はおそらく推定可能であり、その規模をコントロールすることも可能であろう。推定上の小さなエラーは、各漁期の最後に向けて制度を微調整していくための漁獲能力トレードシステムを通じて修正することができよう。

PR-2014-39：長期的な課題として、ATVの全世界登録に連結したまぐろ漁船漁獲能力の協調的・地域的管理のための他のまぐろ類RFMOとの協定の探求が考えられる。

4.1.6 管理措置の相互性

Kobe クライテリア

CCSBT が UNFSA 第 7 条のとおり相互性のある措置を採択している程度 (Kobe I)

SA-2008-18:管理措置の相互性

CCSBT の漁獲制限と国別割当については、公海水域及び各国の管轄水域の間で相互性がある。CCSBT は、今後も措置の相互性を確保していく必要がある。

UNFSA 要件とは以下に関するものである：(i) 効果的な国際協力にかかる環境、(ii) 関連する国際機関による、生物学的な均一性及び国の依存性を考慮した EEZ 及び公海における措置の間の相互性、(iii) 資源全体に対する悪影響の回避、(iv) 紛争解決プロセス及び仮協定の利用可能性、(v) 新措置導入時の沿岸国からの情報。

これらの全ての点は CCSBT 条約及び同委員会の戦略計画において考慮されている。実施されている措置 (TAC、船舶及び畜養場の記録作成、VMS、CDS、海鳥混獲回避装置の使用等) は、相互性を担保しつつ公海及び EEZ の両方において適用されているようである。遵守状況はモニタリングされ、また適切なものと考えられる。資源再建及び ERS 保護に関する全体的な効率は今後判明するだろう。追加的な保存管理措置 (VMS、証明制度、港内検査及び公海パトロールプログラム) は、メンバー国により、当該国の船舶に対し、及び当該国の EEZ において一方的に適用されている。

インドネシア水域における産卵親魚保護の改善に必要な措置が大きな問題である。これらの措置はペンディングの状態にあり、インドネシアとの協力関係の構築及び実施がこの Kobe クライテリアの遵守の改善につながるであろう。

PR-2014-40：資源再建には産卵及び加入が最も重要であることから、インドネシア海域において、その他の管理戦略と公平かつ相互的な時空間的規制を策定するためのさらなる努力がなされるべきである。

4.1.7 漁獲割当及び機会

Kobe クライテリア

CCSBT の以下に関する程度：

- a) UNFSA 第11条 (Kobe I; Kobe II §.1a) のとおり、新メンバーからの参加又は参加者に関する要請を考慮した、漁獲可能量の配分又は漁獲努力量の水準に関する合意
- b) 新規加盟者を含む公平かつ透明な配分クライテリアの策定及び適用 (Kobe I § I.2)

SA-2008-19: 漁獲割当の TAC 決定からの分離

CCSBT は、意志決定の責任説明を向上させ、TAC の決定と国別割当の決定を分離する方向に向かうべきである。CCSBT は、トン数設定以外の原則で国別割当量を決定することを検討すべきである。

TAC の決定及び配分に関する 1997-2003 年の間の困難は、その大部分が解決されている。それ以降、TAC 及び国別配分量は定期的に設定されている。CCSBT は、協定の中に全ての漁業国を取り込む努力を行ってきており、新規参加国に対しては、既得権と非公式交渉の不透明な混合に基づき、TAC の一部を配分してきた（SA-2008-17 参照）。

管理方式の使用により強化された TAC 決定手続きの公式な設定以降、合意された TAC は、TAC によって変化するよう自動的に国別配分量を生成する合意された配分方法に基づき、国別配分量として分配されている。これらの国別配分量は、現在、2011 年 10 月に採択された全世界の総漁獲可能量の配分に関する決議に基づいて設定されている。いくつかの新規参加国（例えばインドネシアや南アフリカ）は、同国に対する当初の国別配分量は不適切であると考えており、その変更を求めている。

PR-2014-41：この勧告は達成されており、TAC 決定と国別配分量の分離は制度化され、CCSBT における通常業務の一環となっている。

4.2 遵守及び執行

4.2.1 Flag State duties 旗国の義務

Kobeクライテリア

RFMOメンバー国が、RFMOを設立する協定の下、及びRFMO及びその他の国際的枠組み（特に1982年の海洋法条約、UNFSA及び1993年のFAO遵守協定を含む）の下に旗国としての義務を達成している程度

SA-2008-20: 遵守を確保するための行動

すべてのメンバー及び協力的非加盟国は引き続き、CCSBTが採択した保存管理措置の遵守を確保するよう、必要なすべての行動を取るべきである。

今後は、調和された CDS を中心とした長期的な MCS 取極を確立することが急務である。

PR-2008は旗国の義務に関する特段の勧告を行わなかったが、以下のように述べている：

CCSBT は、完全な漁獲証明制度（CDS）の採択と実施に迅速に移行すべきである。

このセクションは、CCSBTメンバーが、CCSBT条約の下にCCSBTによって採択された措

置に準拠して旗国としての義務を達成している程度、及び適当な場合にはその他の国際的な枠組み（特に1982年の海洋法条約、UNFSA及び1993年のFAO遵守協定）の下での程度に対する分析に限定する。長期的なMCS取極及びCDSに付随する勧告に対する進捗状況については、MCSに関するセクション4.2.3で取り上げる。

SA-2014報告書は、CCSBT条約がメンバーの旗国としての義務をどのように記述しているかに関する背景情報を提供している。CCSBT条約（第5条）は、例えばUNFSA第18条に比較すると旗国の義務を総合的に記述しているわけではないものの、以下のような重要な要素を含んでいる：(1) CCSBTによって採択された保存管理措置に法的拘束力を与えるとともにこれを遵守するためにすべての必要な行動をとる、(2) 委員会に対してSBT及びERSに関する漁獲量及び漁獲努力量データを提供する、(3) 調査に関するデータを交換する、(4) 非締約国に関する情報を交換する。さらに、CCSBTの違法、無規制、無報告（IUU）漁業及び24メートル以上のみなみまぐろ漁業許可船のCCSBT記録の設定に関する決議は、そのパラグラフ6において、記録に含まれるメンバー及びCNMの旗を掲げる船舶に関する当該国の義務について総括している。これらの義務には、SBTの漁獲に関する許可、CCSBT規則及び有効なライセンス及び登録を船上に保持すること、これらの船舶がIUU漁業活動に関与しないこと又は記録がなされないSBT漁業に同国の船舶が関連しないこと、及び船主が旗国の国民又は法人であることを確保することが含まれる。

さらに、2008年からはインドネシアが国連公海漁業協定の締約国となったが、このことは、すべてのCCSBTメンバーが協定の締約国となることができること、及びUNCLOSでも同様であることを意味する。結果として、CCSBTメンバーは、CCSBT条約第5条の規定された旗国の義務に加えて、UNFSA第18条に規定された旗国としてのより詳細な義務を実施する必要がある。

RFMOは、RFMO条約の規定及び委員会の措置及び決定にかかるメンバー及び協力的非加盟国の遵守状況をレビューし、評価するプロセスを導入しなければならない。2008年以降、CCSBTは、同委員会の遵守委員会及び遵守レビュー及び評価プロセスの設計及び機能に関して大幅に進捗してきている。このことについてはセクション4.2.5においてより詳細に議論する。2012年には、CCSBTは、一部のメンバー（オーストラリア、日本、韓国及びニュージーランド）において、TACの国別配分量の遵守状況に関する試行的品質保証レビュー（QAR）を2013年に実施することに合意した。QARの目的は、SA-2014において記述したとおり、CCSBTの義務に対してメンバーの管理制度がいかに良く機能しているかをメンバー自身が確認することを支援するとともに、改善が必要な分野に関する勧告を提示するための独立レビューを提供することである。さらなる試行的QARが2014年及び2015年にも実施される予定である。

遵守委員会及びプロセス、遵守行動計画及び関連する遵守政策、及びQARプロセスは強化されたところであり、まだ比較的新しい（例えば2011年、2012年及び2013年に採択又は強化がなされた）ものであるか試行段階にあるが、メンバーによる遵守の水準を分析し、不備に対応するため、2008年に比べてはるかに強固なシステムが導入されていることは明白である。

PR-2014-42 : CCSBTは、強化された遵守委員会プロセス、QARプログラム及び遵守行動計画及び政策の継続的かつ完全な実施を含む、考え得るすべての手段をもって遵守の確保

を継続すべきである。新たなプロセスから生じた遵守に関するいかなる追加的な勧告も、遵守委員会の手続き規則及び関連する遵守行動計画及び手段に沿ってCCSBTによって具体化され、かつ行動に移されるべきである。追加的な勧告は不要である。

4.2.2 寄港国措置

Kobeクライテリア

以下に関するCCSBTの程度

- a) UNFSA第23条及び責任ある漁業行動規範第8条3項のとおり、RFMOが、寄港国としてのメンバー国の権利義務の行使に関する措置を採択している程度(KI.5)
- b) これらの措置が効果的に実施されている程度 (KI)
- c) IUUを防止、抑制及び廃絶するためのFAO寄港国措置協定の導入の促進

SA-2008-21:寄港国措置

寄港国措置については、努力の重複を避けることを念頭において、2008年6月23日から27日までローマで開催された“FAO 寄港国措置に関する技術協議”会合は、寄港国措置のモデルについて、いくつかの指針を示した。そのような新たな協定が発効されるまでには何年もかかるであろう。その間、CCSBTは、CCSBT許可船リスト上の漁船も含め、違法、無報告、無規制のSBT漁獲物の水揚げと転載を防止するための一層幅広い寄港国措置を採択する方向に向かうべきである。

また、SA-2008は以下のようにも述べている：「寄港国措置は、IUU漁業に対抗する取組の重要な一環であり、港での検査は調和の取れた統一のアプローチが必要である。一連の統合的な監視、管理及び取締り（MCS）措置を検討する中で、寄港国措置は捕殺から小売市場までの全課程の追跡及び報告の責任を実現させる、最後の重要なリンクである。」

2008年以降、CCSBT措置において、メンバー及びCNMは、SBTの漁獲を許可された24メートル以上のCCSBT許可船舶記録に掲載されていない漁船によるSBTの水揚げを禁止するよう求められてきた。

またCCSBTは、2009年に、メンバー及びCNMの中層はえ縄漁業について、SBTの転載にかかる寄港国検査の改善、メンバー及びCNMの当局による漁獲量の実際の検査に関する行動計画の具体化を求めた保存管理措置の遵守の確保のための行動計画に関する決議を採択した。さらにこの決議は、効果的な寄港国による検査、メンバー及びCNMはSBTの転載を行う外国港を指定すべきこと、その他の外国港での転載を禁止すること、及び効果的な検査に必要な関連情報を指定港がある寄港国と共有すべく意思疎通を図ることについて具体化している。

これ以降、SA-2014 報告書でも述べたとおり、また CCSBT による決議及び他の決定が示しているとおり、CCSBT は、許可畜養場の記録の設立に関する決議（2010 年に採択）に準拠した CCSBT 許可畜養場記録に登録されていない畜養場への、及び畜養場からの SBT の国産品の水揚げ、輸出、輸入及び／又は再輸出を禁止してきた。2013 年には、CCSBT はみなみまぐろに関する違法、無報告、無規制漁業活動への関与が推測される船舶のリストの設立に関する決議を採択した。他の RFMO の IUU 船舶リストと同様に、メンバー及び CNM は、CCSBT の IUU 船舶リストに掲載されている船舶による水揚げ、転載、給油、補給又は同国内の港における商取引への関与を許可しない（不可抗力である場合を除く）よう確保することとなっている。

2013 年 10 月の会合において、遵守委員会は寄港国措置決議案について議論し、2014 年に開催する休会期間中の作業部会においてこれを進めることが合意された³¹。

PR-20014-41: CCSBT は、2009 年の FAO 寄港国措置協定に合致した寄港国措置に関する決議の策定プロセスを加速化すべきである。

4.2.3 監視、管理及び取締り (MCS)

Kobe クライテリア

以下に関する CCSBT の程度：

- a) 統合的 MCS 措置（例えば VMS、オブザーバー、漁獲証明及び貿易追跡スキームの使用要件、転載の制限、立入検査スキーム）の採択 (KI.1.5, KIII, KI.II.1)
- b) これらの措置の効果的な実施 (K1)

SA-2008-22: MCS 措置の調和、統合及び実施

CCSBT は、条約水域を有しておらず、また SBT は他のまぐろ類 RFMO の管轄水域に回遊するため、CCSBT は、他の RFMO との調和を最適化し、グローバルな有効性を求め、作業の重複を避けるよう、他のまぐろ類 RFMO と協力すべきである。

CCSBT は、遵守計画の一環として、MCS の開発を優先すべきである。

2011 年、CCSBT は、CCSBT の戦略計画をサポートし、遵守リスクに対応するための優先順位付けを行った 3 年間の行動計画（2012-2014 年）と、さらに統合的 MCS 措置及びまた遵守リスクの評価に基づく MCS 戦略を含む遵守計画を採択した。最初の実施期間においては、行動計画は以下の優先順位に焦点を当てていた：(i) 国別配分量の遵守、(ii) CDS の実施、(iii) IUU 漁業、及び (iv) 洋上転載。

³¹ CC8 報告書パラ 38-41： http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_english/meetings/meeting_reports/ccsbt_20/report_of_CC8.pdf

2008年以降、CCSBTが、強化された、及び統合的なMCS措置の採択や、遵守計画の採択、及び2008年のSA及びPR報告書により特定されたほぼ全ての分野におけるMCS戦略の実施に向けた作業を通じて、CCSBTが特筆すべき、また称賛すべき進捗を見せてきたことは明らかである。

PR-2014-43：技術及び姉妹RFMOのプログラムがともに発展し続けていることを踏まえれば、CCSBTは、そのMCS措置及びスキームの改善を継続するとともに、他のRFMOとMCS措置を調査させるためのさらなるステップを踏んでいくべきである。さらなる調和を図るべき分野の詳細は下に記載した。

SA-2008-23:オブザーバー計画の調和

2007年の神戸会合で、ROP基準へのコミットメントが得られており、CCSBTは、CCAMLRやIOTCといった既にオブザーバー計画を有している他のRFMOに合致したオブザーバー計画を実施すべきである。

2003年、CCSBTは、同委員会の科学オブザーバー計画に関して、各漁業の漁獲量及び漁獲努力量のモニタリングにかかるオブザーバーカバー率を10%とするよう求めた科学オブザーバー計画規範を採択した。各メンバーの国別科学オブザーバー計画は、これらの規範を考慮したものとなっており、カバー率要件の達成のために用いられている。

CCSBTを通じて調整及び管理されている国際的地域オブザーバー計画（ROP）はない。2006年の第一回遵守委員会においてこの問題が議論されたが、合意には達しなかった。2010年、2011年及び2012年にもオーストラリアの提案について議論されたが、ROPに関するコンセンサスは得られていない。2013年には、生態学的関連種作業部会が、科学オブザーバー計画規範に生態学的関連種のオブザーバーデータに関する最低データ要件を含めるための改正一次案を作成した。これらの議論の中で、CCSBTは懸念のある種に関するWCPFCのオブザーバーデータ要件について検討し、同委員会の規範をWCPFCの規範に調和させるべきであるとの指摘がなされた。2013年に、遵守委員会はオブザーバー計画規範の強化、及び必要な改善を進めるためのオプションについて議論した。他の問題と合わせて科学オブザーバー計画規範の強化について検討するため、2014年4月に遵守委員会作業部会が予定されている。

一部のCCSBTメンバーは、事務局を通じて調整／管理されるCCSBTのROPの設立に躊躇しているが、同様のメンバーが既に他のまぐろ類RFMO（すなわち締約国としてこれらの国が参加しているWCPFCやIATTC等）においてROPを受け入れていることは明白である。

PR-2014-44：CCSBTは、同委員会の科学オブザーバー計画規範を強化するとともに、ERSオブザーバーデータに関して他のRFMOの規範との調和を確保するための努力を加速化させるべきである。また、CCSBTは、WCPFCとICCATが行っているように、WCPFCとの間でオブザーバーの相互許可又は相互承認を可能とする関係の構築を通じるなどして、ROPの策定を真剣に検討すべきである。

PR-2008-6:統合 VMS システム

集中化されていないVMSの有効性は限定的なものであり、CCAMLRは集中化されたVMSを採択している（SA-2008）。大半のCCSBTメンバーが、自国漁船に対し衛星に基づく漁船監視システム(VMS)の使用を義務づけ、また2006年に、メンバー及び協力的非加盟国は統合的VMSの採用を約束する決議を採択したにもかかわらず、未だその制度は確立していない。委員会は直ちに統合的なVMSを設置すべきである。

2006年に、CCSBTメンバーは、当該国の旗を掲げてSBTを漁獲する漁船に対する衛星と連携したVMSシステムの開発及び導入に合意した（2006年VMS決議）。これらのVMSシステムは2008年1月1日に導入された。2008年には、CCSBT独自のVMSシステムを開発するのではなく、SBT漁船が操業しているICCAT、WCPFC、CCAMLR及びIOTCの要件に完全に合致した船舶モニタリングシステムに関する計画を設立した2008年の追加決議（2008年VMS決議）を採択した。

2008年VMS決議は、メンバー及び協力的非加盟国に対し、みなみまぐろ漁業が行われているRFMO（例えばIOTC、WCPFC、CCAMLR又はICCAT）の条約水域で発効しているVMS措置を遵守するべく、SBT漁船に対して衛星と連携したVMSを採用、導入することを求めている。CCSBTのメンバー又はCNMの旗を掲げるSBT船舶がこれらの海域の外で操業を行う場合は、IOTCのVMS要件に従わなければならない。しかしながらCCSBTは、自動位置通報（ALC）装置が機能していない場合の独自の報告要件を採択していない。またCCSBTは、VMSデータのセキュリティ問題に対応したデータ機密性政策を2011年に採択している。

CCSBTがSBT漁船に対して特定のRFMOのVMS規則及び手続きに準拠するよう求めるアプローチをとる理由は、ほぼ全てのSBT漁船が常に二つのRFMOの管轄下で操業するためであると認識されている。すなわちこの「準拠アプローチ」は、メンバーが、同委員会が独自の要件を採択するよりも、船舶が同時に二つの異なるVMSシステムを導入しなければならないといった状況を回避するために望ましいと考えた結果である。しかしながら、船舶が大洋横断的に移動するため、実際上の結果として、VMS要件が漁業稼働中のSBT船舶間で異なっており、VMSのコア的要素（適切な船舶のサイズ、報告頻度（例えばRFMOによって4時間ごとから6時間ごとまで幅がある）、受領者及びデータの使用等）の機能及び適用に一貫性がない。さらに、これらのRFMOの要件によっては船舶に対して当該RFMOに一元的に報告するよう求めることができるが、SBT漁船に関してはCCSBTに一元的に報告させる要件はなく、CCSBTへの一元的な報告にかかるさらなる議論又は検討もなされていない。

さらに、CCSBTがデフォルトとして指定しているIOTCのVMSプログラムは、計画の設計、基準及び導入に関して大いに改善の余地があるものである。例えば、WCPFCやCCAMLRのVMSプログラムと異なり、IOTCでは、事務局、科学者又は遵守委員会における遵守目的のためにVMSデータを利用することができず、ALCの故障のような状況下での手続き及び基準も確立されていない。

「Kobe MCS及びTM作業部会（2010年）は、まぐろ類RFMOが（フォーマット、内容、構成及び頻度に関する）VMSメッセージの基準を設立するとともに、地域VMSプログラム

において地理的カバー率にギャップがないこと、及び関連する型式及びサイズの船舶であって公海にある全ての船舶がVMS計画に参加することを確保するよう勧告する」と述べられている。

PR-2014-45 : CCSBT は、同委員会の 2008 年の決議のパラグラフ 5、及び遵守行動計画のゴール 8.3 を始動させるべきであり、操業海域に関わらず SBT 船舶に適用される VMS 運用基準の具体的なベースライン（報告頻度、VMS データの受信者及び（2008 年決議の下に現在求められている概要報告ではない）CCSBT 事務局、SC/ESC、ERSWG 及び遵守委員会等による）使い道等）を含めるように決議をレビューし、改正すべきである。例えば CCSBT メンバー及び協力的非加盟国は、他の RFMO 条約水域で操業する各国の SBT 船舶が、これらの VMS プログラムの下で VMS 報告書を CCSBT 事務局に送信することに合意することができよう。

洋上転載

洋上転載に関して、SA-2008 又は PR-2008 では特段の勧告はなされていない。

PR-2008は、CCSBTは2006年に洋上転載の管理を確立するための決議を採択したにも関わらず、（当時は）多くのメンバーが決議に規定された期日を守っていないことを確認した。

As noted in the marked-up SA-2008 report, the CCSBT adopted in 2008 a Program for Transshipment by Large-Scale Fishing Vessels (that entered into force on 1 April 2009). The Transshipment resolutions were designed to be fully consistent with the requirements of ICCAT and IOTC, where SBT vessels also operate.

SA-2008報告書見え消し版で指摘されているように、CCSBTは、2008年に大型漁船による転載に関する計画を採択した（2009年4月1日発効）。転載決議は、SBT船舶が操業する ICCAT及びIOTCの要件と完全に整合するように設計された。

CCSBTの転載計画は、冷凍能力を有するまぐろはえ縄漁船からの洋上転載に適用される。計画は、洋上転載されるSBTを受け取る運搬船は転載許可を受けている必要があること、及び転載中は運搬船にCCSBTオブザーバーが乗船していなければならないことを特に求めている。はえ縄漁船に関するCCSBT転載計画は、ICCAT及びIOTCの計画との協力の下に運用されている。例えば、SBTを受けとることを許可された転載船に関するICCAT又はIOTCのオブザーバーは、CCSBTの基準に合致したCCSBTオブザーバーであると見なされる。

CCSBTは計画の実施上の問題（オブザーバーの利用可能性及び洋上で転載を正確にモニタリングするためのオブザーバーの能力等）を特定していることが指摘されている。また CCSBTは、（セクション4.2.2で議論したとおり）港内転載をカバーする規則を現在には有していない。遵守委員会は、2014年4月の会合において、これらの実施上の問題点及び寄港国措置について検討する予定である。

PR-2014-46 : CCSBTは、2009年のFAO 寄港国措置協定に合致した寄港国措置決議の策定と併せて、まぐろはえ縄漁船に関する転載計画のレビューの進捗を加速化させるべきである。また、CCSBTは、もしも将来的にまき網漁船が洋上転載活動に関与し始める可能性

があるならば、まき網漁船を含む洋上転載を管理するための規則を、WCPFCによって採択されている規則にも合致した形で策定する準備を行うべきである。

公海立入検査

公海立入検査に関して、SA-2008 及び PR-2008 では特段の勧告はなされていない。

SA-2008 は、全ての CCSBT メンバーは WCPFC のメンバーでもあることから、当該条約水域内の公海で操業する際には WCPFC の乗船及び検査体制によって拘束されると指摘した。公海立入検査にかかる手続きは 2008 年のレビュー以降まったく進捗していない。PR-2008 は、自己評価報告書が、CCSBT が「条約水域」を有していないことは立入検査規則の導入が「全海洋をカバーすることになるため複雑な問題になる」ことを意味する、としていたことを観察した。明確な要件を提示している UNFSA を踏まえれば、このことはこうした規則を設けられない適切な理由とはならない。

国連公海漁業協定（UNFSA）の締約国となることができる全ての CCSBT メンバーは既に条約締約国となっていることから、協定第 21 条及び第 22 条に従って、定められた手続きの下に公海立入検査を受け入れる義務を負っている。さらに WCPFC では、漁業主体の特殊状況にも対応した手続きを採択することができた（WCPFC に加盟していない南アフリカを除く全ての CCSBT メンバー及び CNM が賛成）。このことから、操業海域に関係なく SBT 船舶の公海立入検査を可能とする CCSBT 独自の規定を採択することに実際上は何ら問題がないことは明らかである。

PR-2014-47 : CCSBT は、SBT 船舶の公海立入検査に関する手続きを優先順位の高い問題として策定すべきである。

4.2.4 違反の追跡調査：

Kobe クライテリア：

RFMO、そのメンバー及び CNM が管理措置に対する違反を追跡調査している程度

SA-2008-24: 非遵守及び違反への対応

CCSBT は、最低でも、過剰漁獲の扱いに関する合意されたルールを確立すべきである（相殺の要件）。

理想的には、CCSBT は、すべての保存措置について、一連の罰則を設定すべきである。

2011 年、CCSBT は、委員会、メンバー及び CNM が将来にわたって CCSBT の条約及び管理措置に基づく義務の完全遵守を達成するよう、遵守の改善のための遵守計画を採択し

た。セクション 4.2.3 において議論したとおり、遵守計画は、毎年レビュー及び更新がなされる優先度の高い遵守リスクに対応するための三年間の行動計画も含んでいる。さらに CCSBT は、遵守計画の実施を促進するため、2011 年に三つの遵守政策ガイドラインを採択した：(1) CCSBT の義務を遂行するための最低履行要件、(2) 是正措置政策、(3) MCS に関する情報収集及び共有。遵守計画は、メンバー及び CNM による義務の遂行に関するパフォーマンス、メンバー及び CNM の遵守の強化、及び是正行動や改善措置の検討といった遵守委員会の新たな任務を規定している。遵守計画は 2012 年に発効した。三つの遵守政策ガイドラインの採択に伴い、遵守委員会は、ガイドラインを用いた同委員会の拡大された委任事項（深刻な非遵守の疑惑にかかる調査勧告、及び必要に応じた委員会への是正行動又は改善措置にかかる勧告、遵守リスクに対応するための CCSBT 義務の追加又は修正勧告、毎年の遵守リスク評価の実施等）の遂行を開始した。

2012 年に、遵守委員会は、メンバー又は CNM による過剰漁獲が明らかになった場合には是正措置政策が適用されるべきであると勧告した。この新たな是正措置政策により、一つのメンバー（オーストラリア）は 2009-2011 年の同国の過剰漁獲分を 2012 年の配分量から控除した。しかしながら、一つの CNM（南アフリカ）は、拡大委員会に対して 2011 年及び 2012 年の過剰漁獲分の返済は行わないと述べ、拡大委員会はこの CNM に対して制裁を科さなかった。

2012 年、委員会は、2013 年及び 2014 年に実施されている CCSBT の措置（CDS と VMS が優先事項とされた）にかかるメンバー及び CNM の既存のシステム及びプロセスにかかる試行的独立品質保証レビュー（QAR）の実施に合意した。また 2012 年及び 2013 年において、遵守委員会は、CCSBT の義務に関する追加的な履行要件を策定した。現在の一連の履行要件には、国別漁獲配分量、遵守行動計画、転載モニタリング、許可畜養場及び船舶記録、MCS 措置及び決定（CDS、VMS）、科学オブザーバー計画、（科学及び遵守委員会の両方及び生態学的関連種作業部会に対する）報告要件、及び生態学的関連種措置が含まれている。

また CCSBT は、2009 年に、保存管理措置の遵守の確保のための行動計画に関する決議を採択した。全てのメンバーが、これらの行動計画並びに年次国別遵守報告書を、これらを議論する遵守委員会に対して提出しているようである。SA-2014 及び PR-2014 において事務局から提供された情報、並びに様々な CCSBT の文書を精査した結果、CCSBT のデータ報告要件の遵守状況は良好であり、メンバーは発見されたエラー又は不作為に対応するためのステップを踏んでいることが示された。全メンバーによるオブザーバーカバー率目標や CDS の完全実施等、一部の分野では改善の余地がある³²。

CCSBT は、2008 年以降、同委員会の遵守の評価プロセス及び手段（メンバー及び CNM の CCSBT 措置の非遵守に関する幅広いペナルティの適用の枠組み等）を大幅に強化するためのステップを踏んできている。CCSBT は、これらの手段を改良し続けるとともに、これらが透明かつ公正に実施され、必要に応じてシステムの正当性及び完全性を確保することにより、その結果としてメンバー及び CNM 間で遵守のインセンティブが創出されるよう確保すべきである。

³² CC8_04_Compliance_with_CCSBT_Management_Measures Rev2.pdf

4.2.5 非遵守を確認及び阻止するための協力的メカニズム

Kobeクライテリア

以下に関するCCSBTの程度：

- a) 遵守を監視するとともに、非遵守を確認及び阻止するための適切な協力メカニズム（例えば遵守委員会、船舶記録、非遵守に関する情報共有）が設立されている (KI.1.7)
- b) これらのメカニズムが効果的に利用されている (K1)

SA-2008-25: 遵守を監視するための協力メカニズム

すべてのメンバー及び協力的非加盟国は、CCSBT に国別報告書を提出すべきである。

CCSBT は、CC 及び拡大委員会がそれぞれ定例業務と開発作業を毎年行えるよう十分な時間を与えている。

遵守委員会の最初の会合は 2006 年に開催された。その後の数年間、遵守委員会は統合的な MCS 措置の策定に焦点を当て、CCSBT 措置に対するメンバー及び CNM の遵守状況にかかる所定の評価を実施しなかった。2010 年に、CCSBT は同委員会の遵守委員会に関する改正付託事項を採択した。現在、遵守委員会は、委員会及び EC 会合の直前の 2-3 日に毎年会合している。遵守委員会は、とりわけ、拡大委員会によって採択された全ての保存管理措置に関する遵守状況を監視、レビュー及び評価しており、また、提出されたデータの品質（正確性及び適時性の両方）についても監視、レビュー及び評価を行っている。遵守委員会は、メンバー及び CNM から提出された国別報告書及び遵守行動計画により、現在実施中の CCSBT 保存管理措置における特定の義務規定にかかるメンバー及び CNM の実施状況をレビューしている。より幅広い条約上の義務にかかる遵守状況のレビューは行っていない。

CCSBT の遵守プロセスは、メンバー又は CNM ごとの遵守のステータスについて規定していない。むしろ、遵守委員会は非遵守又は不調和の可能性のある分野（例えば報告漁獲量と事務局による推定漁獲量の間の不調和等）を特定し、これに関する情報及び説明を既存のメンバー又は CNM に求めている。

また現在、CCSBT の遵守プロセスは、マイナーな、又は技術的な性質の非遵守と、例えば CCSBT によって採択されている保存又は措置の有効性を減殺するような深刻な非遵守とを判別するための基準を有していないと思われる。

しかしながら、同委員会の 2011 年の是正措置政策（上記のセクション 4.2.4 に記述）は、遵守委員会によって勧告され得る非遵守の具体的な度合いに応じた特定の是正措置（すなわちキャパシティ・ビルディング／訓練の段階から貿易又は市場規制段階への移行）を総

括している。CCSBT の決定は、委員会会合において現在のメンバーの全会一致により行われる³³。この型式の意志決定プロセスは、将来的に、CCSBT が同委員会のメンバー又は CNM への制裁を課すための能力に影響を与える可能性があることが指摘されている。

CCSBT は、2013 年に、みなみまぐろの違法、無報告、無規制漁業活動への関与が推測される船舶のリストの設立に関する決議を採択した。

全てのメンバーは、遵守委員会に対し、同委員会によってレビューされる国別遵守報告書を期限までに提出しているようである。

PR-2014-49 : CCSBT は、2008 年以降、同委員会の評価プロセス及び手段を大幅に強化するためのステップ（遵守委員会の付託事項の改正、委員会が会合するのに適正な時間及び IUU 船舶リスト措置の採択等）を踏んできている。メンバー及び協力的非加盟国は、期限までに国別報告書を提出すること、及び遵守委員会における同国の遵守にかかる多角的なレビューに参加することにより、遵守プロセスに協力している。CCSBT は、これらの手段の完全実施を継続するとともに、非遵守が透明かつ公正に評価され、その結果としてメンバー及び協力的非加盟国間において遵守に関するインセンティブが創出されるよう確保すべきである。また CCSBT は、同委員会の政策の下での制裁が検討されているメンバーが当該問題に関する意志決定に参加できないようにする要件を検討すべきである。

4.2.6 市場関連措置

Kobe クライテリア

- a) RFMO がメンバー国の市場国としての権利義務の行使に関して採択している措置の程度 (KI.1.5, K1.II.1, KIII)
- b) 漁獲から市場までのトレーサビリティの開発 (KI.1.8) 及び調和された貿易追跡プログラム (KI.II.1); 漁獲証明制度の導入 (KIII)
- c) これらの市場関連措置が効果的に実施されている程度

SA-2008-26: 漁獲及び貿易証明

SA-2008 報告書は、CCSBT の TIS は国際的な取引とみなされる SBT の漁獲については比較的うまく運営されているようであると認識している。TIS は国際的な取引に含まれない漁獲を追跡することができなかったこと、及びより完全で信頼性の高いシステムの必要性を踏まえて以下が勧告された。

CCSBT は、完全な漁獲証明制度（CDS）の採択と実施に迅速に移行すべきである。

³³ CCSBT 条約第 7 条及び手続規則の規則 6 を参照。

CCSBT は、緊急課題としてCDS を実施すべきである。CDS を実施するまでの期間、すべてのメンバー及び協力的非加盟国は、TIS を継続する必要がある。

CCSBT は、すべての市場と入港国をモニタリングし、CCSBT のモニタリング及び貿易措置の遵守を奨励すべきである。

Kobe MCS作業部会（2010年）は、これらの勧告に仕様を追加し、まぐろ類RFMOに以下を要請した。

- CDSの利用を確立又は拡大すること（例えば現在はカバーされていないが現行の保存管理措置が適用される種に対して）
- 新たな、又は拡大したCDSと、沿岸国、寄港国及び輸入国によって既に導入されている既存の証明制度との間の相互性を確保すること
- 効率、有効性及びCDSの実用性を強化するため、共通の／調和されたCDS様式の策定や電子システム及び標識の利用について他のRFMOと協力すること
- 拡大されたCDSを導入する際、まき網漁業によって漁獲され、加工施設に運ばれる魚を考慮すること
- 新たな、又は拡大されたCDSの実施を改善するため、生鮮及び冷蔵製品の標識システムを検討すること
- 輸出に回される沿岸零細漁業による漁獲をカバーするため、簡素化したCDS様式を策定すること（例として別添3のEU様式を参照）
- 既存の、又は拡大されたCDSの実施に関して、発展途上国をサポートするための技術的支援及びキャパシティ・ビルディングを提供すること。現在RFMOが保有する資金をこの目的のために使用できるよう確保すること

CCSBT は、2008 年 10 月に包括的な CDS を採択し、2010 年 1 月 1 日から実施されている。CDS は、CCSBT のメンバー及び CNM 間、及びメンバー及び CNM と非メンバー及び非 CNM 間における SBT の全ての貿易を監視するものである。EU は、CCSBT の中で唯一、CDS をまだ導入していない CNM である³⁴。

CCSBT 事務局は、CCSBT の締約国（又は CNM）となっていない国及び EU（CCSBT の CDS をまだ導入していないため）の間での SBT の貿易の特定を支援するためにグローバル・トレード・アトラス（http://www.gtis.com/english/GTIS_About.html）を購読している。CCSBT 事務局は、SBT の市場国となっている可能性があるとして特定された国との間で、こうした国による CCSBT の保存管理作業への協力を求めるためのやりとりを行っている。事務局は、米国、モーリシャス及びシンガポールが CCSBT に協力する用意があることを示唆していると報告している。

CCSBT の CDS では非協力的非加盟国間の貿易を追跡することができないという点は、CCSBT の MCS スキームにおける重大な抜け穴になる可能性があるとして認識されている。2012 年の CCSBT19 において、漁業開発協議会インターナショナル（CCSBT 会合のオブザーバー）は、CCSBT の CDS の実施を要求されておらず、また協力もしないであろう

³⁴ CC8_04_Compliance_with_CCSBT_Management_Measures Rev2.pdf

CCSBT の非メンバー国によって相当量の SBT が輸入されていると信じるに足る調査結果があることを報告した。この機関は、委員会がこのような抜け穴を塞ぐよう確保するために必要な措置をとる事を要請した。

CCSBT の 3 年間の遵守計画は、メンバーではない市場国及び寄港国の特定、SBT 貿易データのレビュー、及び MCS 及び市場トレンドデータの分析に関するいくつかの行動事項を含んでいる。

また 2013 年には、CCSBT 事務局は、インドネシアにおいて CDS に関する訓練ワークショップを実施した。

PR-2014-50：当初の勧告は既に完全に実施されている。CCSBT は、CCSBT のメンバー又は CNM となっていない国の間の SBT の貿易を追跡するためのあらゆる利用可能なオプションを探求するとともに、これらの非メンバー国に対して CCSBT の CDS への参加及び実施を奨励するための（事務局から及び各 CCSBT メンバー又は CNM から、外交ルートや二国間協議を通じた）働きかけを継続すべきである。

4.3 意志決定、透明性及び紛争解決

4.3.1 意志決定及び透明性

Kobe Criteria Kobe クライテリア

- a) RFMO が適時的かつ効果的に保存管理措置の採択を促進するような透明かつ一貫性のある意志決定手続きを保有している程度(KI)
- b) RFMO が、UNFSA 第 12 条及び責任ある漁業のための行動規範第 7 条 1 項の 9 のとおり、透明性をもって運営されている程度(KI)
- c) RFMO の決定、会合報告書、決定に関する科学的助言及びその他関連する資料が適切なタイミングで公表されている程度

SA-2008-27:意志決定

コンセンサスによる意志決定は、場合によっては決定に遅延が生じることを意味するが、委員会は（委員会の全会一致の決定により）日常的な業務の案件を議長又は事務局長に委譲することを検討することもできる。

CCSBT の条約第 7 条は、意志決定は CCSBT 会合に出席する締約国の全会一致の投票において行われるものとして規定している。すなわち、メカニズムとしては投票であるが、意志決定は全会一致により行われる。

過去、全会一致の要件が原因で CCSBT が重要な管理に関する決定を行うことができず、全世界の TAC の設定が暗礁に乗り上げたことがあった（2008 年パフォーマンス・レビュー

一以前の最も注目すべき点である)。最近は、同様の要件により、地域オブザーバー計画や確固たる ERS 措置の設立に関する進捗が妨げられている。さらに、UNFSA 又は合意された国際基準によって必要とされているものの、それよりも古い CCSBT の条約では明確に提示されていない側面を実施するための措置の採択に関しても問題が生じる可能性がある。

条約によって確定されている限界の範囲内で可能な限り遅延を低減するため、CCSBT は、運用上の決定について効率的に合意することができるよう、回章（すなわち手紙／メール）による休会期間中の意志決定プロセスに合意している。

PR-2014-51 : CCSBT の意志決定方式を（全会一致方式から多数決方式に）変更するには条約改正が必要であるため、特段の勧告は行っていない。しかしながら、CCSBT は、条約の規定を評価し改正するためのプロセスに乗り出す決定をすべきである。一部の他の RFMO は過去 10 年間に条約改正を行っており（例えば NAFO、NEAFC、ICCAT 及び IATTC を参照）、CCSBT 戦略計画でも言及されている。代替的な意志決定方式（他の RFMO で現在採用されているもの）として取り得る選択肢は多数ある。

SA-2008-28:透明性

（オブザーバーに関する手続規則は）現在の国際的な漁業のガバナンスの枠組みの精神に沿っておらず、CCSBT は、手続規則の規則 3 の近代化を検討すべきである。

CCSBT 及びそのメンバーは、オブザーバーに対する規則を周知し、さらにオープンなものにするべきである。一つの可能なオプションとして、CCSBT ウェブサイトにオブザーバーの受け入れに関する現在のアレンジメントを掲載することが挙げられる。

上述のKobeクライテリアにおいて言及されているUNFSA第12条は、RFMOに関して以下を示唆している：(i) 国は意志決定手続きその他の活動の透明性を確保する、(ii) 関心を有する他のIGO又はNGOの代表は、…オブザーバー又は、適当な場合にはその他の資格において、関連する機関又は協定の手続きに従って、…会合に参加する機会を与えられる、(iii) 当該手続きは、その参加について不当に制限的であってはならない、(iv) 当該IGO及びNGOは、当該機関及び協定の情報アクセスに関する手続き規則に従うことを条件に、当該漁業管理のための機関又は協定の記録及び報告に適時にアクセスすることができる。

UNFSA第12条の第1項は、CCSBTによって収集及び作成されたデータ及び報告（評価等）の公表に関連するものである。透明性と機密性の間にトレードオフの関係があるこの問題については、セクション4.2.1において取り扱った。管理方式の公式の定義（セクション4.1.1を参照）及びその解釈につながるプロセスに関する情報の公表と利用、及びパフォーマンス評価は、意志決定に関する全面的な透明性に向けた重要なステップを示している。

第12条第2項は会合オブザーバーに関連するものである。この点に関して、SA-2008は、第12条の規定 (iii) の規定とは対照的に、オブザーバーに関する現行のCCSBT 手続規則（規則3）は、オブザーバー受入れの手続きが不当に制限的であると思われる、他のまぐろ類RFMO の手続きとも一致していない。例えば、WCPFC 及びICCAT は、50 日の申請期

間となっている（CCSBT の半分）。WCPFC 及び ICCAT では、メンバーの過半数が反対しない限り、オブザーバーの参加を認めている。対照的に、CCSBT の規則では、1 メンバーの反対でオブザーバーの参加を阻止できる。

CCSBT は、2008 年以降、会合オブザーバーに関する透明性を高めるためにさらに追加的なステップを踏んできている。例えば、現在の CCSBT ウェブサイトには、オブザーバーによる会合参加に関して、規則及びその他の情報を含む専用のページが設けられている。さらに CCSBT は、同委員会のオブザーバーに関する規則（規則 3）を以下のとおり修正した：(1) 申請期間を 100 日から 50 日に短縮した、(2) 長期的なオブザーバーの地位を創設した。長期的な地位を一度承認されれば、オブザーバーは将来の会合に自動的に招待され、オブザーバーの地位について毎回例申請を行う必要がない。現在の「長期的な」オブザーバーのリストは、http://www.ccsbt.org/site/observers_attendance.php から入手可能である。

さらに、いくつかのまぐろ類 RFMO と同様に、CCSBT 遵守委員会は承認を受けたオブザーバーに対してオープンとなっている。しかしながら、メンバー及び CNM の報告書又は会合文書は、オンラインでは公表されていない。オブザーバーが CCSBT 会合の参加登録を一度行えば、特定の会合に限って文書へのアクセスが許可される。また、オブザーバーは、これらの文書に関して CCSBT の機密性要件に従う必要がある旨を通知される。

最後に、2013 年、CCSBT は、2002 年以降の大部分の文書が CCSBT ウェブサイトには掲載されていないこと、及びこれらは CCSBT 事務局に要請すれば入手可能であることを明確にすることにより、委員会報告書及びその他の情報に関する一般的なアクセス性を高めるための措置をとった。

PR-2014-52：会合オブザーバーに関する現在の CCSBT の政策及び規則は、国際基準に合致したものとなっており、当初の勧告は完遂され、勧告から落とすことができるものと考えられる。

4.3.2 意志決定及び紛争解決

Kobe クライテリア

RFMO が紛争解決のための適切なメカニズムを確立している程度 (KI)

KOBE-4: 紛争解決

紛争解決のための適切なメカニズムを設立する。

SA-2008 及び PR-2008 は、この基本的なガバナンス問題について議論は行ったが、特段の勧告を何ら行わなかった。このため、ここでは代わりに Kobe クライテリアそのものについて簡単に繰り返しておきたい。

PR-2008 は、UNFSA が 2001 年に発効されたことにより、条約の解釈又は適用に関する

紛争について、今日では、UNFSA 締約国に対する SBT の保存及び管理に関わる紛争を含め、より多くの紛争解決規則が適用されるようになってきていると指摘した。しかしながら、この点に関してPR-2008は「UNFSAの採択にかかる」このような進展を考慮すると、CCSBT は、条約を改定せずに、強制的かつ拘束力のある紛争解決制度を確立することが可能かもしれないと結論づけた。

CCSBTの条約に規定された紛争解決に関する規定及びスケジュール、及びみなみまぐろ裁判の結果は、SA-2008及びPR-2008文書の見え消し版にわかりやすく文書化されている。2008年以降、条約改正問題又はCCSBTの紛争解決規定の改良に関して前進するためのさらなる議論はなされていない。CCSBTの締約国の増加及び継続的なSBT資源の低水準を踏まえれば、効果的な紛争解決手続きを保有することの重要性は増している。引き続き非常に低水準な資源状態及び気候変動によるSBT資源の分布及び安定性に関する重大な変化リスクは、より鋭敏かつ効果的な紛争解決メカニズムの必要性をさらに強めている。

PR-2014-53 : CCSBTは、SBT資源の保存管理を相当程度妥協させるような将来の膠着状態を避けるため、紛争解決／対立解決を行うための代替的な手法の策定を真剣に検討するよう勧告する。PR-2008で指摘されたように、現在、すべてのCNM及び拡大委員会のメンバー（台湾を除く）がUNFSAの締約国となっていることから、UNFSAから提示された追加的な紛争解決ルールが役立つであろう。

4.4 国際協力

4.4.1 協力的非加盟国（CNM）との関係

Kobeクライテリア

RFMOがメンバー及び非メンバーの間の協力関係（協力的な地位の付与に関する手続きの採択及び導入によるものを含む）を促進している程度

KOBE-5:協力的非加盟国

RFMO が、協力的ステータスを与える手続きの採択及び実施を含めて、メンバー及び非加盟国との協力をどの程度促進しているか。

IUU に対応するにあたって強く関連があるこの重要な課題に関して、SA-2008 及び PR-2008 のいずれからも勧告はなされていない。上記の勧告は、参照しやすいよう、代わりにクライテリアから作成したものである。CCSBT は、非メンバーとの関与に関して良く確立されたシステムを有しており、締約国になるまでのステップとして、国別配分量を含む多くのメリット及び義務とともに協力的非加盟国の地位を提供している。

SA-2008 において指摘されたとおり、CCSBT の六つのメンバーとは、日本、オーストラリア、ニュージーランド、韓国及びインドネシア、三つの協力的非加盟国とは欧州連合、南アフリカ及びフィリピンである。

SA-2008 報告書の見え消し版は、近年、南アフリカ及び欧州連合の両者が CCSBT のメンバーとなることに強い関心を示したことを示唆している。このやりとりの一環として、CCSBT は、南アフリカが CCSBT 条約に加盟した場合、国別配分量の追加配分を受けることができることとしている。欧州連合に関しては、2012 年に、地域的な経済統合のための機関がメンバーとして参加することができるよう、CCSBT は拡大委員会及び拡大科学委員会を設置する決議を改正した。

CCSBT は、非メンバーが CCSBT に参加し協力するよう奨励するべく対処していくための SBT に関する長期的な行動計画（2000 年の CCSBT6 において採択）³⁵を有している。この行動計画は、当該行動計画の下で特定された非メンバーに関する貿易制限措置の義務化を提示したものである。これの採択以降、この行動計画の下に四つの決議が採択されている（カンボジア、ホンジュラス、赤道ギニア、ベリーズ（2 回）及びインドネシア）。しかしながら、2005 年以降、貿易制限措置は発動されていない。いくらかの懸念が依然残されており、CCSBT19 は、締約国に対し、当該国の報告書に NCNM の船団による脅威に関する国別漁獲能力のコメントを含めるよう呼びかけた。

PR-2014-54 : CCSBT は、非メンバー国について、ガバナンスプロセスへの参加を促進する観点で特段の注意を払ってきている。このため、この問題に対して注意を払い続け、また非メンバー及び新たな漁業国に対する努力を続行することを除き、特段の勧告はない。

4.4.2 非協力的非加盟国との関係

Kobeクライテリア

RFMOに協力的でない非メンバー国の船舶による漁業活動の程度、及びそうした活動を防止するための措置の程度 (KI)

KOBE-6: 非協力的非加盟国

CCSBT のメンバー及び協力的非加盟国は、非協力的非加盟国の SBT 漁船に関する情報を共有するとともに、そうした船舶の活動を防止するための適切な措置をとるべきである。

UNFSA第17条4項は、地域漁業管理機関及び協定（RFMO/A）の締約国又は参加国（すなわち協力的非加盟国）は、関連する漁業資源の漁業操業に関与した非協力的非加盟国の船舶にかかる漁業活動に関する情報を共有するとともに、機関の管理措置の有効性を減殺するこうした船舶による活動を抑止するためのRFMO/Aの協定及び国際法に合致した措置をとることとしている。

³⁵ http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_english/operational_resolutions/action_plan.pdf

この問題に関しては SA-2008 及び PR-2008 のいずれからとも勧告がなされておらず、上記の勧告は、参照しやすいよう、代わりに Kobe クライテリアそのものに基づいて作成したものである。

CCSBT は、CDS、3 年間の遵守行動計画、許可まぐろ船舶 (ATV) 及び IUU が疑われる船舶リスト、並びにその他の遵守手段を通じるなどして、非協力的非加盟国の関与に関する頑健なシステムの確立のために有意義なステップを踏んできている。また CCSBT は、メンバーに対して、外交ルートを通じて関与するよう指示してきた（**セクション 4.2.4 から 4.2.6** を参照）。加えて、CCSBT における全ての漁業関係者に積分されるであろう全ての CCSBT の努力は、IUU に対抗することに対しても向けられていると考えられる。

例えば 2013 年の CCSBT20 において、事務局は委員会に対し、CCSBT19 からの要請のとおり、中国、香港、シンガポール及び米国に対して次回会合にオブザーバーとして参加するよう招待するレターを送付した。結果として、シンガポールは CC8 に出席し、米国も出席する予定であったが政府の閉鎖のために参加できなかった。香港は、出席はしなかったものの、保存問題の重要性は認識していること、及び当該分野における改善を続けていく用意があることを伝達した。また、CCSBT メンバーは、中国と二国間で接触することを約束した。

PR-2014-55 : CCSBT は、非協力的非加盟国について、これらの国の船舶の活動を防止する観点で特段の注意を払ってきている。CCSBT は、IUU 漁業との戦いに関する努力を強化し、また同委員会の措置及びプログラムの効果的な実施を確保し続けていくため、すべての漁業関係者との協力関係を改善する努力を継続していくべきである。さらに、（セクション 4.2.2 において言及したとおり）FAO 寄港国措置協定に合致した寄港国措置の策定は本分野において大きな助けとなるだろう。

4.4.3 他の RFMO との協力

Kobe クライテリア

- a) RFMOが他のRFMOと協力（地域漁業機関事務局ネットワークを通じたものを含む）している程度(KI)
- b) 調和したプログラム(KI.II.1)、リスト化(KI.II.2)及び管理措置(KI.II.3)；標準化された様式(KI.II.4)

まぐろ類 RFMO 間の協力にかかる問題は、資源、漁船、船主及び旗国（収穫する、及び供給する船舶の両方）、及び市場に関して実際に存在している類似性及び共有の観点から特に重要なものである。二つのタイプの問題が考えられる：(i) 特定の問題に関して必要とされる特定の協力関係、(ii) 協力関係を促進及び推進するためのプロセス及びメカニズム。前者に関しては報告書の他の分野において何度も触れた。このセクションでは、プロセス及びメカニズムに焦点を当てたい。

SA-2008-29:他の RFMO との協力

CCSBT が他の RFMO、特にまぐろ類 RFMO とより緊密に作業を行い、措置を調和させていく機会が多く存在し、このことは CCSBT の優先事項となるべきである。

SA-2008の勧告は、以下のPR-2008からのより具体的な勧告により補強されている。

CCSBT はすべてのまぐろ類 RFMO に影響する課題の1 つとしてIUU 漁業活動に対抗する措置を加えるべきであり、また CCSBT がインド洋まぐろ類委員会及び中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)と地理的に重複することを勘案し、転載の監視及び規制についても課題に含めるべきであろう。(PR-2008)

事務局は、CCSBTに対して、他のRFMO及び機関との活動における協力及び関与にかかる幅広い努力（様々なRFMO及びFAO関連の会合の観察及び参加を含む）について毎年報告している。セクション4.2.3において報告したとおり、CCSBTは、洋上転載モニタリング計画に関するIOTC及びICCATとのMOUを締結しており、またERS及びVMS関連措置についてもICCAT、IOTC及びWCPFCの措置と調和している。

Kobeプロセスは、可能な限り遠くない未来に完全実施するために時間及び資源を要する非常に多くの勧告から作成されている（別添2参照）。CCSBTは、ワークショップを含むプロセスの積極的な参加者であった。このプロセスにおいて、全てのまぐろ類RFMOがデータ収集及び共有体制を調和させることの必要性が合意された。しかしながら、まぐろ類RFMOの間で、これまではそれほどの進捗はなされていない。実際、Kobeプロセスは様々な調和の必要性について勧告を行ってきた（合同作業部会、データベース、科学データの共有の強化、MCS及びIUU関係の情報、調和されたMCS措置、IUUリスト、転載文書、全世界の船舶リストの創設等）が、大きな進展は見られていない。2013年のCCSBT20において、事務局は、CCSBTは一部の優先度の低いものを除く全てのKobe III勧告の実際の実施に関する作業を行った事を報告した。その根拠は提示されていないものの、報告書ではほとんどの項目の現状が確認されている。Kobe IIの2010年作業部会によって勧告された問題の一部であって十分な注目がなされていないと考えられるものは以下のとおりである。

- 標準化された資源状態に関するサマリー及び管理勧告の策定、これは全てのまぐろ類RFMOにとって有益なもの（またFAO－FIRMSへの良いインプットとなるもの）と考えられる一方、そのような標準的な状態というものがCCSBTではまた利用可能でないならば、資源状態の経時的な記録及び管理助言を促進するためにこれらを導入することは有益であろう。
- まぐろ類RFMOによって合同で取り扱われるべき共通課題リストの設立（例えば大規模生態系モデリング；気候変動の影響；小規模漁業のモニタリング）。
- （関連しないと考えられる）複数種の保存プログラムをサポートするための統合的な生態系プログラム及び社会経済的アプローチを通じた協力

2011年、合同混獲技術作業部会（JT BWG）は、特に以下の事項について対処するためにまぐろ類RFMO間の合同作業の必要性を強調した：(i) 調和されたオブザーバーデータ規範（データ収集プロトコルの標準化）、(ii) 相互運用データベース、(iii) 合同混獲調査計画、(iv) 試験的ビデオオブザーバー計画、(v) 発展途上国におけるキャパシティ・ビルディング、

(vi) 生態学的リスク評価（ERA）、(vii) 関連するFAO IPOAの実施、(viii) 効果的な遵守、(ix) 沿岸零細漁業、及び(x) ハンドリング及び放流基準。

PR-2014-56：関連するRFMOの多数の措置との「調和」（及び直接利用）に関する他のRFMOとの様々な協力関係におけるCCSBTへの信頼性を前提として、Kobeプロセス及びその2010年会合において呼びかけられた作業が特に関連している。CCSBTは、Kobe勧告の実施に向けてより緊密に作業を行うため、関連するRFMOとの間の議論を再活性化する機会を真剣にとらえるべきである。主要な協力分野は以下のとおりである：データ及び情報のより体系的な交換（相互運用が可能なデータベース）；さらなる措置の調和；さらなる合同科学ワークショップの開催；遵守関連作業（特にIUU漁業への対抗及びERSの保存管理）の協力の強化；大規模標識放流計画；生態系アプローチの導入；大規模な生態系ベースのモデリング；管理戦略評価；MCSシステムの調和；遵守状況の評価（データ報告、違反等）に関する共通フォーマット；キャパシティ・ビルディング（例えば訓練コース）；IUCN、CITES、CBD及びUNGAにおける共通のポジションの確立。

4.4.4 発展途上国に関する特別な要件

Kobeクライテリア

- a) RFMOが、UNFSA第24条及び第25条、及び責任ある漁業の行動規範第5条を踏まえ、発展途上国の特別なニーズを認識し、発展途上国との協力関係（漁獲配分量又は漁獲機会を含む）の方式を追求している程度(KI, KII, KIII)
- b) UNFSA第26条のとおり、RFMOメンバーが、個別に、あるいはRFMOを通じて発展途上国に関連する援助を提供している程度 (KI, KII, KIII)

SA-2008-30:発展途上国に関する特別な要件

（発展途上のメンバー及びCNM に対する）変更すべき点はない。

この問題は、UNFSAの前文、第11条、特に重要な第7部の第24条（特別な要請の認識）、第25条（協力の方式）及び第26条（協定の実施に対する特別の援助）において対応されている。

上述のKobeクライテリアは、発展途上国からのニーズにかかる二つの主要な分野について述べている：(i) 利用可能な資源の公平な共有のための配分、(ii) CCSBTの作業に有意義に参加するための能力開発。配分にかかる疑問についてはセクション4.1（SA-2008-17）、4.1.7（SA-2008-19）及び4.4.1（KOB-5）において取り上げた。以下ではキャパシティ・ビルディングに焦点を当てる。

SA-2008 報告書は、CCSBT は（他の新しいまぐろ類 RFMO 条約とは違って）発展途上国と先進国のニーズを差別していないとしたが、事実上、これらのニーズの違いは認識はされている。例えばインドネシアは、メンバーになる前は CCSBT の一般予算から CCSBT

会合に出席するための財政援助を受けていたし、（財政負担義務がない）CNMの地位の創設は、発展途上国にとって条約加盟は財政的に難しいという認識が主要な動機であった。

過去、CCSBTメンバーは二国間関係においても発展途上国への援助を行ってきた。また、先進国のCCSBTメンバーは、SBTに関連する発展途上国への援助に対しても関与してきた。例えば、オーストラリア及び日本は、インドネシアに対し、同国の漁獲量の評価にかかる財政支援を含めてサポートした。

CCSBT自体の財政支援は限定的である。しかしながら、2011年には、事務局はインドネシアに対してオペレーティング・モデル及び管理方式に関する技術的ブリーフィングを行った³⁶。2012年には、CCSBTは、発展途上国に関するワークショップの参加及びキャパシティ・ビルディング（例えば訓練）をサポートするための支援基金を公式に創設した。2013年には、インドネシアにおいてCDSに関する訓練ワークショップが開催された。2013年及び2014年には、財政運営委員会（FAC）は、発展途上のメンバー及びCNMによる関連するワークショップへの出席をサポートするとともに、発展途上のメンバー及びCNMのために開催する訓練及びワークショップのために委員会が使用することができるよう、発展途上国支援向けのいくつかの予算（12,500ドル）を計上した。2014年に実施されるインドネシアの品質保証レビューは、インドネシアにとってCCSBTの支援が最も有益なものになると考えられる分野に関するさらなる情報をもたらすことが期待されている。

PR-2014-57：戦略計画でも述べられているとおり、CCSBTは、発展途上のメンバー／CNMに必要な（特にCCSBTの義務の遵守、計画、CDSの実施に関する）キャパシティ・ビルディングに対応するためのより包括的な戦略を策定すべきである。検討に値する一つのモデルは、不足している分野の特定及び改善に向けた行動計画の策定について発展途上メンバーを支援するための国内の遵守「ミッション」を実施しているIOTCである。

4.5 財政及び運営に関する事項

4.5.1 RFMOの活動に関する利用可能な資源

Kobe クライテリア

RFMOの目的を達成するために必要な財政その他のリソースの程度、及び調査計画、会合及び発展途上国が利用可能な支援等に関するRFMOによる決定の実施の程度（KI）

SA-2008-31:政策及び管理助言

CCSBTは、事務局に以下に関するポストを設立することを検討すべきである：
(i) 政策及び管理に関するアドバイスを提供する、(ii) メンバーの助言／立場を探るに当たってより積極的な役割を果たす、(iii) 戦略計画の実施を強化する。

³⁶ オーストラリア（CSIRO）のキャンベル・デイビス博士により実施された。

CCSBT は、以下によってこの勧告を着実に遵守してきている：(i) CCSBT の勧告／決議の策定及び改正に関して増大する事務局の役割に対応するための最初のステップとして、時々の政策立案作業に関するコンサルタント費用の提供、及び(ii) それに続くコンプライアンス・マネージャーの職位のための予算計上（2012年以降実施）。この職位の職務には以下が含まれる：(i) CCSBT の EC 及び CC に対する遵守政策の立案及び助言の提供、(ii) CDS、転載モニタリング計画、月別漁獲報告制度及び当初の漁獲枠配分量及び最終漁獲量に関する報告といった事務局の遵守システムの運営、(iii) 保存管理措置の遵守状況のモニタリング、(iv) 遵守の改善に関するメンバー及びその他の国への情報、助言、支援及びフィードバックの提供、(v) 遵守計画、遵守政策（外部監査を含む）及び最新の遵守リスク評価の運営及び管理。この人的資源の追加により、事務局は、これらの職務に対して明らかにより積極的な対応ができるようになった。

PR-2014-58：この勧告は完全に実施されている。

財政的資源

CCSBT が自由に使うことができるものとしてメンバーから与えられた財政的資源は、採択されている計画の実施に十分だろうか？2008-2013 年の EC 会合報告書及びより具体的な財政運営委員会（FAC）報告書を詳細に読むと、予備的に配分された予算が実際に完全に使用されたことはない。事務局は、CCSBT が、例えばコンサルタント料や、直近ではコンプライアンス・マネージャーの採用及び科学航空調査等、財源の必要性が特定された際には必要な追加財源を配分してきたことを示した（下記参照）。

PR-2014-59：これは、期待以下であることを示すものは何もないという事実とともに、メンバーから委員会に配分された資源は計画された活動をカバーするのに十分であることを示唆している。結果的な規則正しい繰越しは、おそらく財政的な効率性にかかる事務局の懸念の実例である。しかしながら、規則正しい繰越しは、通常、すべての予算措置要望が予算措置プロセスにおいて受け入れられた場合を除き³⁷、原則的に良い予算執行とは見なされず、節約は、予算がないために予算措置されなかった活動が実際は実行できたはずであり、不必要な決定により苦しむこととなったことを示唆する。不確実性は常に問題になるものであるが、結果的に常に繰越しが生じるとすれば、それは（より良いリスク評価により）計画を改善する余地がある可能性を示しているかも知れない。監査人からよりプロフェッショナルな助言がなされるべきである。

航空調査への予算措置

CCSBT 報告書において繰り返し言及されている唯一の財源問題は、オペレーティング・モデル及び管理方式の重要なデータを提供しているオーストラリア大湾での科学航空調査のコストにかかるものである。これまで、調査はオーストラリアが費用の全てを負担してきた。2004年からオーストラリアが要請し続けているが解決していないコストシェアについては、2013年及び2014年はCCSBT 予算から100,000ドル（費用の約15%）を負担することが最終的に合意された。

³⁷ どんな漁業管理機関であっても、普通、予算措置の要望額は利用可能な予算額よりも多い！

手元の文書からは、この管理手段への公平な共同出資への渋り方は理解しがたい。共通の関心事である当該調査のコスト及びメリットの両方が共有されるべきである。航空調査有り又は無しの両方の場合で開発したMPのシミュレーションは当該調査がもたらす正確性を示すことができるであろうし、メンバーへのコストを理由に調査を止めてしまった場合、MPに織り込まれている再建確立を維持するならば、TACに関して増してゆく不確実性への配慮は低減されざるを得ないだろう。他方、CCSBTの意志決定プロセスの根本を支える調査（航空調査だけでなく、標識計画、ひき縄調査、近縁遺伝子分析、モデリング等を含む）にかかる全体コストの公平な分配に問題があることは明白である。航空調査に関する調査コストは要素の一つにすぎない（有効性に関する議論（セクション4.5.2）も参照されたい）。

The PR-2014は、この項目に関して何らかの勧告を提案を行うために必要な要素を有していない。

4.5.2 効率及び費用効果

Kobeクライテリア

RFMOの以下に関する程度：

- a) 事務局を含む人的及び財政的資源の効率的かつ効果的な管理
- b) Kobe I クライテリアを用いたパフォーマンスの評価(KI.I.9)
- c) 機関の強化につながるツールとしての共通のクライテリア及びベストプラクティスの策定への貢献

SA-2008-32:事務局の効率性及び有効性

事務局は、CCSBT の効率的かつ効果的な運営を継続すべきである。

SA-2008 はこの問題にそれほど立ち入っておらず、PR-2008 によるこの問題への反応は以下のとおりである。

クライテリアの文言は、メンバーが期待している成果を達成するための RFMO 事務局の予算及び人材の活用に関する有効性及び効率性について述べている。事務局のパフォーマンスは委員会全体のパフォーマンスとは区別されなければならないため、これは複雑な問題である。現在の CCSBT としてのゴールは、SBT の持続的利用を確保すること、またより具体的に言えば、2035 年までに初期資源量の 20%まで資源を再建することである。このゴールの達成は、事務局の有効性及び効率性よりもメンバーの行動に依るところが大きい。このため、この勧告は CCSBT のパフォーマンスの一部分、すなわち自由に使うことができる資源を踏まえて最適な形でメンバーの決定を実行することにかかる事務局のパフォーマンスの分析と捉える。

CCSBT条約第10条3項は以下を示している：事務局の任務は、委員会が定めるものとし、次のことを含む。

- a) 委員会の公用通信を発受すること
- b) この条約の目的の達成に必要な資料の収集を容易にすること
- c) 委員会及び科学委員会のために管理関係の報告及びその他の報告を作成すること

これは、事務局を純粋な管理者として定義している。我々の目には、コンプライアンス・マネージャー採用時の合意に描かれた、事務局が着実な対応を求められてきた作業を正しく反映していないように見える。事務局のパフォーマンスを客観的に評価するため、事務局の現在の任務を精査し、事務局に与えられている目的を明確に定義することは有益と考えられる。

Kobe クライテリアにおいて二つのパフォーマンスのクライテリアが述べられている：有効性と効率性である。現在、この両者の評価を行うための能力は、以下の理由により限定的である。

1. 有効性とは、事務局の活動がメンバーにより期待されている成果に達したかどうかに関する程度である。事務局の付託事項及び具体的に期待されている成果が明文化されていないという事実は、有効性の評価を容易にするものではない。戦略計画は、委員会全体の戦略目標及び暫定目標とは異なる、事務局に期待する戦略目標及び暫定目標を定義するのに絶好の機会であろう。
2. 効率性とは、最低限、コストに見合う成果を得るための事務局の能力である。**CCSBT** 事務局と比較できる国際的な基準がないため、効率性の推定は非常に難しい。さらに、まぐろ類 **RFMO** がそれぞれ運用している特定の条件（例えば環境、種の生態学的及び経済的なパラメータ、メンバー国の能力）は、会合の頻度の割合、職員及び運営コスト、コスト当たりの管理資源量等を単純に比較するには異なり過ぎており、あまり意味がない。

このため、「内部的に」（例えば自己申告により）有効性及び効率性を「シンプルに」見るのがより現実的と考えられる。有効性は、事務局が実施するよう求められた勧告にかかる公式記録を端的な実施記録とともに保持することによって測定し得る。実施率は、指標、又はメンバーの決定を実施するために必要な手段をメンバーから得る能力を含むパフォーマンスである。効率性は、代替的な、より安くより効果的な解決法（例えば紙を電子情報支援により置き換える、対面ではなく電子会合を促進する、他の **RFMO** との協力を通じて経済的なスケールメリットを得る等）を見出す能力によって測定し得る。

戦略計画が **SBT** の再建目標として **MEY** を用いる可能性について言及していること、**CCSBT** の調査及びガバナンスにかかる予算措置、メンバー間でのコストの共同負担、並びに優先順位及びスケジュールを踏まえれば、**CCSBT** の現在のもっぱら生態学ベースの意志決定にいくらかの経済的要素を加えることは有益と考えられる。

例えば投資評価の枠組みといったものの範囲内で、調査及びガバナンスにかかる投資に対する見返り、及び今なされている決定の機会費用に関する「効率性」の問題を設定することは極めて有益と考えられる。

もし我々が資源再建に関する投資を単純に直接的なコストと歳入の間の比率と捉えるならば、CCSBT のゴールは、初期資源量の 5%となっている現在の資源を 2035 年までに 20% の水準まで再建すること（資源量を 4 倍にすること）である。市場を含む全てを等しく考えれば、現在の価値もまた 4 倍（375 百万豪ドルから 15 億豪ドル）になる。線形成長を仮定すれば、2014-2035 年の間の漁獲量の累積の価値は約 220 億ドルとなる一方、同期間の CCSBT の累積コスト（毎年 5%の予算増を含む）は約 77 百万豪ドル、又は管理される価値の 0.004%となる。

これとは異なるが関連する経済的な考察として、2035 年に 20%資源量目標を 70%の確率で達成することを受け入れることは、各国はまた 30%の確率で（どの程度の%となるかは不明だが）失敗すること、及びおそらく小さくはないであろう桁の潜在的な未評価の財政的リスクを受け入れることでもある。また、再建軌道（例えば再建曲線の傾き及びこれに伴う長期間のコスト及びメリットの分布）は、少なくとも 2035 年に関して採択された数字よりも重要である。

これらの計算はあまりにも単純化されており、以下を考慮していない：(1) メンバーに直接生じる再建コスト（例えば漁獲量の削減及びこれによる短期的な利益）、(2) 管理及び取締り及び調査の矛先となることから生じるメンバー自身の管理コスト。利用可能な情報が少ないことは、これが相当量存在することを示す、(3) 資源再建によって生じる操業コストの変化。これは、国々及び枠の分配における管理／配分の方法次第と考えられる。漁獲能力が管理されていれば、相当の利益を生むことになるだろう。そうでなければ、利益の増加がさらなる投資を引き込み、少なくともその利益の一部が相殺されるだろう、(4) 投資戦略、及び特にデータ収集、調査、MCS 措置を導入、運営、通信、国際協力等への相対的な予算配分。以下のようないくつかの厄介な質問が生じている。(5) 調査の性質（純粋なランニングコストとしてかかるもの、又は戦略的な投資としてのもの）、又は(6) 再建にかかる市場外の利益（食料供給、生活手段等よりも理解が難しい生態系サービス等）を含めるかどうか。ERS 資源に生じる改善はこの点に強く関連する。最後に(7) 個人及び公的なコスト及び投資の区別（特にセクター又は社会全体それぞれに生じる利益に関して）が重要となる可能性がある。

PR-2014-60：生み出される価値及び支持されたコストを鑑みれば、真の「効率」とは、運営及び調査コストの削減よりも資源再建の加速化によって達成されるのではないかと考える者がいるかも知れない。結果的に CCSBT は単一種及び少数の市場を扱っていることを踏まえれば、管理方式に現在用いられているパラメータ及び計画上の再建軌道（まだ定義されていない）の経済的な影響に関するいくつかの観点を排除するための同委員会の再建戦略（まずは市場価値のみを考慮する）の影響にかかる予備的な経済分析に最低限取り組むことを検討するには、他の RFMO よりも良い立場にあると考えられるかも知れない。

4.6 CCSBT パフォーマンス・レビュープロセスの全体像

パフォーマンス・レビュー報告書の新しいセクションとして、まずPR-2008及びPR-2014レビューに反映されたプロセスに関する考察を提供する。以下の一連の勧告を作成したRFMOのパフォーマンス・レビューにかかるFAOレビュー（Feoら、2012年）において浮き彫りとなった「ガイドライン」に基づくものである。それぞれについて、その根拠にかかる短評を提供した。

1. パフォーマンス・レビューパネル：共通の手法及びクライテリアを用いつつも柔軟性を維持する：PRは、これらのクライテリアに関する具体的な勧告の分析により、その報告書において特定の条件を採択しているKobeクライテリアを用いた。
2. 予算：PRに対して合理的かつ適切な予算を提供する。（予算が実際どのようなものであったかを本当には知らない）我々が判断できる範囲では、SA及びPAは、自由に行うことができる手段について何らの失望も表明していない。
3. 協力：PRを強化するため、必要な場合は他のRFMOに協力を呼びかける。CCSBTによる特段の便宜は供与されなかったが、PR-2014は、課題及び解決策の比較ができるよう、姉妹RFMO（例えばIOTC、ICCAT）のスタッフに補完情報の提供を明確に呼びかけている。
4. 事務局の役割：PRにおける情報源及び参加者として積極的な役割を果たす。事務局は以下について非常に積極的な役割を果たした：(i) SA-2008及びPR-2008報告書に関するコメント及び更新情報の提供、(ii) PRメンバーとの会合の機会の呼びかけ、(iii) 迅速な回答及び要請に応じた追加情報の提供、(iv) 独立議長との意思疎通の促進。
5. メンバーの役割：PRに関する見解／コメントを提供するよう奨励される必要がある。CCSBTメンバーはPR-2008を検討し、かつこれに基づき行動したが、我々は2014年のCCSBT会合においても、2014年PRレビューパネル議長が出席するよう招待され、同じように対応されるものと想定している。
6. その他の関係者の役割：PRに関する見解／コメントを提供するよう奨励される必要がある。我々は、上記のコメントが適用されるとともに、その他の関係者（例えばNGO）が次のCCSBT会合において反応する機会が与えられることを想定している。また、CCSBTウェブサイトに掲載される報告書に対して反応することもできよう。
7. 方法論：一回以上の会合及び／又はその他の手段を通じて、パネルメンバー間の意思疎通を最大限にする機会を提供する。我々は、おそらくコストを低減するため、メール及び電話（及びスカイプ）を通じて作業を行うよう要請された。我々はこれが十分に効果的なプロセスであると認識した。
8. スケジュール：（作業量に見合った）合理的なものでなければならず、またプロセス全体の効率性及び成果の有効性に重きが置かれなければならない。我々に与えられたスケジュールは満足できるものであり、背景情報を読み、入手可能な根拠をとりまとめ、入手可能でない情報を探し、我々が担当するそれぞれのセクションをドラフトし、これらを相互確認し、報告書のセクションについて相談し、コメントに反応すること等ができた。

9. **透明性**：**PR**の成果及び報告書に関する高いレベルでの公表性を維持する。我々は、前回の**PR**レビュー報告書のように、我々の報告書が**CCSBT**ウェブサイト上で入手可能となるものと想定している。
10. **反応性**：このクライテリアは上述の**FAO**のリストには含まれていないが、**CCSBT**が同委員会の**SA**及び**PR**プロセスから受領した勧告を考慮した程度にかかる評価において中核をなすものである。**セクション 4**における多数の勧告の精査の結果、高い反応性が確認された。最小限の努力で、例えば合意された勧告のパーセンテージ、また実施に関する以下のパーセンテージといった指標が開発できよう：(i) 開始済み、(ii) 大きく進捗、及び(iii) 完了。また、情報は信号システムでも示し得る。

PR-2014-61：上述の証拠の要素を踏まえれば、**CCSBT**が、**RFMO**パフォーマンス・レビュープロセスに関して設立されたクライテリアを十分満足していることは明らかである。

パフォーマンス・レビューにおいて、全ての勧告、及び一部実施又はより具体的なものへの発展といったダイナミックな展開を追跡するのは必ずしも容易ではない。

PR-2014-62：まだ利用可能でない場合、関連するメタデータ（日付、主題、成果、現在の状況等）とともにすべての勧告の公式記録を保存することは有益であり、また最良の運営管理であろう。このため、**EC** 及び **ESC**、及び作業部会又はその他のプロセスから生じた勧告にかかるこうした公式のセントラル・レポジトリを維持することを勧告する。

この手段は、コミッションにとって、委員会の作業を追跡するとともに評価作業をより容易にし、またより透明なパフォーマンスを保つ上で非常に有益なものと考えられる。また、遵守計画の実施パフォーマンスの評価にも役立つだろう。

PR-2014-63：戦略計画が主要な**Kobe**クライテリアに沿った構成となっている事実は、すぐにでも、パフォーマンス・レビューが戦略計画の実施と不可分な部分となる得ること、及び勧告レポジトリが実施ダッシュボードの重要な部分となり得ることを意味する。

5. CCSBT が国際基準に合致している程度に関する結論

このセクションでは、「基準」に対する CCSBT のパフォーマンスを評価する前に、まず「基準」の定義、及び「基準」（政府間又は個別）及び「ベストプラクティス」に関する異なるソースについて精査する。

5.1 基準の定義及びソース

5.1.1 定義

PR-2014の付託事項は以下の評価を求めている：(1) Kobe I クライテリアに照らした CCSBT のパフォーマンス、(2) CCSBT の決定に近代的な漁業管理基準が取り込まれている度合い。これら二つの要素は、より一般的に合意された近代的な漁業管理「基準」をまぐる類RFMO向けに編集したものと考えられるKobeクライテリアと大部分が重複している。

基準とは通常、適切又は許容範囲と考えられる質の水準又は度合い；従われるべき道徳規則³⁸として定義される。海洋管理協議会（MSC）は、その基準設定手続きにおいて、「基準」とは、共通かつ繰り返し使用される、規則、ガイドライン又は製品又は関連する加工及び生産方法の特徴を提供する文書であって、その遵守が義務づけられてはいないもの（MSC、2013）として規定している。RFMOのパフォーマンスに関するチャタムハウス文書（ロッジら、2007年）は代わりに「ベストプラクティス」という文言を使用しているが、この報告書では、これと同様の意味で基準という文言を使うこととする。

基準又はベストプラクティスは、国際機関によって合意された、及び／又は 国際的な法律文書において確立された場合に、国際的なものと言うことができる。まぐる類RFMOで使用されている言語では、「基準」という文言は以下を含む幅広い事項に適用されてきたようである：(i) 強力な法的規範（MSY等）、(ii) グッドガバナンス又は予防的及び生態系アプローチの導入、混獲への対応、透明性及びオブザーバーの参加の促進、船舶のポジティブリスト及びネガティブリストの維持、確かなMCS措置の採択といった、一般的な合意があるアプローチ及びベストプラクティス、(iii) 利用可能な最良の技術の利用（例えばVMS）、及び(iv) 科学的手法／モデル（例えば管理方式やMSE）。続くセクションでは、CCSBTが同委員会の任務の達成においてこれらの事項を効果的に活用してきた程度について見ていきたい。

5.1.2 政府間のソース

責任ある漁業に関する原則及び要件及びそれらの管理については、以下のような法的拘束力のない文書、及び法的拘束力のある法律文書において確立されている。

1. 開発、管理及び資源再建に関する最低基準の基準としてのMSYを確立した1982年のLOSC

³⁸ Cambridge Dictionaries Online. 「～すべきである」という動詞は、おそらく「道徳規則」とするのがより適切であろう。

2. 持続的利用に対する生態系アプローチに関する1992年のCBD。CBDの「基準」は、より良くERSをカバーするようRFMOのアジェンダを拡大する際に特に関連するものである。
3. 旗国による公海上の漁船操業の管理にかかるパフォーマンスを改善するための、1993年のFAOの保存及び管理のための国際的な措置の公海上の漁船による遵守を促進するための協定（フラッグング協定・遵守協定）
4. 全ての国、RFMO等のメンバー及び非メンバーは、RFMOによってカバーされている漁業資源を漁獲する場合、RFMOのメンバーとなるか、又は当該機関によって確立された保存管理措置を順守することに合意しなければならないとする規定によりIUU漁業への対抗にかかるRFMOの力を強化するための、1995年の国連公海漁業協定（UNFSA）
5. 全ての法的手段を統合し、及び実施のガイドラインを提供するための、1995年のFAO責任ある漁業の行動規範及び関連する国際的及び技術的ガイドライン及び行動計画（例えばサメ類の保存管理、海鳥の偶発的捕獲の削減、IUU漁業の防止、抑止及び廃絶等）
6. 2009年のFAOの違法、無報告、無規制（IUU）漁業を防止、抑止、廃絶するための寄港国措置に関する協定（寄港国措置協定）
7. 上述の国際的な法的手段に沿いつつも他のRFMOにより独自に設定・採択された具体的な基準（例えば戦略的及び戦術的なリファレンスリミット及び目標）
8. UNCED、WSSD、Rio+20及びその他の部門横断的なUNサミットの公式成果物
9. 海洋及び漁業に関する毎年のUNGA勧告

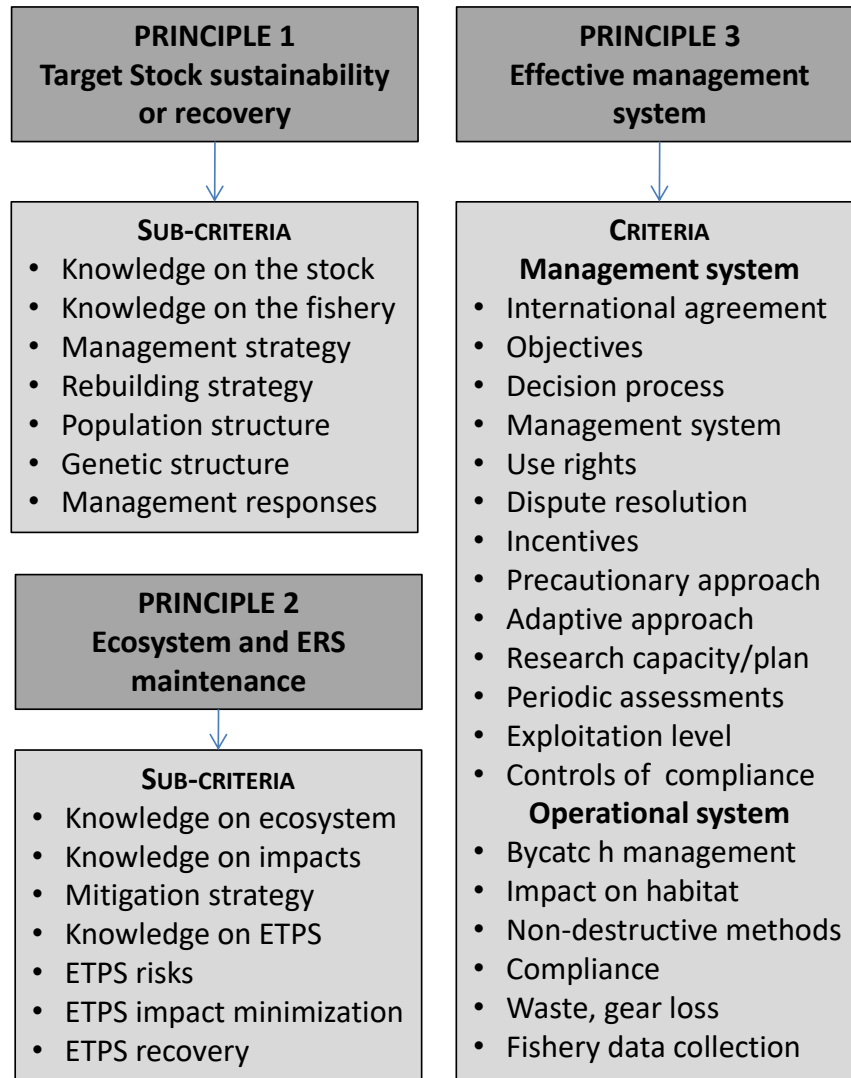
5.1.3 海洋管理協議会（MSC）

MSCのエコラベル認証のプロセスは、三つの主な原則（下記参照）、及び関連するクライテリア及びパフォーマンスの指標に基づいている（表1）：

- 原則 1：漁業は、漁獲対象個体群の過剰漁獲や枯渇をひき起こさない方法で行われなければならない。また、枯渇状況にある個体群については、その回復を明確に論証できる方法で漁業が実施されなければならない。
- 原則 2：漁業操業は、漁業が依存する生態系（生息域や相互依存種、生態学的関連種を含む）の構造、生産力、機能、多様性を維持できるものでなければならない。
- 原則 3：漁業が、地域や国内、国際的な法と規制を尊重した、また、責任ある持続可能な資源利用を義務付ける制度及び運営体制を有する、効果的な管理システムの影響下にある。

これらの原則は、対象資源、ERS 及び管理システムに関連している。各クライテリア及びサブクライテリアは、当該漁業がラベルを付けられるかどうか、及び／又はエコラベルを貼るために努力が必要な分野の程度を評価するための多くの詳細なパフォーマンス指標から構成されている。これらは、世界的に認知されている重要な認証スキームにおいて採用されているいくつかの国際的なベストプラクティスを反映しており、その意味でこれらは「基準」である。実際、これらのパラメータは全て、Kobe クライ

テリアをある程度考慮したものとなっている。しかしながら、MSC のアプローチでは、生態学的関連種（ERS）、絶滅危惧種、絶滅危急種及び保護対象種（ETPS）（Kobe クライテリアでは言及されていない）、利用する権利、漁獲管理規則及びリファレンスポイント、及び予防的アプローチに重きが置かれている。このため、強調されている目的又は内容が異なっている。



ETPS= Endangered, Threatened or Protected Species

表1：海洋管理協議会のエコラベルに関する原則及びクライテリア。
MSC（2014年）を簡素化したもの

5.1.4 その他のソース

我々はここで、学術的な、又は公式に政府間での正当性があるわけではないが国連のような政府間会合において一部の政府により承認されている（例えばチャタムハウス報告書のような）独立的な専門家グループによって挙げられた基準を参照したい。このような複雑

な関係は、例えばチャタムハウスの枠組みにおける Mooney-Seus 及び Rosenberg (2007; 2007a)、Lodge (2007) 及び Lodge ら (2007) から生じた。これらは上に列記した政府横断的なソースに大いに依存しているが、時にこれを越える場合もある。後者 (Lodge ら、2007 年) は特に興味深く、また包括的であり、国レベルではベストプラクティスだがいずれの RFMO でもほとんど (あるいは全く) 合意されていない自由主義経済的論拠 (及び市場ベースの措置) にかかる要素を一部含んでいる。

チャタムハウス報告書は、以下のようにカテゴリをグループ分けした「基準」 (実際には、各要素はベストプラクティスと考えられるもの) を提示している: (i) 一般的事項、(ii) 保存管理、配分、(iii) 遵守及び取締り、(iv) 一般的事項、予算及び運営、及び実質的課題に関する意志決定、(v) 紛争解決、(vi) 透明性、(vii) 発展途上国の要件、及び(viii) 組織的实施。総計で125の「ベストプラクティス」の要素が検討されている (代替的なもの及びCCSBT にほとんど又は全く関連しない要素は排除)。

5.2 CCSBT のパフォーマンスの評価

5.2.1 国際基準 (Kobe クライテリア) に対する評価

セクション 4 において、Kobe クライテリアに明らかに関連する勧告であって、自己評価及び独立レビューを通じて精査された別々の勧告を CCSBT が実施してきた程度にかかる定量的な評価を行った。この「査読を受けた内部監査」は、CCSBT の意志決定及び実施プロセスにかかる定量的な評価を提示している。全ての自己評価は自己満足のリスクをはらんでいるが、そのようなリスクは、国際的に合意された先進的なパフォーマンス評価枠組み (Kobe 枠組み) の採択、及びそうした自己評価の独立レビュー者によるレビューによって限定されている。

このため、主要な決定及び行動を特定し、特定の「基準」に対する適合の程度が明確かどうかという点を明らかにしながら、CCSBT による Kobe クライテリアの実施の程度をより総観的に見ていくこととした。しかしながら、以下のような困難性がある。

1. Kobe クライテリアはかなり総花的かつ定量的であると同時に、特定の基準に合致しているかどうかの「程度」を評価するためのベースとなる指標がなく、尺度がなく、またリファレンスレベル (例えば「最低限の」基準、目標、上限) がない。
2. Kobe クライテリア (基本的なクライテリア) に対する適合度合いの評価は、多くの副次的なクライテリアの精査を必要とする。例えば、データ収集及び共有に関するクライテリアの実施のレベルを確認するには、対象種及び ERS に関するデータがどのように収集されているかを確認する必要があると同時に、データのカテゴリ、収集、蓄積、管理、転送に関する基準、適時性、確認プロセス、機密性、科学者グループ及び一般の者によるデータの入手性について何が合意されているのかを確認する必要がある³⁹。

³⁹困難性については、RFMO のパフォーマンスの提示前の 13 のサブクライテリアを調査した Gilman ら (2013) による ERS に関する RFMO のパフォーマンスの評価に見ることができる。

3. 理想的には、基本的なクライテリアのレベルに対するサブスコアを再集計することができるよう、各々のサブクライテリアは最善の目標に対する指標と最低要件（現時点では一般的に入手可能ではない）を伴う必要がある。これらのパラメータは、内部的に、あるいは国際的なレベル（例えば RFMO 間）で合意され得る。この PR 及び SA-2008 及び PR-2008 において、サブクライテリアのレベルでのパフォーマンスは、これらの要素の一部に対応するための CCSBT 自身の勧告の実施の程度として（定量的に）評価された。しかしながら、サブクライテリアのレベルの勧告リストがより高次のクライテリアに十分に合致しているものであるという保証はない。

セクション 4 で列記した Kobe クライテリアをカテゴリとして、及び各クライテリアの下でなされた勧告の対象をサブカテゴリとして用い（冗長な部分は排除）、1994–2014 年の間のマトリックスを作成した（表 2）。SA-2008 報告書において CCSBT 事務局から提供された主要な出来事及び決定の年表を用いて、各サブクライテリアに関する進捗状況について、未実施から普通、改善、よく実施まで定量的に評価した。表 2 においては、各年の評価レベルは色（赤から深緑、グレーはデータが入手できなかった場合）及び数値（0 から 3 まで、データがない場合は 0）で示した。各年の全クライテリア横断的な平均スコアは、全スコアの単純平均として算出した（図 2）。

シンプルに表 2 を見ると、大部分のセルが赤／黄色から緑にシフトしており、多くの項目の実施が改善傾向にあることを示している。同様の前進が、全ての Kobe クライテリアにおいて一貫した努力が示されており、同様の前進が見て取れる。

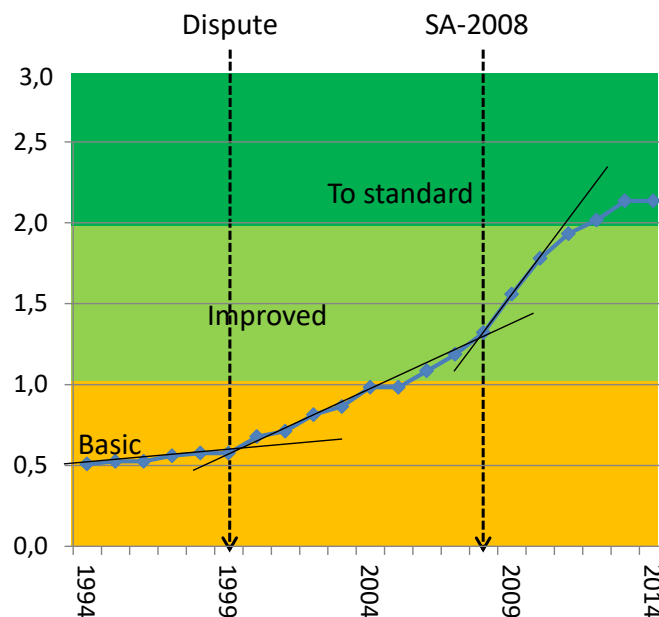


図 2：近代的なまぐろ類 RFMO のガバナンス基準に基づく CCSBT のパフォーマンス平均値の変化（1994–2014）。トレンドラインは目算。

図 2 は、同様の前進状況について、平均実施レベルを一本の軌線として示したものである。基本的に実施からよく実施まで着実に前進していることを示している。また、1998－99 年にかけての歴史的な論争（日本対ニュージーランド及びオーストラリア（林、2000 年））の後、及び 2008 年の第一次自己評価及びパフォーマンス・レビュー後に進歩が加速化したことが明らかである。これらは偶然ではないだろう。2011 年の Kobe III 以降の停滞が、前進過程における「ノイズ」に過ぎないのか、「改革疲れ」なのか、過去 1－2 年の間に採択された新たな CCSBT 措置の完全実施に十分な時間がなかっただけなのかは判然としない。次回の独立 PR が行われるとすれば、この点についてもより明らかになるであろう。

Conservation and management performance criteria	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
Status of living marine resources																					
Target catch/cpue data collected																					
Robust stock assessment methodology																					
Precautionary approach to target (MP)																					
Research programme support																					
ERS risk assessment																					
Data collection and sharing																					
Fishery data collected and shared																					
Agreed data specification /observers data																					
Compliance checks/data validation																					
Operational data (confidentiality)																					
Vessels record																					
Farms records																					
Quality and provision of scientific advice:																					
Use of best scientific evidence (SBT)																					
ERS WG																					
Bycatch policy & management strategy																					
Scientific oversight (ind. Sci. panel)																					
Sharing of assessment methodology																					
Development of research capacity																					
Conservation and management measures																					
TAC agreed																					
Agreed management strategy / procedure																					
Measures on non-target species																					
Identifies optimum level of capacity																					
Prevents or eliminates excess capacity																					
Allocation to new entrants within the TAC																					
Reallocation of the TAC to nationals (no race)																					
Reallocation of national quotas between States																					
Apply the precautionary approach																					
Apply the Ecosystem Approach																					
Has adopted effective rebuilding plans																					
Conserves biodiversity-minimizes impact on ERSs																					
Minimize discards																					
Minimize gear loss/dumping																					
Complies with the compatibility principle																					
Compliance and enforcement																					
Members comply with their flag States duties																					
Members comply with their port States duties																					
Use of VMS																					
Establishment of the observer programme																					
Establishment of a compliance committee/plan																					
Introduction of quality assurance reviews																					
Monitoring of transshipments																					
IUU vessel list																					
IUU deterrence (fishing by non members)																					
Adoption of an integrated MCS programme																					
Effective follow-up to infringements																					
Use of market-related measures (TIS, CDS)																					
Good Governance																					
Align convention to UNFSA																					
Peaceful dispute settlement mechanism																					
Implementation of scientific recommendations																					
Transparent decision-making																					
Public access to information, reports, etc.																					
Inclusiveness (non members)																					
Cooperation with other RFMOs																					
Cooperation with CSOs																					
Adopts strategic plan																					
Independent performance review																					
Special requirements of developing States																					
Their special needs are recognized (e.g. allocations)																					
Provision of assistance																					
Financial and administrative issues																					
Availability of resources for activities																					
Efficiency and cost-effectiveness																					

表 2 : CCSBT 設立以降の保存管理措置のパフォーマンスのクライテリア（1994－2014）。なし（赤）、普通（黄色）、改善（薄緑）又は良く実施（深緑）として表示。

5.2.2 MSC クライテリアに対する評価

MSC クライテリアに対する CCSBT のパフォーマンスの詳細な評価は、PR パネルへの付託事項を越えた作業である。このため、Kobe クライテリアに対する詳細な分析の後に、三つの MSC の原則に関して単純に我々の意見を表明することとした。

MSC の原則を踏まえると、Kobe クライテリアに対応する基準及びパフォーマンスの指標は、MSC の観点から見た CCSBT のパフォーマンスの評価は以下ようになる。

- 対象資源にかかる原則 1 については「悪い」－1994 年に既に枯渇し、現在も枯渇状態にあり再建戦略はこの状況を変化させるに至っていない。
- 原則 2 については「不十分」－他の関連する国際機関との継続的な協力にもかかわらず、ERS の管理にかかる努力は未だに限定的であり、加速化の兆しも見せていない
- 原則 3 については「良い」－特に過去 5－6 年において管理システム（データ収集及び交換、科学、助言の綿密さ、意志決定、遵守及びパフォーマンスの評価）が大いに改善されている。

5.2.3 チャタムハウス・ベストプラクティスに対する評価

チャタムハウスの各カテゴリ（Lodge ら（2007 年）において列記、別添 4）に関しては、関連するベストプラクティスの項目（クライテリア）の総数と、各項目における CCSBT の実施の度合いに留意した。そのスコアについて、何らアクションが起こされていない場合は 0、実施が開始されている場合（又は当該項目が複雑で一部のみ実施されているもの）は 0.5、当該項目が完了されていると考えられる場合は 1 とした。最後に、各カテゴリの実施のパーセンテージを算出した。カテゴリ内又はカテゴリ間での重み付けは行っていない。種／RFMO に関連しないと考えられるクライテリアについては検討しなかった（それらの項目については別添 4 でグレーで示している）。結果は表 3 及び図 3 のとおりである。

CCSBT の有効性及び効率性に関する報告セクション（セクション 4.5.2）において、我々は、RFMO の有効性はそのシステムの質（構造、メカニズム、プロセス、規則、公式のアウトプット、データ、報告等）の観点から、又は／及びその成果の観点から評価され得るものであると強調した。このシンプルな準定量的分析は、システムのみに関するものであり、その成果（例えば資源の安全性）には触れていない。得られた全体スコアはおよそ 76%であり、比較対象となる分析結果は知らないものの、おそらく組織としてのパフォーマンスはまぐろ類 RFMO の中でもトップの部類であろう。

CCSBT のスコアは、以下の二つのクライテリアのカテゴリで特に低くなっている。すなわち意志決定、及び発展途上国に対する特別な配慮である。意志決定に関するスコアが低いのは、ひとえに CCSBT がコンセンサスによる意志決定方式を採用しているからであり、それゆえに決定に対する異議申し立て手続きがないからである。発展途上のメンバー又は CNM に関する低スコアは、これらの国が CCSBT の要件を満たそうとする際に直面する可能性がある困難に配慮するための公式な規定を有していない（これらの国を支援するための行動がその都度行われてきてはいるが）ことを反映している。

表 3 : RFMO におけるチャタムハウス・ベストプラクティスに関する
CCSBT パフォーマンスの準定量的評価

CATEGORIES	N° of criteria	Score achieved	% achieved
General practice	10,0	8,5	85,0
Conservation/management	33,0	23,5	71,2
Allocation	8,0	6,5	81,3
Compliance / Enforcement	12,0	8,5	70,8
Decision-making/General	7,0	7,0	100,0
Decision-making/budget& Admin.	3,0	0,5	16,7
Decision-making /Substantial issues	7,0	3,0	42,9
Decision-Making/Total	18,0	10,5	58,3
Dispute settlement	12,0	11,0	91,7
Transparency	8,0	7,0	87,5
Dev. Countries requirements	7,0	2,5	35,7
Institutional practice	13,0	13,0	100,0
TOTAL	120,0	91,0	75,8

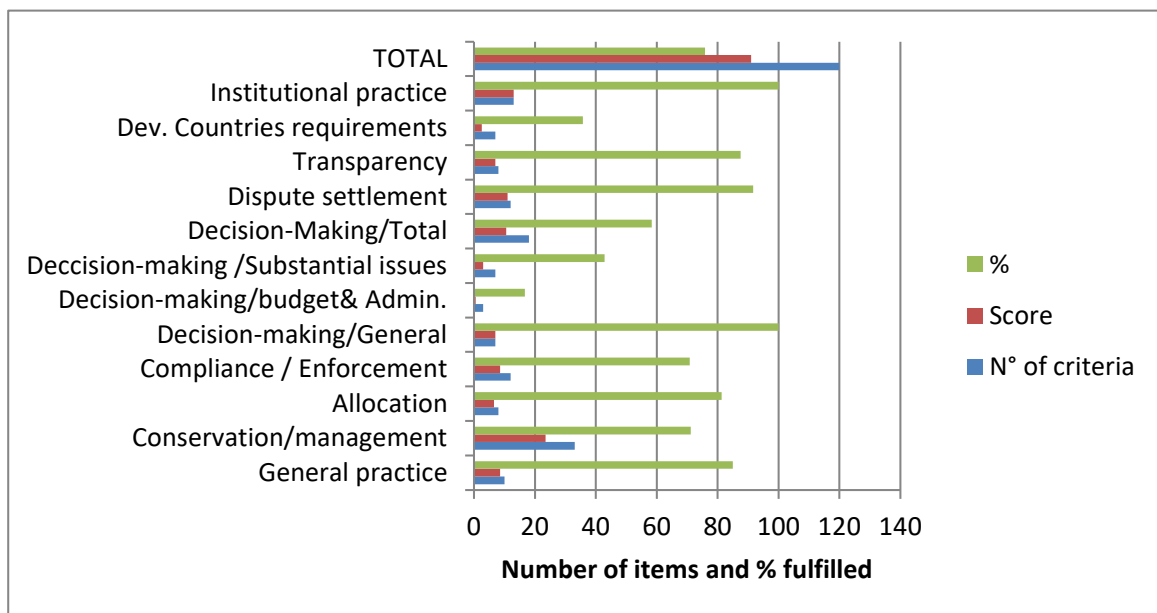


図 3 : RFMO に推奨されるベストプラクティスに関する CCSBT のパフォーマンス
(Lodge ら (2007 年) より)

さらに、この結果は割り引いてとらえる必要がある。CCSBT のスコアは、例えば紛争解決において高くなっているが、CCSBT の歴史は、資源状態及び TAC 助言及び配分という核心的な問題において真に深刻な紛争が発生した時にいかに無力であったかを示唆している。

チャタムハウスのベストプラクティスは UNFSA の強い影響下にあるものであり、各種スコアの改善の助けとなるであろう国際的な手段と CCSBT の条約の文言をよりよく調整することが期待される。

5.3 議論

5.3.1 パフォーマンスのリファレンスとなる尺度

上述した三つの評価は、CCSBTのパフォーマンスについて、異なる観点から見た結果をわかりやすく示している。MSC基準及びチャタムハウス・ベストプラクティスに基づく準定量的評価にも軽く触れたが、これはKobeクライテリアを補完及び支持する近代的な基準を参照する際に、CCSBTの現在の状況を写すスナップショットとなるものである。1994年から今日までのCCSBTのインフラの軌道の分析は、同様の近代的な基準に対応する必要に迫られて進歩してきたことをダイナミックに表している。議論があるとすれば、例えば、VMSに関する技術がまだ存在していなかった時期に関してCCSBTのパフォーマンスをゼロとして判定したのはフェアではない、といった点である。又は、UNFSAに基づくKobe原則がまだ合意されていなかった時期におけるスコアである。事実としては、

1. 定まっていない基準の継続的に変わる尺度に対するスコアの判定は、実質的に不可能であるか、あまり意味がない。
2. 実際、複雑性が増しており、それに対応して制度が確立されてきたため、近代的な基準に対するCCSBTの進捗状況にかかる現行のスコアリング手法は曖昧なものである。一部では、軌道は共同的な進歩を反映している。

重要なメッセージは、PR報告書はKobeクライテリア及びチャタムハウス・ベストプラクティスに対する包括的な分析から導かれたものであり、これらの分析から示されたポジティブな軌道は、その改善のための勧告に対してCCSBTが効果的に対応してきたこと、及びCCSBTがRFMOのガバナンス及び漁業管理に関する近代的な国際基準の変化に対応してきたし、今後も対応し続けていくということである。

5.3.2 CCSBT の全体的なパフォーマンス

1999年以前のCCSBTに見られた多くの側面における機能不全は修正されたこと、必要な基準が採択されるに連れてCCSBTのスコアが継続的に上昇してきたことは明らかである。しかしながら、CCSBTのパフォーマンスは以下の二つの面に関して評価されている。

1. CCSBTの構造、プロセス及び手続き、政策、戦略、計画、実施中の手法（例えば透明性、参画）及び措置、実施に向けた手段、環境変化への対応能力といった管理システム
2. 資源及び生態系の状態：管理システムの稼働の成果：資源及び生態系の保全

メンバーにとっての核心である産業及び社会の状況、船団の生き残り及び人々の生活は、どの RFMO においても、議論やパフォーマンスの評価の際の重しとなるものである。これは問題の複雑さを鑑みれば理解できるものであるが、交渉に当たる者の姿勢に与える大きな影響を踏まえれば残念なことである。CCSBT も例外ではないが、戦略計画（セクション 6.3）において最大経済生産量（MEY）、利益の最大化、ゴールの達成に向けたメンバー別の戦略、資源再建による利益の分配について言及している。このことは、CCSBT に求められる改革及び実行に関する将来的な作業に向けた初期的な枠組みを提供している。

CCSBT においては、Kobe II 作業部会、ESC 報告書、我々自身の勧告、及び管理システムのこれまでの前進や、ERS や生態系アプローチ；オブザーバーカバー率；操業データへのアクセス；MCS のツール（例えば地域オブザーバー計画；CCSBT による公海洋上臨検及びその他の MCS ツールの採択）；途上国支援及び RFMO 横断的な協力といったさらなる管理システムの改善の余地を示した上述の結論により、詳細に勧告を述べてきた。気候変動による将来的な影響や、管理政策及び戦略にかかる経済的な影響といったいくつかの分野はまだほとんど検討されておらず、又は全く考慮されていない（そしてこれはほとんどの RFMO がそうである）。

資源状態に関しては、委員会はこれを崩壊状態から始めるものとして取り扱わなければならない。設立以降、メンバー（とその船団）は、間違った行動、過小評価又は誤報告又は真の漁獲量の隠匿を行い、その結果として、不健全な科学的分析及び助言、事実上の再建の妨害、委員会の政治化、協力的な決定を行うまでに何年も要するような状態があった。過去 10 年になされた決定は、モニタリング、管理及び取締り並びにメンバーの遵守が CCSBT の最も優先度の高い懸案事項になったことを示している。1950 年代から続いていた資源量の継続的な減少は、CCSBT の設立後、崩壊寸前ではあるが食い止められたように見えるものの、資源は（まだ？）再建にかかる強い兆候を見せていない。組織としての構造、プロセス及び手段の大幅な改善は、資源の再建に向けて必要な条件ではあるが、期待されている結果を得るためには自然による協力が必要不可欠である。少ない資源量（初期資源量の 6%、MSY 水準の資源量の 25%）といびつな年齢構造のために、資源は大規模な複数年にわたる気候事象や、さらに強大な気候変動に対する耐性が弱いままである。長寿という SBT の種の特長から大幅な資源回復には数十年を要すると思われ、夜明けはまだ遠い。

CCSBT が地域漁業管理機関としてなすべき能力に対して多額の投資を行った後でも行えることは、あらゆるポジティブな自然変動を TAC に代わる資源再建の機会とすべく、可能な限り自然資本そのものに投資することである。管理方式は、過去のデータを反映する形で、既に一定程度の自然変動を考慮してはいる。MP からはみ出るような例外的に悪い状況では緊急措置（TAC の削減）が必要であるが、例外的に良い年については自然資本への投資としてこれを用い、TAC を増加させるべきではない。このような措置はコストとして捉えるべきではなく、投資と見るべきである。

1992 年の CBD 及び 1995 年の UNFSA 並びに Kobe クライテリアは、生態学的関連種（ERS）、絶滅危惧種、絶滅危急種及び保護対象種（ETPs）、重要な生息地及び生態系についてさらに検討するよう、RFMO が検討すべき範囲の拡大を求めている。CBD 等は、上述のような要求と実際には「凍結」状態にある公式な RFMO のマンデートとの間におけ

る、漁業管理と保存の乖離に対する新たな社会的期待が反映されているものである。姿勢及び行動の変化が呼びかけられているのは以下のようなことである：

- 対象種の枯渇の度合いに関する許容範囲（自己満足）を小さくすること
- 関連種及び依存種にかかるUNCLOSの規定の遵守に関する要件を厳しくすること
- より広範な生態系の構造及び機能を維持するための生態系アプローチ（1992年CBD、FAO（2003年））としての新たな規範
- 漁業への予防的アプローチ（PAF）に向けてFAOが提示した予防的アプローチのより広範かつ決定的な適用（1992年UNCED）
- 合意された措置の遵守の確保、IUU漁業への対抗及びIUU製品の市場流通の防止のための透明性及びトレーサビリティのさらなる重視

過剰漁獲能力問題は、これが解決されない限りまぐろ類RFMOの舞台における「毒」で有り続けるだろう。過剰漁獲能力は、資源が満限利用に達しようとしている、又は既に越えているような時、気候条件が悪く資源にリスクがある時、又は新規参入の必要性に直面した場合等において、自国の船団の操業機会を維持あるいは増大させる方向で政府代表にプレッシャーをかけることにつながる。こうしたプレッシャーは、過去、まぐろ類RFMOにおける失敗の大きな原因となってきたと言って良い。明確な国別配分量の特定、国内配分に関する遵守への注意喚起など、過去10年にわたって導入されてきた船団管理手法は全てが良いステップである。しかしながら、過去の過剰漁獲及び継続的な技術革新並びに魚価の高騰を踏まえれば、この問題は引き続き良く注意されなければならない。過剰漁獲能力の程度はまだ知られていない。CCSBTでは、メンバー国による自国の漁獲能力に関する自己評価が進められている。CCSBTの船舶が他のまぐろ類RFMOとの間で入れ替えられることがあるという事実は、解決策としてCCSBTによるさらなる努力とより良い地域的協力が求められる真の問題である。

CCSBTはこれまで、2008年のパフォーマンス・レビュー勧告や近代的漁業管理に伴う基準の両方に対して、そのパフォーマンスを大幅に改善させてきた。しかしながら、このPR報告書において言及したように、CCSBTが改善すべき分野は多く残されており、SBTの資源状態は引き続き非常に悪いこと、商業的なプレッシャーが国際協力を阻害し続けていることも変わっていない。上述したとおり、国際社会、市場及び消費は、より広範な海洋生態系への配慮、合法的な漁獲、漁業セクターで働く人々の福利が守られることといった持続可能な漁業である証明について、RFMOや旗国に対する要求を強めている。CCSBTは、地球上で最も発展した先進国又は経済主体である6カ国を含む少数の締約国から構成されている。単一かつ脆弱性の高い種の管理を信託されており、他のRFMOに比べて、比較的監視対象としている漁船数が少ない⁴⁰。これらの条件は、RFMOの中でも特殊なものであり、それゆえに、（今実施している）近代化された措置の採択だけでなく、CCSBTが我々の生涯のうちにSBT資源を再建するためにそれらの措置を効果的に実施することにも成功するための障害は少ないはずである。

最後に大事なことを述べるが、CCSBTは2011年に戦略計画を採択した。計画は、「ゴール」、これを達成するための「戦略」、及び計画の中長期的な課題に対応するために必要

⁴⁰ WCPFC の許可船リストは 6000 隻を越えるのに対し、CCSBT では漁船及び運搬船を合わせて 2000 隻程度に対応している。

な行動を計画するための包括的な手段を示した「将来の活動」から構成されている。戦略計画は、第一次パフォーマンス・レビューの勧告及びKobeクライテリアを極めて的確に反映している。我々の勧告でCCSBTのメンバーを驚かせるものはほとんどないだろう。すなわち、戦略計画は、最良の国際的基準及びプラクティスに合致している。パフォーマンス・レビューと戦略計画の間の機能的な接続は、計画そのものでも明確に述べられている（セクション7.3）。

筆者は、本報告書がCCSBTによる努力に貢献し、また締約国及びCNMが、SBTの持続的利用及び保存、これを取り巻く生態系や漁業について戦略計画が示した善意を実現することを真摯に願うものである。

参考文献一覧

- Allen, R. 2010. International management of tuna fisheries: arrangements, challenges and a way forward. *FAO Fisheries and Aquaculture Technical Paper*, 536. Rome, FAO: 45p.
- Anonymous. 2011. Recommendations of the Kobe II process. Extracts of the reports of the Kobe II meeting and workshops. Document provided at the Third Joint Meeting of the Tuna Regional Fishery Management Organizations. La Jolla, California (USA), July 11-15: 15 p.
- CCSBT. 1994. Report of the Japan - Australia - New Zealand Southern Bluefin Tuna Consultations. 17 - 19 October 1994. Canberra, Australia-Summary Record.
- CCSBT. 1995. Report of the Japan - New Zealand - Australia Southern Bluefin Tuna Informal Consultations (DRAFT as of 6 July 1995). 26 - 28 April 1995, Canberra, Australia.
- CCSBT. 1994a. Report of the first annual meeting. 23 - 27 May 1994, Wellington, New Zealand. Annex 1.
- Cullis-Suzuki, S. and Pauly, D. 2010. Failing the high seas: A global evaluation of regional fisheries management organizations. *Marine Policy*, 34: 1036–1042
- FAO. 1996. Precautionary approach to capture fisheries and species introductions. Rome. *FAO Technical Guidelines for Responsible Fisheries*, 2: 60 p.
- FAO. 2003. Fisheries management. 2. The Ecosystem Approach to Fisheries. Rome. *FAO Technical Guidelines for Responsible Fisheries*, 4 (suppl. 2): 112 p.
- Garcia, S.M.; Kolding, J.; Rice, J et al. 2011. Selective Fishing and Balanced Harvest in Relation to Fisheries and Ecosystem Sustainability. Report of a scientific workshop organized by the IUCN-CEM Fisheries Expert Group (FEG) and the European Board of Conservation and Development (EBCD) in Nagoya (Japan) 14-16 October 2010. <http://data.iucn.org/dbtw-wpd/edocs/2011-001.pdf>
- Garcia, S.M.; Kolding, J.; Rice, J. et al. 2012. Reconsidering the consequences of selective fisheries conservation. *Science*, 335: 1045-1047
- Gilman, E.; Passfield, K. and Nakamura, K. 2012. Performance assessment of bycatch and discards governance by Regional Fisheries Management Organizations. Gland, Switzerland. IUCN CEM Lenfest Program: ix+484 p.+ CD-ROM.

- Gilman E.; Passfield, K. and Nakamura K. 2013. Performance of regional fisheries management organizations: ecosystem-based governance of bycatch and discards. Blackwell, Fish and fisheries. DOI: 10.1111/faf.12021
- Hayashi, M. 2000. The Southern Bluefin Tuna cases: Prescription of provisional measures by the International Tribunal for the Law of the Sea. Tulane environmental law journal, 13 (2): 361-385
- Lodge, M. 2007. Managing international fisheries: improving fisheries governance by strengthening RFMOs. EEDP BP 07/01 March 2007. See at www.chathamhouse.org.uk
- Lodge M.W.; Anderson, D.; Lobach T.; Munro, G.; Sainsbury, K and Willock, A. 2007. Recommended best practices for regional fisheries management organizations. Report on an independent panel to develop improved governance by regional fisheries management organizations. The Royal Institute for International Affairs. Chatham House, London, UK: 141 p.
- Mooney-Seus, M.L. and Rosenberg, A.A. 2007. Recommended Best Practices for Regional Fisheries Management Organizations, Technical Study No. 1, Progress in Adopting Precautionary Approach and Ecosystem-Based Management. London. Royal Institute of International Affairs).United Nations. 1982. United Nations Convention on the Law of the Sea. http://www.un.org/depts/los/convention_agreements/texts/unclos/unclos_e.pdf
- Mooney-Seus, M.L. and Rosenberg A.A. 2007a. Best practices for high seas fisheries management: lessons learned. EEDP BP 07/04 May 2007.
- MSC. 2010. Principles and criteria for sustainable fishing: 8p. http://www.msc.org/documents/scheme-documents/msc-standards/MS environmental_standard_for_sustainable_fishing.pdf
- MSC. 2013. MSC standard setting procedure 3.0. Accessed on 24 May 2014 at <http://www.msc.org/documents/consultations/msc-standard-setting-procedure/view>
- MSC. 2014. The MSC Principles and criteria for sustainable fishing. Guide to principles, criteria, sub-criteria and performance indicators. Available online. Accessed on 25 May 2014 at: <http://www.msc.org/documents/quality-and-consistency-in-assessments/Guide%20to%20P-Cs-SC-PIs.pdf/view>
- The World Bank. 2009. The sunken billions. The economic justification for fisheries reform. World Bank (Agriculture and Rural Development Department. Washington DC) and FAO (Fisheries and Aquaculture Department, Rome): 100 p.
- White, C. and Costello, C. 2014. Close the High Seas to Fishing? PLOS Biology, 12 (3), e1001826: 5 p.

別添 1：第二次 CCSBT パフォーマンス・レビュー付託事項

パフォーマンス・レビューは、議長（リーダー）及び 1 名又は 2 名の専門家から構成される独立レビューパネルにより実施されるものとする⁴¹。レビューでは以下を評価するものとする。

- Kobe 1 の別添 1 で合意されたクライテリア⁴²に照らした CCSBT のパフォーマンス
- パフォーマンス・レビュー作業部会報告書及びパフォーマンス・レビューに関する独立専門家報告書として文書化されたパフォーマンス・レビューからの勧告にかかる CCSBT による実施の進捗状況
- CCSBT の決定への近代的な漁業管理規範の導入の度合い

以下を含むリソースがパフォーマンス・レビューパネルに提供されるものとする。

- [パフォーマンス・レビュー作業部会報告書（2008 年）](#)
- [パフォーマンス・レビューに関する独立専門家（デビッド・ボルトン氏）報告書（2008 年）](#)
- 上記報告書における勧告に対する決定、変更及び進捗状況を特定した「見え消し修正」バージョンの両報告書
 - 「見え消し修正」バージョンは事務局によって作成された後、パネルに対して提供される前に、修正及び追記のためにメンバーに対して回章されるものとする。
 - これらはパネルが入手可能なリソースの中で最も重要なものであり、パネルが前回のレビューからの進捗状況を即座に判断できるものでなければならない。
- 公開されている入手可能な全ての CCSBT 会合報告書、文書及びデータであって、パネルが必要とするもの
- パネルからの質問に回答するための事務局スタッフ、独立議長（遵守委員会、拡大科学委員会及び生態学的関連種作業部会）及びメンバーとの接触⁴³

パフォーマンス・レビューパネルの最終報告書は、以下を含む簡潔な文書でなければならない。

- レビューの実施に当たっての手順の説明（例えば精査された文書、意見を聞いた者等）
- レビューの結果の説明
- レビューのクライテリア及び近代的な漁業管理規範に照らして CCSBT のパフォーマンスをいかにして改善していくべきかに関するパネルからの勧告の提示

報告書では、2008 年のパフォーマンス・レビュー作業部会の見え消し修正バージョンで提示されていた背景情報との不必要な重複を避けるものとする。しかしながら、別添 1 の各

⁴¹ ただし、レビューの実施に適切な候補者がおらず、レビューパネルの選定段階において 1 名の者によってレビューが行われることにメンバーが合意した場合はこの限りでない。

⁴² これらのクライテリアは、第一回まぐろ類 RFMO 合同会合（Kobe 1）後に策定され、2008 年の CCSBT のレビューを含むまぐろ類 RFMO によるレビューで使用するものが合意されたものである。

⁴³ メール、電話及び実務的かつ費用効果が高い場合には面会。

クライテリアの評価にあたり、報告書では各評価のベースとなった CCSBT の現状について描写するものとする。

最終報告書は、遅くとも CCSBT21 の 8 週間前までに、英語で事務局に提出されるものとする。事務局は報告書を日本語に翻訳し、年次会合開始の 4 週間前までに、両言語バージョンをメンバーに対して回章するものとする。

パフォーマンス・レビューパネル議長は、年次会合に対して報告書を説明し、報告書に関連するメンバーからの質問に回答するものとする。報告書は、CCSBT21 後、CCSBT ウェブサイトの一般エリアに公開されるものとする。

別添 2 : KOBE 1、2 及び 3 プロセス及び関連する作業部会から生じたまぐろ類 RFMO のパフォーマンスに関する要件

The first joint meeting of tuna RFMOs (Kobe I, Kobe, Japan, 2007) agreed on *Course of Actions*. The second meeting (Kobe II, San Sebastian, Spain, 2009) considered the progress made in implementing the *Course of Actions* and added recommendations, including for the organization of four specific working groups on: (i) scientific advice (SAWG, Barcelona, 2010); Monitoring, control and surveillance (MCSWG, Barcelona, 2010); bycatch (BCWG, Brisbane 2010) and tuna fisheries management (TMWG, Brisbane 2010). The third meeting (Kobe III, La Jolla, USA, 2011) emphasized the need for concrete and achievable actions and added recommendations in key areas of by-catch, coordinated scientific efforts, reduced capacity, decision-making guidelines, and compliance and enforcement.

1. CONSERVATION AND MANAGEMENT

In the sections below, we will separate the guidance related to the target resources managed by RFMOs under their core mandate and the ERS species their fisheries impact, essentially through bycatch

a) Status and trends of the target living marine resources: The extent to which RFMOs...

- *Assess the status and trends of major fish stocks under the purview of the RFMO in relation to maximum sustainable yield or other relevant biological standards (KI);*

b) Status and trends of the Ecologically Related Species (ERS)

- *Assess the status and trends of species that belong to the same ecosystems as, or are associated with or dependent upon, the major target stocks ("non-target species or ERS) (KI);*

Improving assessment of bycatch

- *Assess the status and trends of sharks (KI.I.11; KII.1f; KIII.5.b.d).*
- *Assess the impact of the SBT fishery on bycatch by taxon using the best available data. **BCWG-2010***
- *Consider adopting standards for collection of bycatch data which, at a minimum, allows the assessment of: (i) the status of bycatch species population: (ii) the effectiveness of bycatch measures and; (iii) the level of interaction of the fishery with bycatch species. **BCWG-2010***
- *Encourage the participation of scientists in relevant working groups to assess bycatch populations and propose mitigation strategies **BCWG-2010***
- *Implement/enhance observer and port sampling programs with sufficient coverage to quantify/estimate bycatch*
- *Require timely reporting [of bycatch information] to inform mitigation needs and support conservation and management objectives, addressing practical and financial constraints **BCWG-2010***

Improving ways to mitigate/reduce bycatch within T-RFMO

- *Ensure that measures reflect international agreements, tools and guidelines to reduce bycatch, including the relevant provisions of the FAO Code of Conduct, the IPOAs for Seabirds and Sharks, the FAO guidelines on sea turtles, the best practice guidelines for IPOAs for seabirds, and the precautionary approach and ecosystem approaches. **BCWG-2010***
- *Adopt immediate and effective management measures for bycatch populations of concern (incl. depleted), such as prohibition (as appropriate) of retention where alternative effective sustainability measures are not in place. **BCWG-2010***
- *Evaluate the effectiveness of current bycatch mitigation measures, and their impact on target species catch and management, and identify priorities for action and gaps in implementation, including enforcement of current measures and capacity building needs in developing states **BCWG-2010***

- Seek binding measures or strengthen existing mitigation measures, including the development of mandatory reporting requirements for bycatch of all five taxa across all gear types and fishing methods where bycatch is a concern; and **BCWG-2010**
- Identify research priorities, including potential pilot projects to further develop and evaluate the effectiveness of current or proposed bycatch mitigation measures, working with fishers, fishing industry, IGOs and NGOs, universities and others as appropriate, and facilitate a full compendium of information regarding mitigation techniques or tools currently in use, e.g. building on the WCPFC Bycatch Mitigation Information System. **BCWG-2010**
- Expedite action on reducing bycatch of threatened and endangered species in accordance with priorities in the RFMO areas **BCWG-2010**
- Adopt the following principles as reflecting best practice on bycatch avoidance and mitigation measures and on bycatch conservation and management measure: (1) binding, (2) clear and direct, (3) measureable, (4) science-based, (5) ecosystem-based, (6) ecologically efficient (reduces the mortality of bycatch), (7) practical and safe, (8) economically efficient, (9) holistic, (10) collaboratively developed with industry and stakeholders, and (11) fully implemented. **BCWG-2010**

Improving cooperation and coordination across RFMOs

- As a matter of priority, establish a joint T-RFMO technical working group to promote greater cooperation and coordination among RFMOs in matters related to bycatch. Encourage and expedite the formation of the joint working group. **BCWG-2010**
- Actively develop collaborations between fishing industry, IGOs and NGOs, universities and others as appropriate, and RFMOs to assess the impact of bycatch on the five taxa, study the effectiveness of bycatch mitigation measures, and further the understanding of population dynamics of species of conservation concern; and **BCWG-2010**
- Develop the long-term capacity of T-RFMOs to coordinate and cooperate for data collection, assessment of bycatch, outreach, education, and observer training, including establishing a process to share information on current bycatch initiatives and potential capacity building activities **BCWG-2010**
- Report progress to Kobe III on the formation and on progress against these recommendations **BCWG-2010**

Capacity building for developing countries

- Implement capacity building programs for developing countries to assist in their implementation of Kobe I, 2 and 3 recommendations on bycatch reduction and mitigation. **BCWG-2010**

c) Data collection and sharing: The extent to which the RFMO ...

- Agreed on formats, specifications and timeframes for data submission, taking into account UNFSA Annex I (K.I.1.1), for scientific and compliance purposes. Adopted Standardized report cards on data submission to track Parties' compliance with their obligations (KIII, Annex 3, 1.1);
- Members and cooperating non-members, individually or through the RFMO, collect and share complete and accurate fisheries data concerning target stocks and non-target species and other relevant data in a timely manner (KI);
- Gather data on fishing and fishing vessels and share them among members and RFMOs (KI);
- Address gaps in the collection and sharing of data as required (KI);
- Have developed data confidentiality rules and related data exchange protocols (KIII, Annex 3, 1.1);
- Routinely collect data by year on catch, effort and sizes (**SAWG-2010**)
- Give top priority to the timely provision of good quality data, following mandatory data requirements, to facilitate assessment and provision of scientific advice based on the most recent information. (**SAWG-2010**)
- Reduce lags in fishery data submission, making a full use of communication technologies (e.g. web-based) (**SAWG-2010**)

- Harmonize basic data formats are harmonized. **(SAWG-2010)**
- Make the basic data used in stock assessment (catch, effort and sizes by flag and time/area strata) available via the websites or other means. **(SAWG-2010)**
- Make the fine scale operational data available in a timely manner to support stock assessment work **(SAWG-2010)**
- Address confidentiality concerns through rules and procedures for access protection and data security **(SAWG-2010)**
- Ensure adequate sampling for catch, effort and size composition across all fleets and especially distant water longliners for which this information is becoming limited. **(SAWG-2010)**
- Cooperate with other RFMOs to improve the quality of data, in particular for methods to estimate: (1) species and size composition of tunas caught by purse seiners and by artisanal fisheries and (2) catch and size of farmed tunas. **(SAWG-2010)**
- Routinely validate the information reported by Parties and estimate catches from non-reporting fleets using alternative [fishery-independent] sources of data, notably observer and cannery data **(SAWG-2010)**

d) Quality and provision of scientific advice: The extent to which the RFMO...

- Receives and/or produces the best scientific advice relevant to the fish stocks and other living marine resources under its purview, as well as to the effects of fishing on the marine environment (KI)
- The best available scientific advice clearly articulate risk and uncertainty to decision-makers (KII.1.e);
- Has developed methods to quantify uncertainty and reflect it in risk assessment (KIII. p4; KIII Annex 3,1.2);
- Has contributed to the Creation and function of the joint Technical WG on Management Strategy Evaluation (KIII, Annex 3, 1.3)

Biological data Barcelona

- Develop regular large scale tagging programs along with appropriate reporting systems, to estimate natural mortality growth and movement patterns by sex, as well as other fundamental parameters for stock assessments. **(SAWG-2010)**
- Undertake archival tagging as an ongoing activity of tagging programs as it provides additional insights into tuna behavior and vulnerability. **(SAWG-2010)**
- Encourage the study of spatial aspects of assessment to substantiate spatial management measures. **(SAWG-2010)**
- Encourage the use of high-resolution spatial ecosystem modeling frameworks since they offer the opportunity to better integrate biological features of tuna stocks and their environment. **(SAWG-2010)**

Stock assessment

- Promote peer reviews of stock assessment works. **(SAWG-2010)**
- Use more than one stock assessment model and avoid the use of assumption-rich models in data-poor situations. **(SAWG-2010)**
- Develop checklists and minimum standards for stock assessments with other RFMOs **(SAWG-2010)**

e) Adoption of conservation and management measures: The extent to which the RFMO ...

- Has adopted conservation and management measures for both target stocks and non-target species that ensures the long-term sustainability of such stocks and species and are based on the best scientific evidence available (KI.I.4);
- Has applied the precautionary approach as set forth in UNFSA Article 6 and the Code of Conduct for Responsible Fisheries Article 7.5, including the application of precautionary reference points (KI.I.4; KI.I.10);

- Has contributed to a Joint Technical WG on Management Strategy Evaluation (MSE) to facilitate the implementation the PA (KIII, p.4 and Annex 3, 1.3);
- Has applied the Ecosystem Approach to Fisheries to manage bycatch of target and non-target species (KI.I.4; KI.I.10);
- Has minimized the impact of fishing on HMSs and ERSs (particularly turtles, seabirds and sharks) (KI.I.10; KI.I.11). Has assessed and managed sharks (KI.I.11; KII.1f; KIII.5.b.d).
- Has adopted and is implementing effective rebuilding plans for depleted or overfished stocks (KI.I.4);
- Has moved toward the adoption of conservation and management measures for previously unregulated fisheries, including new and exploratory fisheries (KI);
- Has taken due account of the need to conserve marine biological diversity and minimize harmful impacts of fisheries on living marine resources and marine ecosystems.
- Has adopted measures to minimize pollution, waste, discards, catch by lost or abandoned gear, catch of non-target species, both fish and non-fish species, and impacts on associated or dependent species, in particular endangered species, through measures including, to the extent practicable, the development and use of selective, environmentally safe and cost-effective fishing gear and techniques (KI).
- Has required the use of on-board observers to collect discards data (KIII.5.b.a);
- Has increased attention on seabirds, turtles and mammals (KIII.5.b.f);
- Has undertaken R&D work to reduce by-catch of juveniles tuna (FADs) (KI.I.12);
- Has considered bycatch by recreational fisheries (KIII.b.e):

f) Capacity management: The extent to which the RFMO...

- Has identified fishing capacity levels commensurate with long-term sustainability and optimum utilization of relevant fisheries allowing for legitimate development (KI.I.3: KII.1a);
- Annually assesses capacity and its allocation (KIII, p.5-6);
- Has taken actions to prevent or eliminate excess fishing capacity and effort (KI);
- Developed members States have frozen their large scale purse seine capacity and reduced and transferred capacity (KIII, p.6), paying attention to the problem of transfer of capacity between/within RFMOs (KII.1b; KIII, p.6);

g) Compatibility of management measures: The extent to which the RFMO...

- Has adopted compatible measures as reflected in UNFSA Article 7 (KI).

h) Fishing allocations and opportunities: The extent to which the RFMO has...

- Agreed on the allocation of allowable catch or levels of fishing effort, taking into account requests for participation from new members or participants as reflected in UNFSA Article 11(KI; KII.1a);
- Developed and applied equitable and transparent allocation criteria, including for new entrants (KI.I.2);

Immediate measures

- Developed publicly available lists of authorised and active vessel⁴⁴ lists for all gears, including small-scale fishing vessels capable of catching significant amounts of species under responsibility **TMWG-2010**.
- Continue their work on the global list of tuna vessels, including the assignment of a unique vessel identifier **TMWG-2010**
- As appropriate, RFMOs include only vessels on their active vessel¹ register in any scheme for reducing capacity by eliminating vessels. **TMWG-2010**

⁴⁴ The definition of ‘active vessel’ is to be determined by individual RFMOs

- Review existing capacity against the best available scientific advice on sustainable levels of catch and implement measures to address any overcapacity identified. **TMWG-2010**
- Consider implementing a freeze on fishing capacity on a fishery by fishery basis. Such a freeze should not constrain the access to, development of, and benefit from sustainable tuna fisheries by developing coastal States. **TMWG-2010**
- Establish strong requirements for the provision of accurate data and information to secretariats so that the status of tuna stocks can be accurately assessed.
- Members and cooperating non-members make a firm commitment to provide these data on a timely basis, cross-checked with data from market, landings and processing establishments **TMWG-2010**
- Develop a consistent enforceable regime for sanctions and penalties applied to RFMO members and non-members and their vessels that breach rules and regulations **TMWG-2010**
- Do not undermine the effectiveness of conservation and management measures by exemption or exclusion clauses. **TMWG-2010**
- Ensure that all conservation and management measures are implemented in a consistent and transparent manner and are achieving their management goals. **TMWG-2010**
- Review and strengthen their MCS framework to improve the integrity [fuller implementation] of the management regime and measures. **TMWG-2010v**

Medium term measures

- Develop measures of capacity and, in the absence of an agreed capacity definition, adopt the FAO definition "The amount of fish (or fishing effort) that can be produced over a period of time (e.g. a year or a fishing season) by a vessel or a fleet if fully utilised and for a given resource condition." **TMWG-2010**
- Ensure that all stocks are maintained at sustainable and optimal levels through science-based measures. **TMWG-2010**
- Review and develop management regimes, based inter alia on the concept of fishing rights **TMWG-2010**
- Consider using right-based management approaches and other approaches as part of a 'tool box' to address the aspirations of developing states, overfishing, overcapacity and allocation. **TMWG-2010**
- Ensure a constant exchange of information on fishing capacity of fleets operating within their zones as well as the mechanisms to manage this capacity. **TMWG-2010**

2. COMPLIANCE AND ENFORCEMENT

a) Flag State duties: The extent to which the RFMO...

- Members are fulfilling their duties as flag States under the treaty establishing the RFMO, pursuant to measures adopted by the RFMO, and under other international instruments, including, inter alia, the 1982 LOSC, the UNFSA and the 1993 FAO Compliance Agreement, as applicable (KI.I-7.);

b) Port State measures: The extent to which the RFMO has...

- Adopted measures relating to the exercise of the rights and duties of its members as port States, as reflected in UNFSA Article 23 and the Code of Conduct for Responsible Fisheries Article 8.3 (KI.5);
- Promoted the implementation of the implementation of the FAO Agreement on Port State Measures to Prevent, Deter and Eliminate IUU (KIII);
- Effectively implemented these measures (KI);

c) Monitoring, control and surveillance (MCS): The extent to which the RFMO has...

- Adopted integrated MCS measures (KI.I.5) (e.g., required use of VMS (KI.I.5), observers (KI.I.5), catch documentation (KI.I.5; KIII) and trade-tracking schemes (KI.II.1), restrictions on transshipment, boarding and inspection schemes) (KI.I5); monitoring of farming (KI.I.5);

- Instituted deterrent penalties and sanctions to both members and non-members (KI.I.6). Developed more IUU-deterrent measures (detection and quantification mechanisms (e.g. of trade) (KI.I.7);
 - Identified beneficial owners and genuine link (K.I.I.7);
 - Developed stronger transshipment control (KI.I.5);
 - Effectively implemented these measure (KI);
- d) **Follow-up on infringements:** The extent to which the RFMO has...
- Followed-up on infringements to management measures with its members and cooperating non-members (KI);
- e) **Cooperative mechanisms to detect and deter non-compliance:** The extent to which the RFMO has...
- Established adequate cooperative mechanisms to both monitor compliance and detect and deter non-compliance with existing measures (e.g., compliance committees, vessel lists, sharing of information) (KI.I.7);
 - Effectively utilized these mechanisms (KI);
 - Harmonized these measures across RFMOs (KI.I.5);
 - Harmonized their positive lists of tuna fishing vessels (K.I.I.7)K.I.II.2).
 - Adopted Unique Vessel identifiers (UVIs) including for support vessels (KI.II.2; KII.1h).
 - Developed a Global Register of active tuna vessels (ATVs) to be examined with the intent to eliminate double-counting when vessels are active in several convention areas (KIII). (KII.1c; KIII.p6); Recorded vessels by gear type (KIII, p5);
 - Established by 2013 and coordinate among RFMOs a common vessel database linked to existing Consolidated List of Active Vessels (CLAV) (KIII, p.6);
 - Collaborate in the development of the FAO Global Record of Fishing Vessels (KIII, p.7-8, 23)).
 - Developed a robust compliance review mechanisms (KII.1d; KII.1.g); Rec. to establish a common format for assessing compliance and streamline and harmonize processes (KIII, p.8, 23
 - Harmonized their IUU vessel lists and listing/delisting procedures to facilitate enforcement (KI.I.7; KII.1.i; KIII); Developed a Global list of IUU vessels (KI.II.2; KII.1i); Adopted Basic Principles for cross-listing IUU vessels (K3-019, p.24).
 - Harmonized transshipment measures (KII);
- f) **Market-related measures:** The extent to which the RFMO ...
- Adopted measures relating to the exercise of the rights and duties of its members as market States. (KI.I.5);
 - Developed traceability from catching to markets (KI.I.8) and harmonised trade-tracking programmes (KI.II.1); Implementation Catch Documentation Schemes (CDS) (KIII);
 - Effectively implemented these market-related measures (KI);

VMS

- Establish standards for VMS messages (on format, content, structure and frequency) **MCSWG-2010**
- Ensures that there are no gaps in geographic coverage in regional VMS programs, and all relevant vessel types and sizes participate in VMS programs while on the high seas. **MCSWG-2010**

Transshipment

- Cooperate with other tuna RFMOs to standardize Transshipment Declaration forms (format; required data fields; minimum timeframes for submission to the Secretariats, flag States, coastal States, and port States. **MCSWG-2010**
- Establish that advance notifications must be provided to the Secretariat for those high seas transshipment activities that are permitted by the Commission's measures (for example, 36 hours in advance of the transshipment operation taking place). **MCSWG-2010**
- **Observers**
- Support the establishment of regional observer programs which could be built on existing national programs.
- Clearly establish the purpose and scope of the information collected by the regional observer program (e.g. used to support scientific or monitoring functions, or both) and then define the specific observer tasks and duties appropriate for that particular purpose and scope. **MCSWG-2010**
- Develop minimum standards or procedures to promote comparable observer-generated data. **MCSWG-2010**
- Where appropriate and practical, subject all gear types in high seas fishing operations to observer coverage, adopting a minimum of 5% coverage as an initial level. Coverage should be evaluated and may be adjusted depending on the scope and objectives of each observer program or particular conservation and management measures. **MCSWG-2010**
- Develop agreements such that RFMO-authorized high seas observers may operate effectively in the various ocean basins covered by other RFMOs with a view to avoiding duplication of observers. Such observer programs will provide required data to the RFMO in whose area the fishing operations take place. **MCSWG-2010**
- Exchange [between RFMOs] information and examples of the observer programmes standards including: (i) Training material and procedures; (ii) On-board reference materials; (iii) Health and safety issues; (iv) Rights, and responsibilities of vessel operators, masters, crew and observers; (v) data collection, storage and dissemination (incl. between RFMOs; (vi) Debriefing protocols and procedures; (vii) Reporting formats – especially for target and by-catch species; (h) Basic qualifications and experience of observers. **MCSWG-2010**

Catch Documentation Schemes (CDS)

- Establish or expand the use of CDS, e.g. to species not currently covered and to which current conservation and management measures apply. **MCSWG-2010**
- Ensure compatibility between new or expanded CDS and existing certification schemes already implemented by coastal, port and importing States. **MCSWG-2010**
- Cooperate with other RFMOs to develop a common/harmonized CDS form and the use of electronic systems and tags to enhance the efficiency, effectiveness and utility of a CDS. **MCSWG-2010**
- Take into account fish caught by purse seine fisheries and delivered to processing plants when implementing an expanded CDS.
- Consider a tagging system for fresh and chilled products to improve the implementation of new or expanded CDS. **MCSWG-2010**
- Develop a simplified CDS form to cover catches by artisanal fisheries that are exported (see Appendix 3, EU form as an example). **MCSWG-2010**
- Provide technical assistance and capacity building support to assist developing countries in implementing existing or expanded CDSs. Ensure that funds that currently exist in RFMOs can be used for this purpose. **MCSWG-2010**

Port State Measures

- Encourage Members to consider signing and ratifying the FAO Port State Measures Agreement at their earliest opportunity. **MCSWG-2010**

- Where they do not already exist and are appropriate, adopt port State control measures that are consistent with the FAO Port State Measures Agreement, and that take into account the specific characteristics and circumstances of CCSBT. **MCSWG-2010**

Data

- Cooperate with other tuna RFMOs to develop protocols for exchanging data, including provisions for data confidentiality to support scientific and MCS purposes **MCSWG-2010**

3. DECISION-MAKING AND DISPUTE SETTLEMENT

- a) **Decision-making:** The extent to which the RFMO...
 - Has transparent and consistent decision-making procedures that facilitate the adoption of conservation and management measures in a timely and effective manner;
 - Has developed and considers Decision-Making Guidelines (outlined in K3-008; KIII, p.7, 23);
 - Elaborated a Strategy Matrix (KII. App. 1);
- b) **Dispute settlement:** The extent to which the RFMO has...
 - Established adequate mechanisms for resolving disputes;

4. INTERNATIONAL COOPERATION

- a) **Transparency:** The extent to which the RFMO has...
 - Extent to which the RFMO is operating in a transparent manner, as reflected in UNFSA (Art. 12) and the CCRF (Art. 7.1.9);
 - Extent to which RFMO decisions, meeting reports, scientific advice upon which decisions are made, and other relevant materials are made publicly available in a timely fashion (KI.I.7).
 - information exchange (among RFMOs and Flag States, port States and market States) (K.I.I.7);
- b) **Relationship to cooperating non-members:** The extent to which the RFMO has...
 - Facilitated cooperation between members and non-members, including through the adoption and implementation of procedures for granting cooperating status (KI).
- c) **Relationship to non-cooperating non-members:** The extent to which the RFMO has...
 - Identified fishing activity by vessels of non-cooperating non-members and measures to deter such activities (KI);
- d) **Cooperation with other RFMOs:** The extent to which the RFMO has...
 - Cooperated with other RFMOs, including through the network of Regional Fishery Body Secretariats (KI).
 - Enhanced scientific cooperation, organizing symposia; coordinating meeting dates; leaving adequate time between science and decision meetings (KI.I.14);
 - Harmonized programmes (KI.II.1), listings (KI.II.2) and control measures (KI.II.3); Standardized forms (KI.II.4);
 - Reported to COFI (KI.III.1);
 - Has establishment of a policy and technical follow-up mechanism (KI.III.3);
 - Has contributed to a Joint Technical WG on Management Strategy Evaluation (MSE) to facilitate the implementation the PA (KIII, p.4 and Annex 3, 1.3);
 - Has agreed to create a Steering Committee regarding progress in implementing the Kobe decisions (Kobe III, p.9, 23);

- Agreed and contributed to the WGs to held before Kobe III in Barcelona and Brisbane (2010);
- Harmonization of presentation of stock assessment results (K.I.II.4). Adoption of the Kobe Plot.

e) Special requirements of developing States: The extent to which the RFMO has...

- Recognized the special needs of developing States and pursues forms of cooperation with developing States, including with respect to fishing allocations or opportunities, taking into account UNFSA Articles 24 and 25, and the Code of Conduct of Responsible Fisheries Article 5 (KI, Appendix 15));
- Extent to which RFMO members, individually or through the RFMO, provide relevant assistance to developing States (including SIDS), as reflected in UNFSA Article 26 (KI). Particularly in capacity-building in data collection, science and assessment, meeting participation, fishery development (KI.I.13; KI Appendix 15; KII.1j; KIII, P.8) and implementation of port States measures (KIII, p.23);
- Considered the vulnerability, dependence and capacity (level of burden) of coastal developing States (including SIDS) and enhanced their ability to conserve, manage, and develop their fisheries (KII.1b;KII.1j);

Communication by tuna RFMOs (Omnibus series- To distribute within section 5

- Standardized executive summaries should be developed for consideration by all tuna RFMOs to summarize stock status and management recommendations. These summaries should be discussed and proposed by the chairs of the Scientific Committees at Kobe III. **(SAWG-2010)**
- The application of the Kobe II strategy matrix should be expanded and applied primarily to stocks for which sufficient information is available. **(SAWG-2010)**
- Tuna RFMOs should develop mechanisms to deliver timely and adequate information to the public on their scientific outcomes.
- All documents, data and assumptions related to past assessments undertaken by tuna RFMOs should be made available in order to allow evaluation by any interested stakeholder. Enhanced cooperation between tuna RFMOs **(SAWG-2010)**
- Chairs of Scientific Committees should establish an annotated list of common issues that could be addressed jointly by tuna RFMOs and prioritize them for discussion at the Kobe III meeting. **(SAWG-2010)**
- Tuna RFMOs should actively cooperate with programs integrating ecosystem and socio-economic approaches such as CLIOTOP to support the conservation of multi-species resources. Capacity-building **(SAWG-2010)**
- Where determined by a Tuna RFMO, a review of the effectiveness of capacity-building assistance already provided should be undertaken. Reviews of tuna scientific management capacity in developing countries, within the framework of the respective RFMO may also be conducted at their request. **(SAWG-2010)**
- Developed countries should strengthen in a sustained manner their financial and technical support for capacity-building in developing countries, notably small island developing States, on the basis of adequate institutional arrangements in those countries and making full use of local, sub-regional and regional synergies. **(SAWG-2010)**
- Tuna RFMOs should have assistance funds that cover various forms of capacity-building (e.g. training of technicians and scientists, scholarships and fellowships, attendance to meetings, institutional building, development of fisheries). **(SAWG-2010)**
- Tuna RFMOs, if necessary, should ensure regular training of technicians for collecting and processing of data for developing states, notably those where tuna is landed. **(SAWG-2010)**
- The structural weaknesses in the receiving mechanism for capacity building within a country should be improved by working closely with Tuna RFMOs **(SAWG-2010)**

5. FINANCIAL AND ADMINISTRATIVE ISSUES

a) Availability of resources for RFMO activities: The extent to which the RFMO has...

- *The financial and other resources needed to achieve the aims of the RFMO and to implement the RFMO's decisions (KI), e.g. in research programmes, meetings and assistance to developing States;*

b) Efficiency and cost-effectiveness: The extent to which the RFMO has...

- *Efficiently and effectively managing its human and financial resources, including those of the Secretariat.*
- *Assessed its performance using Kobe I criteria (KI.I.9)*
- *Contributed to the development of common criteria and best practices as tools to guide the strengthening of these organizations;*

別添 3 : 2008 年以降の ESC 勧告に対する EC の対応

最初の 2 つのコラムは 2014 年にアップデートされた SA-2008 報告書から抜き出したものである。3 つめのコラムは、特に我々の求めに応じて事務局から提供された回答に基づき、科学的助言と管理措置に関する決定（とられた措置）の間の比較が可能となるように加えたものである。全体として、ESC による勧告はよく対応されているようである。

年	管理助言の概要	CCSBT による対応
2008 ESC 13	すべての無報告／過小報告を直ちに排除することにより漁獲死亡量を削減する	無報告／過小報告漁獲の排除を支援するため、2008 年に MCS 決議（例えば CDS、VMS、洋上転載モニタリング、許可畜養場記録、改正許可船舶記録）が採択された。
	2011 年までに管理助言の指針となる管理方式を採択する	2011 年に、CCSBT により管理方式が採択された。
	- 過去の漁獲量及び漁獲努力量に関する不確実性を低減する - 将来における正確な漁獲量及び漁獲努力量の報告を確保する - 管理の指針としての MP において用いるより幅広い指標を検討する - 加入量及び産卵親魚資源量にかかる長期的かつ信頼性の高い指標を開発・維持する	- EC により全ての勧告が合意され、これらを確保するための ESC の作業において完全に考慮された。 - 勧告は 2008 年に採択された MCS 措置を通じて間接的に対応され、それ以降も科学データの検証のための高い水準の実施行動規範（2012 年）とともに改善された。 （航空調査及び近縁遺伝子資源量推定による）漁業から独立した指標を通じて CPUE への依存度を低減した。
2009 ESC 14	現行の TAC11,810 トンを有意に下回る漁獲量削減を達成する	CCSBT は 2010 年及び 2011 年の TAC を 9,749 トンとすることに合意するとともに、オーストラリア及びニュージーランドが自主的に同国の漁獲量を削減することにより有効漁獲上限を 9,449 トンとした。
	EC が 2010 年に漁獲量及び漁獲努力量データをインプットとして用いた MP を採択する意向であることを踏まえ、EC は将来における正確な漁獲量及び漁獲努力量報告を確保するために必要な措置をとるべきである（2008 年の勧告の再掲）	CCSBT は、特にはえ縄漁業のオブザーバーカバー率目標の 10% までの引き上げ、及び畜養場に活け込まれる SBT 漁獲量の重量をより正確に推定するためのステレオビデオモニタリング試験の開始を通じて改善された報告漁獲量を得るための保存管理措置の遵守の確保のための行動計画に関する決議を採択した。オブザーバー・カバー率は改善された。ステレオビデオ技術の試験は行われたが、まだ導入には至っていない。
2010 ESC 15	2012 年に MP が実施されるにあたり、(i) 1 年間のタイムラグを設ける場合は現行の TAC9,449 トンが 2012 年も維持されるべきである、(ii) タイムラグを設けない場合、MP が 2012 年の TAC 設定の指針とされるべきである。	MP は最初の 3 年間にはタイムラグを設定せずに TAC 設定の指針として用いることとして 2011 年に採択された。

年	管理助言の概要	CCSBT による対応
	EC が 2010 年に MP を採択する意向であることを踏まえ、EC は将来における正確な漁獲量及び漁獲努力量報告を確保するために必要な措置をとるべきである（2008 年及び 2009 年勧告の再掲）	全漁業に関する正確なデータを得ることに関する CC の役割を強化するため、付託事項が改正された。また、重要な遵守リスクを管理するための<u>遵守計画</u>の策定が合意された。
2011 ESC 16	- MP が採択されるべきである。EC の検討に付するため、8 セットのパラメータが提供された。委員会特別会合による要請を受けて、MP はタイムラグなし及び 12 セットのパラメータ候補に関して再チューニングされた。 - MP のパフォーマンスにおける正確なデータ入力の重要性を踏まえ、ESC は改めて、EC が将来において正確な漁獲量及び漁獲努力量報告を確保するために必要な措置を引き続き講じるよう勧告した。	- The MP and one set of parameters were adopted and have been used since then to guide the setting of the TAC ever since. MP 及び 1 セットのパラメータが採択され、それ以降は s TAC 設定の指針として使用されてきている。 - CCSBT において優先度の高いリスクに対処するための 3 年間の行動計画を含む<u>遵守計画</u>が合意された。2012 年にコンプライアンス・マネージャーを採用することが合意された。こうした事項は漁獲量及び漁獲努力量報告よりも幅広いものであるが、これらは正確な報告を得るために必要と考えられたパッケージの一部をなすものであることからここで触れている。
2012 ESC 17	MP との一貫性及び指標、2011 年資源評価、MP インプット及び近縁遺伝子に関する予備的結果のレビューに基づき、ESC は、2012 年に関する 2011 年の TAC 決定を見直さないことを勧告した。	2011 年の TAC 決定は見直されなかった。 - SBT の漁獲報告に関する 2008 年から 2011 年までの勧告に従って、EC は<u>はみなみまぐろの全ての死亡要因の報告に関する決議、科学データの検証のための高い水準の実施行動規範</u>を採択するとともに、メンバーの国別配分量に対応する遵守保証システムにかかる机上の独立品質保証レビュー（QAR）の開始に合意した。
2013 ESC 18	- 例外的状況（メタルール）は発生していないため、MP は 2015-17 年の TAC 設定に使用可能であり、また各年の TAC を 14,647 トンまで増加させることができる。 2015-17 年に対する MP の結果に基づき、2011 年の EC により決定された 2014 年の TAC は（12,449 トンに）維持して良い。	- CCSBT は、2015-2017 年の各年の勧告 TAC14,647 トンを採択した。10 トンは調査死亡枠に割り当てられ、残りがメンバー及び CNM に配分された。 - さらに、CCSBT21 において 2016-2017 年の TAC が確認された。 2014 年の TAC に関する 2011 年の EC 勧告が維持された。 - さらに、SBT の漁獲量報告に関して、2013 年に 4 カ国で机上 QAR が完了した。2014 年にさらに 2 カ国で机上レビューが予定されており、2 カ国では現地レビューも予定されている。加えて CCSBT は、CDS 及び転載に関する最低履行要件の強化に合意した。

別添 4 : チャタムハウス基準 (LODGE ら、2007 年) に対する CCSBT のパフォーマンスにかかる 準定量的分析

	CHATHAM HOUSE CRITERIA	score	%
	A. GENERAL PRACTICE	8,5	85,0
1	Members commit themselves to the overriding objective of ensuring the long-term conservation and sustainable use of straddling, highly migratory and discrete fish stocks subject to their governance; These objectives are in the Convention and Strategic Plan.	1	
2	Recognize that if the issue of allocations is not dealt with expeditiously, the stability of the RFMO will be threatened; Following past crisis, this is implicitly recognized. In addition, allocations are specified in CCSBT's Resolution on the Allocation of the Global Total Allowable Catch	1	
3	Consider, or be able to consider, the use of a wide range of mechanisms for achieving acceptable economic benefits to all parties from cooperation and compliance, such as transfers or the leasing of fishing opportunities; Not formally dealt with. However, the management regime involving allocations of the global SBT TAC enables individual Members to optimize their own economic benefits. Furthermore, the CCSBT's Resolution on Limited Carry-forward of Unfished Annual Total Allowable Catch of Southern Bluefin Tuna within Three Year Quota Blocks enhances Member's ability to better manage their allocations.	0,5	
4	Recognize the grave threat to the stability of the cooperative regime posed by IUU fishing and work vigorously towards the suppression and elimination of such fishing; Ongoing.	1	
5	Ensure that any non-member having a real interest in fishing in the area of competence of the RFMO assumes the full rights and benefits of membership of the RFMO and that, for such non-members, the status of cooperating non-member is regarded as transitional. The CNM status is regarded as transitional to full Membership and two (South Africa and the EU) of the three current CNMs are moving towards applying for full Membership.	1	
6	Seek means of accommodating new members that will not undermine the long-term stability of the RFMO, such as by allowing new members to purchase or lease fishing opportunities from existing RFMO members Transfer of opportunities not allowed yet.	0	
7	Ensure that no prospective member will be considered for membership unless it has demonstrated its commitment to cooperation by, for example, ratifying either the UN Convention on the Law of the Sea or UNFSA or submitting a written declaration of its commitment to abide by the provisions of both UNCLOS and UNFSA. This is not the case. Indonesia joined before joining the UNFSA. But CCSBT itself was established before UNFSA. UNCLOS should be enough.	1	
8	Seek to ensure that the RFMO has the required resilience and flexibility to withstand the effects of unpredictable events on their fisheries, such as environmental shocks. The cooperative management agreements underpinning each RFMO should have built into them mechanisms for responding to such events; and in recognition of the role of uncertainty in fishery resource management, ensure that the precautionary approach to resource management is an integral part of their convention or decision-making processes. MP and Meta rule processes.	1	
9	RFMOs should actively cooperate with one another in order to ensure that their broad objectives of long-term conservation and sustainable use are achieved, to promote greater consistency in the application of UNFSA and to suppress and eliminate opportunities for IUU fishing. Done through the Kobe Process and cooperation between individual RFMOs, including through Memoranda's of Understanding (with IOTC and ICCAT) and formal Cooperative Arrangements (with WCPFC and CCAMLR).	1	
10	The members of RFMOs should ensure that there exists provision for regular performance assessment by each RFMO, whether through self-assessment, external review or a combined panel of internal and external reviewers, based on widely recognized best practices and agreed indicators. The results of these assessments should be made publicly available. Normal practice.	1	

	B. CONSERVATION AND MANAGEMENT PRACTICES	23,5	71,2
1	The overarching objective of the RFMO includes optimal and sustainable long-term utilization, subject to the control of fishing capacity and fishing effort commensurate with these objectives. This control is informed by adequate data collection and sharing, use of the best available science and application of the precautionary approach and ecosystem considerations in decision-making, including the recovery of overfished stocks. Current practice. MP	1	
2	There are target and limit reference points for fishing mortality and population size for all target and commercially retained species and stocks (where stocks are known or are reasonably expected to exist). Current in MP	1	
3	Assessments and predictions of the status of species or groups of species include all sources of mortality, taking in non-fishery mortality and fishing mortality owing to retained catch, discarded catch and deaths that do not involve capture. Fishing mortality is from all fisheries, including those managed under other jurisdictions and illegal, unreported and unregulated fishing. Progressing to it	0,5	
4	Target reference points are consistent with achieving long-term optimal utilization and with the ecological properties and role of the target species (for example, a key prey species), and that they have a low probability of violating the limit reference point in the context of the information available and the management arrangements in place. Current in MP.	1	
5	Key prey species affected by fishing are identified and the reference points are modified to take account of the needs of dependent predators as well as those of the fishery. In the absence of detailed understanding of feeding dependencies and for animals low in the food chain, the target biomass reference point should be greater than BMSY, consistent with a precautionary approach (for instance, it might be 75 per cent of the unfished level). Not practiced. CCSBT mandate refers only to SBT which is a terminal predator. CCSBT aims at reducing the impact of SBT fishing on ERS.	0,5	
6	The limit reference point for fishing mortality is no greater than the mortality giving maximum long-term sustainable yield, as specified in UNFSA. Current in MP	1	
7	The limit reference point for stock size is the size below which it is known or expected that there is a much greater probability of significantly reduced recruitment but at which the probability of significantly reduced low recruitment is still small. The limit reference point for stock size could be at a size that has been historically shown to be safe and/or below which stock dynamics are unknown. Difficult to score. In principle YES. In practice, NO as the stock is depleted. Score 0.5	0,5	
8	There are agreed management strategies or decision rules to determine the catch, the level of fishing or other management measures that will be applied, depending on the status of the stock and the information available. Current in MP	1	
9	The [management] strategy is demonstrated to deliver, in the long term, a balanced probability of the stock being above or below the target and a very low probability of the stock violating the limit reference point. No demonstration yet. This is the objective though.	0,5	
10	The [management] strategy has a high chance of success both in view of the information that is realistically expected to be available to assess stock status and for a reasonable range of stock and ecosystem productivity and variability. "High" is subjective. Calculated probability of success is 70%	0,5	
11	The fishing mortality caused by the strategy decreases with increasing uncertainty about the present or predicted stock status and decreases as a limit reference point is approached. Current in the MP.	1	
12	As a part of the overall management strategy, there is a pre-agreed rebuilding plan that is triggered for stocks at or below a biomass limit reference point. The rebuilding plan has a very high chance of rebuilding the stock to a rebuilding target in a specified timeframe, for example 10–30 years or one to two fish generation times. The recovery target is the stock size giving the maximum long-term yield, as specified in UNFSA. Targeted fishing is very low or ceases below a biomass limit reference point, and any catches permitted for monitoring below the limit reference point do not significantly reduce recovery time. Current in MP	1	
13	As a part of the general management strategy, there is pre-agreement on fishing mortality reduction to be triggered if fishing mortality is greater than its limit reference point. Fishing mortality may be higher than the limit reference point for an agreed period if it is a part of a planned reduction of biomass in order to attain the target biomass. Current in MP	1	

	There is an agreed strategy for the development of new or exploratory fisheries that impact on species or ecosystems in ways that have not been fully assessed previously – for example, fisheries that target new species, use significantly modified gear or operate in new areas. These strategies ensure that fishery expansion does not outpace the information needed to determine the management measures for optimal and sustainable use. The strategy provides cautious conservation and management measures until there is sufficient information to allow identification of appropriate measures for incremental development and/or long-term utilization. The strategy includes, inter alia: (I) • notification of new or exploratory fisheries; (II) • precautionary limits on the catch, the fishing effort and the number of operators, further defined for particular sub-areas as appropriate; (III) • requirements for information collection and assessment; and (IV) • specification of how this information and assessment is used to trigger decisions about subsequent fishery development.		
14	There are identified limits for the acceptable impact on key non-target species (both fish and non-fish species), including associated or dependent species and especially protected or endangered species, and for bycatch of any non-target species as a whole. These limits are intended to ensure that populations and stocks are not excessively depleted, that wastage is avoided, that there is minimal impact on protected or endangered species, and that the functional ecosystem of which fisheries are a part is maintained. The FAO's international plans of action for relevant bycatch should be implemented. Measures to ensure that limits are not exceeded, and to minimize bycatch generally, are: No limits have been agreed, but CCSBT's ERS Recommendation (http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_english/operational_resolutions/Recommendation_ERS.pdf) specifies that Members and Cooperating Non-Members will, to the extent possible, implement the International Plan of Action for Reducing Incidental Catches of Seabirds in Longline Fisheries (IPOA-Seabirds), the International Plan of Action for the Conservation and Management of Sharks (IPOA-Sharks), and the FAO Guidelines to reduce sea turtle mortality in fishing operations (FAO-Sea turtles), if they have not already done so.	0,5	
15	ERS: risk-based impact assessment of the effect of fishing activities on non-target • species, followed by explicit analytical assessments and/or action when risk is determined to be high; Some ERA for birds	0,5	
16	ERS: bycatch limits or caps for species and species groups; No limits established	0	
17	ERS: shifting fishing from times or areas with high and/or significant bycatch; Not established	0	
18	ERS: preference for use of fishing gear, including mesh sizes and types, that reduces bycatch; Mandatory use of Tori lines south of 30°S and CCSBT's ERS Recommendation which specified that Members/CNMs should follow the measures of IOTC, ICCAT and WCPFC when fishing for SBT in those Convention Areas.	1	
19	ERS: use of practices and equipment to reduce interactions and bycatch (for example, night fishing, tori poles, hook design, excluder devices, controlled or zero offal discharge and acoustic deterrents); Same as the preceding one.	1	
20	ERS: release of captured animals alive and unharmed whenever possible. Not aware of such rules in CCSBT	0,5	
	Habitats that are important to fishery production or for non-target species, including associated or dependent species, and/or that are affected by fishing are recognized, and that limits of acceptable impact are identified. Management measures to limit the impacts include: Not relevant. "Habitat" not impacted?. (i) • risk-based impact assessment of the effect of fishing activities on habitats, followed by explicit analytical assessments and/or action when risk is determined to be high; (ii) • restrictions on fishing in certain areas and/or at certain times (time/area closures); (iii) • restrictions on gear types that could affect the habitat; (iv) • establishment of other area-based management measures such as marine protected areas in order to protect and conserve habitats of special concern; (v) • moratoria on new fisheries in sensitive habitats until adequate management measures can be identified; and (vi) • appropriate engagement in the management of land-based pollution and coastal development.		
21	There is an identified level of fishing capacity that is commensurate with long-term optimal and sustainable utilization, and that the capacity operating in the fishery is monitored. Authorization and other management measures should be used to limit capacity to the desired level. No explicit capacity assessment. Use catch limits.	0,5	
22	There are effective provisions and mechanisms for the collection and reporting of data to the RFMO that are necessary for the monitoring and management of fishery operations and for tracking the status of the resources and ecosystems. Current practice	1	
23	DATA: There are quality assurance and verification mechanisms to ensure that the data are sufficiently accurate and reliable to ensure optimal and sustainable utilization of the resources and ecosystem. QARs and other processes including the High-level Code of practice for Scientific Data Verification.	1	

24	DATA:• Economic and social information is collected that is relevant to allocation decisions, to measuring economic efficiency and to management for optimal utilization. No data	0	
25	DATA: The provisions and mechanisms meet the requirements of UNFSA Annex I. Practically all.	1	
26	DATA: Scientific observer programmes are used as appropriate and particularly to gather information about the impact on the fishery non-target species and habitats. Yes but still a lot to do to gain confidence and to provide the data in sufficient detail.	0,5	
27	DATA: There is coordinated data collection and sharing between RFMOs and coastal states, and among RFMOs, with management responsibility for relevant shared fisheries and/or ecosystem elements. Still limited sharing of "non-public" data between RFMOs, but there is a well-coordinated approach for sharing of most aggregated data between Members and CNMs.	0,5	
28	DATA: Data are shared through recognized international data management arrangements. There are protocols in place.	1	
29	There are robust methods for measuring and monitoring so as to account for illegal, unreported and unregulated (IUU) fishing and catch, including bycatch. Some problems left with recreational, artisanal and surface fisheries, discards from longline fisheries and with possible fishing and exploitation of new markets by non-cooperating non-members	0,5	
30	There is a scientific body with appropriate technical expertise to assess issues related to (1) the target species,(2) the broader ecosystem and, as appropriate,(3) the socio-economic impacts of fishing. OK for one, progressing for 2 no for 3.	0,5	
31	The advice of the scientific body includes management options and risks in relation to target and limit reference points. Fishery data are assessed on a timely basis consistent with the life history of affected species and the management strategy. The advice is publicly available. Current practice	1	
32	When the advice of the scientific body is not followed by the RFMO's decision-making body, the reasons are given and are made publicly available. The CCSBT usually followed scientific advice and since 2010, its Rules of Procedure require that "the Commission shall articulate the rationale for its decisions, including where they differ from the science advice provided to the Commission, for inclusion in the report of every annual or special meeting prepared by the Executive Secretary".	1	
33	There is periodic independent advice and peer review of the assessments, reference points and management strategies. The advice and review are made publicly available. Current practice	1	
C. ALLOCATION PRACTICES		6,5	81,3
1	To the extent practicable, participatory rights ⁴⁵ are allocated only when the membership of an RFMO includes all relevant coastal States and States fishing on the high seas for the relevant stocks. This is the case now.	1	
2	Decisions on total allowable catch or total allowable effort are insulated and separate from decisions on allocation. Participatory rights should be expressed as percentages of agreed allowable catch or effort rather than as absolute tonnages. Current practice	1	
3	There is agreement in advance as to how new members will be accommodated in the scheme of participatory rights. Accommodating new members must not be allowed to result in increases of catch or effort with regard to stocks that are fully subscribed or oversubscribed. No transparent process, But TAC not oversubscribed	0,5	
4	There is a pre-agreed formula about how any increases or decreases in catch or effort limits will be distributed among members. Current practice	1	
5	Strong measures exist to ensure the integrity of allocations, including penalties for breaches of national allocation and reductions in future allocations for breaches of other conservation measures. RFMO members' records of compliance with conservation and management measures should be an essential criterion for allocation. CCSBT has a Corrective Actions Policy, that amongst other things, requires pay back for breaches of national allocations. This has been followed for most Members. However, one CNM and one Member have not paid back their recent excess catches. In the latter case, this may be addressed by capacity development as outlined in the policy dependent on the results of a QAR that is in progress.	1	

⁴⁵ In CCSBT "participatory rights are allocations of the TAC

6	The process through which allocations are negotiated and the basis for the allocation are transparent. When decisions on allocation require mandatory consensus there is provision for a 'circuit breaker', such as the appointment of an ad hoc expert panel or a conciliator, that prevents any one member from exercising a de facto veto over the allocation of participatory rights. Non-transparent negotiations on allocation to new entrants and for adjustments to effective catch limits of Members	0,5	
7	There is an agreed process and timeframe for the review of participatory rights. CCSBT reviews the status of CNMs on an annual basis, but there is no agreed regular process for reviewing the participatory rights of Members in general. Allocations (if allocations = Participatory rights) are adjusted in accordance with an agreed process with changes in the TAC.	1	
8	The impacts of the allocated rights, including any measures on the transferability of those rights, are closely monitored for their potential to change fishing dynamics and to have unintended consequences on both target stocks <u>and the broader marine ecosystem</u> . The TAC impact on stocks is regularly monitored. The impact on the ecosystem is not. Hence yellow.	0,5	
D. COMPLIANCE AND ENFORCEMENT PRACTICES		8,5	70,8
1	A clear statement of general flag State duties similar to those set out in Article 18 of UNFSA; These duties are specified in the Convention (e.g. Articles 5 and 15)	1	
2	A vessel register, which includes fishing vessels as well as transshipment and support vessels. Vessels not entered into the register should be deemed not authorized to operate in the RFMO's area of competence. Unique identification numbers, including IMO numbers and radio call signs, for all vessels on the register should be required; Exists and updated regularly. There is no current requirement for IMO numbers, but this is scheduled for consideration in 2014.	1	
3	A centralized vessel monitoring system for direct reporting in real time to the secretariat for all vessels involved in fishing operations on the high seas; NO centralized VMS in CCSBT	0	
4	Prohibition of transshipment at sea or closer monitoring through a comprehensive compliance observer programme to supervise all transshipment operations at sea. The transshipment Transshipment at sea is only permitted where there are CCSBT transshipment observers in place and a transshipment observer is on board the carrier vessel. Otherwise (as in the WCPF area) transshipment at sea is not permitted.	1	
5	A scheme of port State measures taking into account at least the minimum requirements set out in the FAO's Model Scheme. Landing and transshipment in port should be allowed only when the flag State confirms in writing that the vessel has complied with all relevant measures; CCSBT does not have formal Port State Measures or any requirements for monitoring transshipments in port.. Left to members to implement	0,5	
6	Non-discriminatory trade- and market-related measures, such as catch certification and trade documentation systems, particularly for high-value fisheries. To be fully effective, RFMOs should make a greater effort to monitor patterns of trade, although this will be facilitated by the introduction of species-specific and product-specific trade codes. Trade- and market related measures and systems need to be designed to minimize the burden on enforcement officials. Developing countries may need to be provided with assistance in order to meet the requirements of these schemes; CDS exists.	1	
7	A system for punishing flag States and/or their vessels and nationals for violations of an RFMO's conservation and management measures, in addition to requirements for each member of the RFMO to follow up any violations by its flagged vessels. Overfishing should invariably lead to a loss of fishing opportunities in future years. Members should be required to report on domestic actions taken, including imposition of fines, seizure of catch/gear, sequestration of vessel, suspension of license or reduction/withdrawal of fishing opportunities; CCSBT has a Corrective Actions Policy (http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_english/operational_resolutions/CPG3_CorrectiveActions.pdf) imposing "repayments" for overcatching..	1	
8	Schemes to target non-parties fishing in contravention of an RFMO's conservation and management measures, such as blacklisting non-party vessels and listing irresponsible flag States, followed by agreed actions against those vessels and States; current practice	1	
9	Schemes promoting compliance by nationals of its members, requiring the latter to ensure that natural and legal persons subject to their jurisdiction do not support or participate in IUU fishing; Current practice	1	

10	Mechanisms for sharing surveillance information with adjacent coastal States and with other RFMOs targeting non-members conducting IUU fishing. No formalized system. But information is shared between Members. A (rather limited) policy on MCS information collection and sharing is available at http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_english/operational_resolutions/CPG4_Information_Collection_Sharing.pdf	0,5	
11	Observer programmes, in particular where the areas of jurisdiction are vast and at-sea inspections are random or absent. The scientific observers scheme can be improved. (cf recommendation SA 2008-23). Action to that effect is foreseen in 2014	0,5	
12	Inspection schemes, which include provision for reciprocal boarding and inspection (in accordance with articles 21 and 22 of UNFSA) as well as an obligation on the flag State to take immediate action against a vessel suspected of having committed a serious violation. Such action shall include stopping the vessel's fishing operations and requiring its immediate rerouting to port. CCSBT does not have one, except for the WCPFC area in which CCSBT vessels are required to abide by those rules when in that Convention Area as those Flags are also Members of WCPFC.	0	
E. DECISION-MAKING PRACTICES		10,5	58,3
General		7	100,0
1	The RFMO has transparent procedures in place for taking decisions. Current practice	1	
2	Rules of procedure have been adopted for all deliberative and decision-making organs and are publicly available. Current practice	1	
3	The principal decision-making organ should hold regular sessions. In addition, it should be able to hold extraordinary or emergency meetings at short notice as provided for in the rules of procedure. Current practice	1	
4	The rules should permit decision-making by consensus, a show of hands, a recorded vote, a roll-call vote or, in urgent situations, by post or electronic communication. All members are entitled to participate fully in decision-making. Where voting is provided for, each member should have one vote; and rules for the participation of REIOs should be designed to avoid the possibility of 'double voting'. The rules should also provide for participation by observer organizations and specify their rights to participate in meetings of the RFMO's organs and to receive and submit documents in advance of meetings. Current practice	1	
5	Consensus means adopting a decision without a vote and in the absence of a formal objection by a member when the decision is adopted. Current practice	1	
6	The rules should require a high quorum for taking decisions on questions of substance. Current practice	1	
7	The rules should provide for the public availability of official documents and reports of meetings and for data and information related to management decisions except for that which is truly proprietary. All documents and reports should be available online. Current practice except for documents formally classified as confidential (e.g. with low, medium and high risk) in accordance with the Rules and Procedures for the Protection, Access to and Dissemination of Data Compiled by the CCSBT. Available at http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_english/operational_resolutions/CCSBT_Confidentiality_Rules.pdf	1	
Administrative/budgetary decisions		0,5	16,7
1	The RFMO has procedures and rules in place for taking decisions on administrative, budgetary, membership, organizational and similar matters. These decisions may be taken by a <u>majority vote</u> and may be cast in the form of resolutions, recommendations or decisions, as appropriate. The CCSBT uses a consensus voting. No majority vote	0	
2	Apart from decisions on conservation and management measures, decisions in subsidiary organs of an RFMO <u>should be taken by a simple majority vote</u> and should be reviewable by the principal organ (subsidiary bodies of CCSBT only make recommendations. No decisions) . As far as possible, the reports of subsidiary bodies should reflect the full range of views expressed. Reports of the scientific advisory body to decision-makers should contain the rationale for all findings and recommendations, including attendant assumptions, uncertainties and areas of disagreement. (this is present practice. Disagreements are reported) The rules of procedure of the decision-making body should provide that the advice and recommendations of the scientific advisory body are taken fully into account. Too complex. Not sure it is all fulfilled. No majority vote. The rest OK	0,5	

3	Procedural decisions are taken by <u>a simple majority vote</u> . The decision whether an issue is one of procedure or of substance is treated as one of substance. No majority vote	0	
	Decisions on questions of substance	3	37,5
1	Decisions about questions of conservation or the management of the stock(s), including the allocation of catches or fishing effort, are ones of substance. Decisions should be cast in the form of conservation measures, including fishing opportunities. Current practice	1	
2	The rules should encourage members to keep in mind their duty to cooperate and thus to use their best efforts to reach consensus, <u>but without thereby giving the equivalent of a veto to any member</u> . Decisions should be deferred if necessary in order to permit further consultations. The CCSBT consensus voting gives de facto a veto right to any objector member.	0	
3	If consensus still cannot be reached after extended consultations, the rules should provide for the assistance of a facilitator or a conciliator. This assistance should be available at the request of the presiding officer or any participant in the consultations. We did not find anything in the conflict resolution parts of the convention and its rules of procedure.	0	
4	When all efforts to reach consensus have been exhausted, decisions in an RFMO that has <u>fewer than five members</u> may be taken by consensus, coupled with a right for a dissatisfied member which does not block consensus to request a review of the decision by a panel; Not anymore the case		
5	When all efforts to reach consensus have been exhausted, decisions in an RFMO that has <u>more than five members</u> (b) more than five members should require a high majority for adoption such as two-thirds of the members voting for or against, rising to three-quarters in an RFMO with more than 12 members[1]. No majority voting	0	
6	A member objecting to or intending to vote against the adoption of a proposal can request a review or enter an objection to the (proposed) decision within a short time limit. Objections should be reasoned and should be based on one of the following grounds: No majority voting. There is no objection priority.	0	
7	Once taken, decisions are accepted and implemented by all members, including those voting against, subject to any pending legal disputes referred to the dispute settlement mechanism. Current practice	1	
8	The general principles and the functions of RFMOs contained in articles 5 and 10 of UNFSA should be incorporated into the texts governing decision-making in individual RFMOs. UNFSA has not been incorporated in CCSBT but most of the provisions are implemented.	1	
	F. DISPUTE SETTLEMENT PRACTICES	11	91,7
1	An RFMO should encourage members to cooperate in such a way as to prevent legal disputes from arising. Decision-making arrangements should give every possibility for reaching consensus through consultations, mediation, conciliation and expert review panels. CCSBT convention foresees that	1	
2	An RFMO should have arrangements in place for handling and resolving any differences within its membership over questions of law, including the interpretation or application of the organization's constitutive instrument, that cannot be settled by consultations or other agreed means. CCSBT convention foresees that, But it did not really work in the past	1	
3	these arrangements should take full account of Part XV of the LOS Convention and <u>Part VIII of UNFSA</u> . They should be at least as effective as Part XV and Part VIII; in particular, they should not create any derogations from those two parts. In other words, the arrangements of an RFMO should not be cast in terms that prevent a member state that is a party to the LOS Convention and/or UNFSA from submitting a dispute about the interpretation or application of the LOS Convention or UNFSA to binding procedures of dispute settlement under Part XV or Part XIII, as the case may be. CCSBT is in line with UNCLOS and largely with UNFSA.	1	

4	An RFMO's procedures for resolving legal differences should, in principle, be open to all members, whatever their general status under international law. However, particular legal and political problems exist in relation to two categories. In the case of members which remain dependent territories, their administrative authorities should be urged to facilitate their participation in legal cases under appropriate conditions. A cooperating non-member of an RFMO should accept its arrangements for handling disputes as part of the wider arrangements for acquiring the status of cooperating non-member. The provisions for the Extended Commission specify that the Convention articles apply mutatis mutandis.	1	
5	The procedures should be compulsory in the sense that all members agree in the constitutive treaty or in advance of a dispute that in the event of failure to resolve a legal difference, each party to the dispute is entitled to submit it to an impartial expert panel or tribunal for a binding ruling. This is the case	1	
6	Procedures should be expeditious. Provisional measures should be available during the proceedings in order to protect the rights of the parties, the stocks and the marine environment generally. The process was protracted in the past. Nothing has been changed.	0	
7	Whenever there are technical or scientific issues in dispute, the procedures should permit the participation of technical or scientific experts. Current practice	1	
8	The procedures should be transparent. Submissions by the parties to the dispute and decisions by the dispute settlement procedure should be made public. Other members of the RFMO and observers such as industry groups and conservation organizations should be entitled to submit a statement of their views, and these should also be publicly available. Current practice	1	
9	The secretariat of the RFMO should assist the panel, court or tribunal by submitting documentation and information about the work of the RFMO. Current practice	1	
10	The procedures should produce a result that is binding upon the parties. If not, the procedures should safeguard the application of section 2 of Part XV of the LOS Convention. Current practice	1	
11	The members of the panel should be recognized for their impartiality and their experience of international fisheries or international law. Decisions should be taken by a simple majority vote; if the panel is not unanimous, separate opinions should be permitted. Current practice	1	
12	12. If a difference of a general nature arises, the members of an RFMO should agree to request from an international court or tribunal an advisory opinion on a stated legal question of direct relevance to its work. Current practice	1	
	If, in future, there should be judicial review by international courts and tribunals of the decisions of RFMOs, appropriate trade bodies and NGOs should be afforded an opportunity to submit information and argument to an extent similar to that in many national courts. Not sure of what to do with this		
	G. TRANSPARENCY	7	87,5
1	The RFMO has given effect to article 12 of UNFSA, which requires transparency in decision-making processes and other activities of RFMOs, and that representatives from IGOs and NGOs should be afforded an opportunity to participate in meetings on reasonable terms. Current practice	1	
2	The RFMO has adopted streamlined processes for applications for observer status that minimize lead times for applications and clearly specify the information required in support of the application and the justification for observer status. Current practice	1	
3	3. The rules of procedure adopted by the RFMO provide for long-term approval of observer status instead of requiring an annual approval process. Current practice	1	
4	Observers have access to all official documents in the same timeframes as members. Reasons of confidentiality should not be used as a means to unduly restrict access to documents. The basis upon which confidential documents are treated as confidential should be made available. Current practice	1	
5	5. Rules of procedure minimize the capacity for RFMOs to selectively close meetings to observers. A decision to close a meeting requires the agreement of at least a majority of members. CCSBT accepts the decision of just one member	0	
6	The websites maintained by RFMOs are readily and publicly accessible. They should be kept up to date and contain summary statistics on catch, effort and trade as well as all meetings documents, including background papers and reports. Current practice	1	

7	7. When committees have been established in order to provide advice on conservation and management measures for certain geographical areas or species, RFMOs should ensure that the nature of participation in them does not result in a lack of transparency. If membership of these committees is limited in scope, provisions should be in place to support attendance as observers by other members of the RFMO, particularly developing State members. Current practice	1	
8	The rules of procedure for the conduct of committees, including those established to provide advice on conservation and management measures, do not provide for lower standards of transparency, including in regard to participation and access to meetings papers and reports, than those adopted by the Commission. Only the EC can exclude a paper from release	1	
H. SPECIAL REQUIREMENTS OF DEVELOPING COUNTRIES		2,5	35,7
1	The RFMO has processes in place to evaluate developing State members' level of dependence on managed stocks, <u>for example vulnerability indices</u> . CCSBT does not have that.	0	
2	The RFMO has processes in place to demonstrate the value of the potential benefits to members, especially developing State members, from better management of stocks on the high seas and in areas under national jurisdiction. CCSBT does not have that.	0	
3	Participation of developing States in the work of the RFMO is assured, either through RFMO-managed voluntary contributions or, preferably, <u>through guaranteed budgetary contributions</u> , as in the case of the WCPFC. <u>Where appropriate, such participation should extend to observers as well as members.</u> This is particularly relevant when developing countries are involved in trade in product subject to catch or statistical documentation schemes and when full membership may not be appropriate or necessary for application of the scheme. Only partly implemented	0,5	
4	Formulae for contributions to the budget of the RFMO take into account the ability of developing States to make financial contributions. The contribution formula in the Convention makes no allowance for Developing States and the ability to pay.	0	
5	The RFMO has given effect to Part VII of UNFSA by structured programmes of assistance to developing States. The WCPFC provides an example of current best practice for the establishment of a special fund for this purpose. They do have a fund and have provided assistance to Indonesia, but there is no structured program per se.	0,5	
6	Programmes of assistance, whether financed through voluntary contributions or otherwise, are linked to the agreed priorities and the strategic plan of the RFMO. Where appropriate, these programmes should include enhancing the ability of developing countries to participate in catch documentation schemes and port state regimes and to comply with their obligations to supply statistical information. RFMO secretariats may have an important role to play in the coordination and practical implementation of the programmes of assistance. Current practice but no structured programme yet.. The Secretariat conducted a workshop in Indonesia on the Catch Documentation Scheme in 2013. In 2012, the CCSBT funded a Management Procedure/Stock Assessment workshop in Indonesia to assist Indonesia to participate in its scientific processes.	1	
7	The RFMO has adopted strategies that permit developing States to develop their own fisheries for straddling and highly migratory fish stocks. Nothing beyond giving them an allocation	0,5	
	The RFMO has adopted high seas allocation criteria that meet the objectives of UNFSA Part VII as regards participation by developing States. CCSBT does not differentiate between high seas and EEZs allocations		
I. INSTITUTIONAL PRACTICE		13	100,0
1	Institutional structures, whether the body concerned is an RFMO or an arrangement, must be sufficiently robust to achieve its core conservation and management objectives. This is the case	1	
2	The financial resources allotted to the RFMO or arrangement are adequate to enable it to achieve its core objectives. This is the case	1	
3	The RFMO has a transparent process in place for scrutinizing and adopting its budget. This is the case	1	
4	The formula for the RFMO's members to assess contributions to its budget is equitable, transparent and sustainable. This is the case	1	
5	Assessed contributions to the budget are paid in full and on time. There should be sanctions, for example withdrawal of voting rights, interest payments and suspension of fishing rights, in case of non-payment. This is apparently the case	1	

6	The RFMO is able to establish medium- and long-term operational plans identifying research and management priorities for use of the resources of the organization and for the alignment of voluntary contributions. This is the case	1	
7	Voluntary (extra-budgetary) contributions are applied only to support the agreed priorities and strategic plan of the RFMO. Voluntary contributions are not usual practice within the CCSBT. There have been voluntary contributions in the past, but these were not what I consider to be 'normal' voluntary contributions	1	
8	The staff of the secretariat are recruited according to merit, taking due account of the need for equitable geographic representation. This is not specified in the Convention but the practice is in line with the principles (merit and distribution)	1	
9	The secretariat is given both clear guidance about members' expectations of it and resources adequate for carrying out its work. YES	1	
10	The secretariat applies appropriate generic management system standards (for example ISO 9000), to all aspects of its operations. . YES	1	
11	Financial regulations, rules and procedures and staff regulations covering the internal administration of the RFMO are in place. . YES	1	
12	RFMOs actively cooperate with one another and with other relevant regional organizations so as to ensure that their broad objectives of long-term conservation and sustainable use are achieved. Yes through the Kobe process and other informal processes.	1	
13	There exists provision for regular performance assessment by each RFMO, whether through self-assessment, external review or a combined panel of internal and external reviewers, based on widely recognized best practices and agreed indicators. The results of these assessments should be made publicly available. Yes.	1	